

# 泉官衙遺跡史跡公園整備事業基本計画

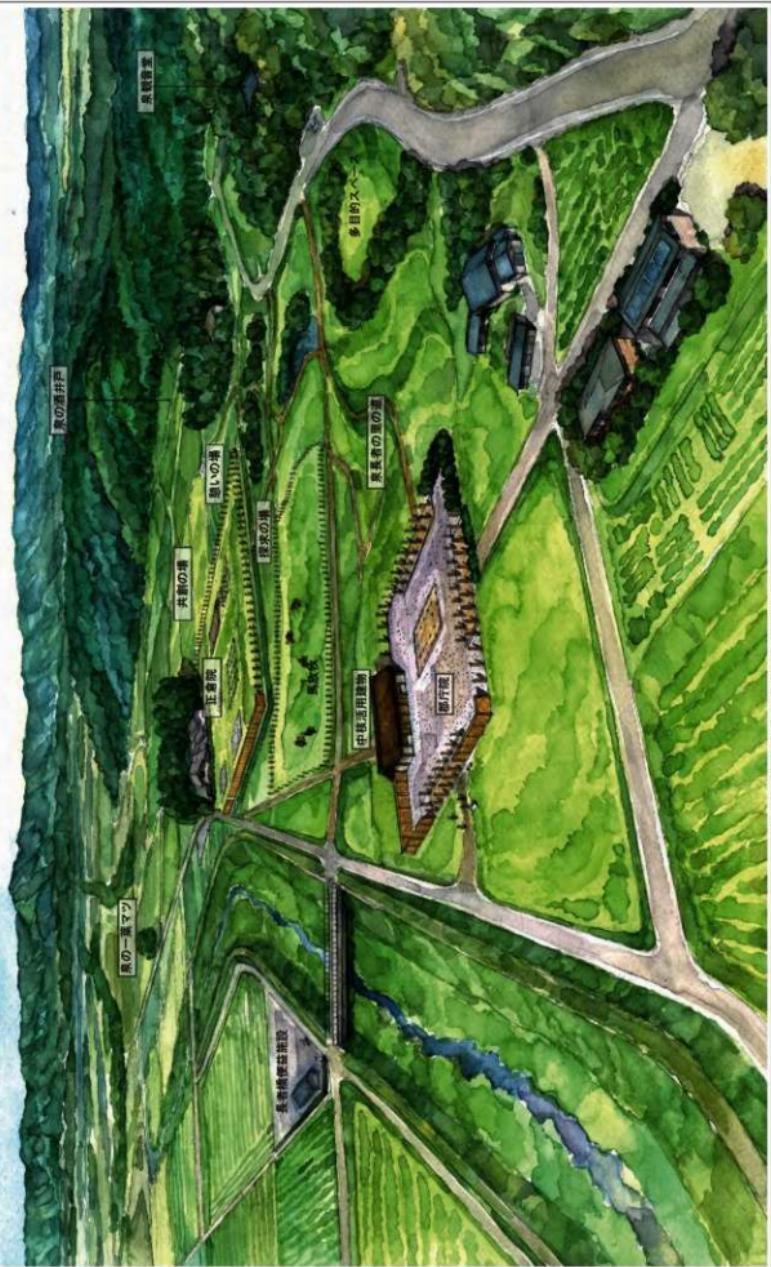


令和2年3月

福島県南相馬市教育委員会



卷頭図版 完成予想図（全体鳥瞰図）





## 序

泉官衙遺跡は、奈良・平安時代に当地方を治めた「郡家（郡役所）」の全貌を知ることのできる全国的にも稀少な遺跡であることから、平成22年2月に国史跡に指定されました。以後、当市では、その恒久的な保存・活用に取り組み、東日本大震災を経た平成27年度から史跡の公有化、平成30年度には、史跡の保存活用における中長期的な計画である「泉官衙遺跡保存活用計画」を策定しました。この保存活用計画では、地域に根差した文化財である史跡を、その保存にとどまらず、震災後の地域再生のための資源として活用することも計画しました。すなわち、史跡は今日の南相馬市につながる「行方郡」という一地域のまとまりが初めて形成された歴史を伝えており、震災と原発事故の影響により分断を余儀なくされた本市が、再び一体となって未来へと進んでいくために、共有すべき歴史を拠り所とすることを企図しています。

地域における文化財の総合的な保存・活用、個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し、地方文化財行政の推進力強化を要点とする文化財保護法の改正が平成30年6月に行われました。その背景には、近年の過疎化や少子高齢化の進行による文化財保護の担い手不足の深刻化、その一方での地域振興・観光振興・地方創生や地域経済活性化等の資源としての文化財への期待の増大があります。今や、地域社会が総がかりとなり、長期的な視野に立って文化財の総合的かつ計画的な保存・活用を推進していく気運が高まっています。

こうした全国的・地域的な背景のもと、本市では先に策定した史跡の保存活用計画を踏まえ、その目標を実現するため、どのような環境を整えていくかについて、さまざまな観点から検討を重ねてきました。基本的には、史跡の価値を持続的に享受できるよう、市民が利用して地域の歴史と文化を学ぶことができる史跡公園として整備するものです。それに加えて、市内の他の文化施設と結び付けてほかにない個性ある歴史文化を発信し、また、地域との協働のもとに多様な活用を開拓することによって地域活動を促進することにより、歴史理解にとどまらず市民文化の向上へつながるよう、工夫を凝らしました。本計画の推進により、地域が再生を果たし、誇りと活力をもって未来へ進むことのできるまちづくりに寄与できるものと確信しております。

末筆になりましたが、本計画の策定にあたり、ご指導ご協力を賜りました南相馬市泉官衙遺跡保存整備指導委員会の皆さま、文化庁、福島県庁、地元の泉行政区、泉官衙遺跡愛護会、泉官衙遺跡を楽しむ会をはじめとする関係各位に厚く御礼を申し上げます。

令和2年3月

南相馬市教育委員会  
教育長 大和田 博行

## 例　　言

1. 本書は南相馬市原町区泉字寺家前ほかに所在する国指定史跡「泉官衙遺跡」にかかる整備事業基本計画書である。
2. 泉官衙遺跡史跡公園整備事業基本計画（以下、本計画）は、令和2年1月23日に序議決定され、同日付をもって策定した。
3. 本計画は、平成30年度・令和元年度に「泉官衙遺跡歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業」とする国庫補助金の交付を得て策定した。
4. 事業実施体制は以下のとおりである。

### 平成30年度

教育長 大和田博行  
事務局長 木村 浩之  
文化財課長 堀 耕平  
震災被災者市史跡さん係齋藤 直之  
文化財係長 川田 強  
主任査 佐藤 友之  
主任文化財主事 荒 淑人  
主任文化財主事 藤木 海  
主任文化財主事 佐川 久  
主任査 林 紘太郎  
埋蔵文化財調査員 濱須 嶋（嘱託）  
埋蔵文化財調査員 小椋紗貴江（嘱託）

### 令和元年度

教育長 大和田博行  
事務局長 羽山 時夫  
文化財課長 堀 耕平  
震災被災者市史跡さん係齋藤 直之  
文化財係長 川田 強  
主任文化財主事 佐藤 友之  
主任文化財主事 荒 淑人  
主任文化財主事 藤木 海  
主任文化財主事 佐川 久  
埋蔵文化財調査員 濱須 嶋（嘱託）  
埋蔵文化財調査員 小椋紗貴江（嘱託）

5. 本計画は、南相馬市泉官衙遺跡保存整備指導委員会を設置し、平成30年度・令和元年度に同委員会により検討・審議したほか、公募市民による泉官衙遺跡を楽しむ会を発足し、意見聴取・協議を行って計画の素案をとりまとめた。また、文化庁文化資源活用課・福島県教育庁文化財課の指導を得た。
6. 計画案に対しては、パブリックコメントで市民から意見を募集したほか、公共事業評価委員会に付し、その結果を計画に反映させた。
7. 本計画の策定にあたり、業務を以下の機関に委託した。  
計画策定支援 有限会社歴史環境研究所  
空中写真撮影及び三次元画像解析 株式会社シン技術コンサルタント  
出土遺物整理 株式会社イビソク  
基準点測量 株式会社中庭測量コンサルタント
8. 本書の作成にあたっては、以下の機関・個人の方々にご協力・ご指導をいただいた。記して謝意を表する（順不同・敬称略）。  
泉行政区・泉官衙遺跡愛護会・泉官衙遺跡を楽しむ会・特定非営利活動法人南相馬サイエンスラボ・海野 聰・高橋千晶・菊地ひとみ・齋藤 実・曾根俊則・奥州市教育委員会・有限会社ウッドサークル・株式会社ジーン

# 目 次

巻頭図版 完成予想図（全体鳥瞰図）

序 .....	i
例 言 .....	ii
目 次 .....	iii

## 本 文

### 1. 計画策定の経緯と目的

1-1. 計画策定の経緯 .....	1
1-2. 計画の目的と構成 .....	1
1-3. 委員会の設置 .....	2
1-4. 関連計画との関係 .....	2

### 2. 史跡の概要

2-1. 自然的環境 .....	7
2-2. 歴史的環境 .....	16
2-3. 社会的環境 .....	26
2-4. 史跡の概要 .....	36

### 3. 地域住民意見の把握

3-1. 整備への期待 .....	45
3-2. 活用のあり方 .....	45
3-3. 整備のあり方（見せ方） .....	45

### 4. 史跡をとりまく課題

4-1. 保 存 .....	46
4-2. 活 用 .....	47
4-3. 整 備 .....	48
4-4. 体 制 .....	49

4-5. 広域関連整備計画 .....	50
---------------------	----

4-6. 地域住民意見による課題 .....	50
------------------------	----

### 5. 整備の基本方針

5-1. 保存活用の大綱と基本的な方向性 .....	51
5-2. 活用と整備の基本方針 .....	51
5-3. 整備基本計画における基本目標 .....	52
5-4. 活用すべき史跡の価値 .....	54

### 6. 整備基本計画

6-1. 全体計画 .....	56
6-2. ゾーン構成と動線計画 .....	59
6-3. 遺構保存に関する計画 .....	63
6-4. 遺構の表現に関する計画 .....	64
6-5. 中核活用建物の計画 .....	88
6-6. 広場等整備計画 .....	97
6-7. 導入部施設計画 .....	100
6-8. 動線・案内等施設計画 .....	102
6-9. 修景・環境保全計画 .....	112
6-10. 公開活用に関する計画 .....	114
6-11. 関連文化財に関する計画 .....	121
6-12. 調査等の計画 .....	125
6-13. 管理運営に関する計画 .....	126
6-14. 史跡整備事業に必要となる 調査等に関する計画 .....	134
6-15. 事業の実施計画 .....	135

### 資料編

・ ワークショップ検討結果 .....	1
・ パブリックコメント .....	8
・ 南相馬市公共事業評価 .....	11
・ 史跡等における歴史的建造物の 復元等に関する基準（案） .....	13

## 図 版 目 次

第1図	整備基本計画の公営概念図	1	第29図	館院跡の調査成果	43
第2図	「施策の実施計画に伴う 地区区分」	1	第30図	水運関連施設の調査成果	44
第3図	本計画の位置付け	2	第31図	整備対象範囲概念図	56
第4図	復興総合計画と 施策体系のイメージ	3	第32図	整備施設配置模式図	58
第5図	南相馬市歴史文化基本構想に おける関連文化財群	5	第33図	ゾーン構成・動線計画図	60
第6図	南相馬市歴史文化基本構想に おける歴史文化保存区域	6	第34図	全体整備計画図	61
第7図	史跡周辺の地形	7	第35図	断面図	62
第8図	史跡周辺の地質	8	第36図	遺構保護盛土断面模式図	63
第9図	南相馬市域の植生	9	第37図	郡庁院遺構配置図	65
第10図	史跡周辺の植生	10	第38図	郡庁院整備断面模式図	67
第11図	史跡指定地範囲の 植生調査位置図	11	第39図	玉石敷・板塀復元例	67
第12図	史跡周辺の植生の現状	12	第40図	郡庁院整備イメージ図	68
第13図	気温と降水量	15	第41図	平面表示の例	69
第14図	史跡周辺の景観	15	第42図	高さのある柱表現の例	70
第15図	南相馬市の主な遺跡	17	第43図	郡庁院陣幕設置のイメージ	70
第16図	行方郡成立前後の 関連遺跡の分布	20	第44図	復元三次元画像のイメージ	70
第17図	泉周辺の指定文化財と 関連遺跡	25	第45図	比較検討平面図	71
第18図	令和2年度までの 公有地化計画図	28	第46図	郡庁院の整備イメージ	72
第19図	史跡指定地の地目	29	第47図	郡庁院玉石敷の遺構	72
第20図	公園とアクセス	30	第48図	正倉院遺構配置図	76
第21図	史跡へのアクセス	31	第49図	正倉院II期・III期の 変遷試案	77
第22図	史跡周辺における 水害のハザードマップ	32	第50図	復元想定地形図	79
第23図	道水路図	33	第51図	正倉院整備イメージ図	80
第24図	泉の長者伝説に関する 諸要素	35	第52図	正倉院整備計画断面図	81
第25図	史跡指定範囲図	37	第53図	発見から解明までの プロセス表現イメージ	82
第26図	泉官衙遺跡遺構配置図	40	第54図	区画の柱表示例	82
第27図	郡庁院跡の調査成果	41	第55図	SB0101a・b遺構の状況	83
第28図	正倉院跡の調査成果	42	第56図	SB0101a・b 発掘状況展示模式図	84
			第57図	立柱掘方展示の例	84
			第58図	大型礎石式総柱建物の表現	85
			第59図	第1・2列の表現	85
			第60図	第3列の表現	86
			第61図	総柱式礎石建物の 将来整備イメージ	86
			第62図	柱表示の例	86

第 63 図	復元三次元画像のイメージ	87	第 81 図	仮想現実による 復元画像の例	107
第 64 図	市民参加により 木柱を立てる事例	87	第 82 図	AR・VR 利用ポイントの想定	108
第 65 図	中核活用建物の機能概念図	88	第 83 図	ビューポイント 1	109
第 66 図	復元建物の屋内活用例	91	第 84 図	ビューポイント 2	109
第 67 図	西脇殿による中核活用建物 想定平面模式図	92	第 85 図	ビューポイント 3	110
第 68 図	視点場と眺望	96	第 86 図	ビューポイント 4	110
第 69 図	探求の場平面図	97	第 87 図	ワークショップで 抽出された視点場	111
第 70 図	調査研究のプロセスと 公開・活用の関係	97	第 88 図	憩いの場付近断面図	112
第 71 図	現在残る礎石	98	第 89 図	案内施設及び植栽配置図	113
第 72 図	憩いの場平面図	98	第 90 図	馬を用いた体験イメージ	116
第 73 図	景観作物の例	99	第 91 図	各地区の特性を生かした 活用のサイクル	118
第 74 図	共創の場平面図	99	第 92 図	泉官衙遺跡と関連文化財	121
第 75 図	長者橋付近便益施設平面図	100	第 93 図	周辺の文化財	122
第 76 図	弁慶橋付近便益施設平面図	101	第 94 図	拠点文化財・施設	123
第 77 図	現在の畦畔道路	102	第 95 図	発掘調査範囲図	125
第 78 図	動線計画図	104	第 96 図	管理運営のイメージ	129
第 79 図	案内解説施設の例	106	第 97 図	整備事業工程図	136
第 80 図	復元三次元画像のイメージ	107			

### 表 目 次

第 1 表	南相馬市泉官衙遺跡保存整備 指導委員会委員一覧	2	第 9 表	利用者と什器・備品	92
第 2 表	泉官衙遺跡が該当する 歴史文化保存活用区域	5	第 10 表	各地における ガイダンス施設の工事費	93
第 3 表	史跡指定範囲の 植生調査結果	10	第 11 表	比較検討の総括表	95
第 4 表	規制等に関わる 関連法令一覧	26	第 12 表	園内の動線	102
第 5 表	手続きに関わる 関連法令一覧	27	第 13 表	展示解説の内容と方法	114
第 6 表	土地所有一覧	28	第 14 表	活用の内容	115
第 7 表	地目一覧	29	第 15 表	文化財資源ネットワークの 拠点	123
第 8 表	展示テーマと展示方法の例	89	第 16 表	維持管理の内容	127
			第 17 表	管理運営の内容	127
			第 18 表	事業計画表	135



# 1. 計画策定の経緯と目的

## 1-1. 計画策定の経緯

福島県南相馬市原町区大字泉に所在する泉官衙遺跡は、奈良・平安時代に存在した郡役所である郡家を構成する主要な施設が揃って把握され、その全貌を知ることのできる典型的な官衙遺跡として、平成22年2月22日に国史跡に指定され、同年8月25日には南相馬市が管理団体に指定された。

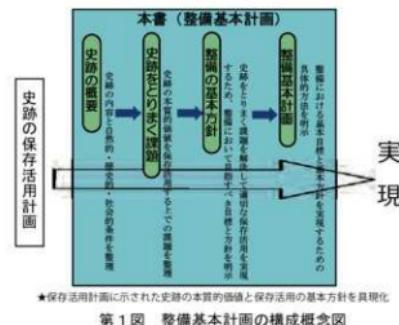
平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、遺跡周辺だけでなく南相馬市全域で甚大な被害を被った。

その後、被災地域の復旧・復興が進捗したが、いまだ多くの市民が原発事故の影響で避難を余儀なくされ、地域住民の離散が地域のなかに暗い影を落としている。そうした中、本市では平成30年度に『泉官衙遺跡保存活用計画』を策定し、史跡を適切な状態で恒久的に保存するための措置を講じてその本質的価値を生かした整備活用を推進することに加え、地域に根差した文化財として、地域再生の心の拠り所となるように、史跡を復興のための地域資源として活用することを目指して、泉官衙遺跡の史跡整備に取り組むこととした。

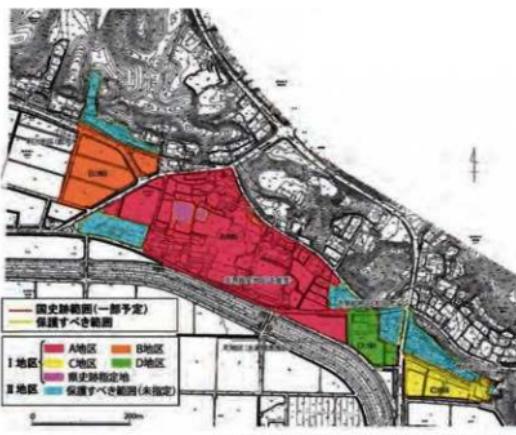
## 1-2. 計画の目的と構成

この整備基本計画は、上位計画となる保存活用計画に示した保存活用の基本方針を実現するための具体的な方法を示すものである(第1図)。そこで本書では、まず保存活用計画に則って史跡の本質的価値とその現状・課題を整理したうえで、史跡をとりまく課題を解決して史跡の適切な保存活用を実現するための具体的方法として整備を位置づけ、その基本方針と計画を示すこととする。

なお、史跡の範囲は広大であり、また未調査の部分も多いことから、全域の整備には長期間を要する。このため、この整備基本計画では整備対象範囲を保存活用計画に示した「施策の実施計画に伴う地区区分」のA地区(第2図)とし、今後10年間を一つのビリオドとして実施する「第1期整備」を計画する。この第1期整備について、公有化の状況や発掘調査の進捗等を踏まえ、今後5か年程度の期間で実施し供用を開始するまでを「前期



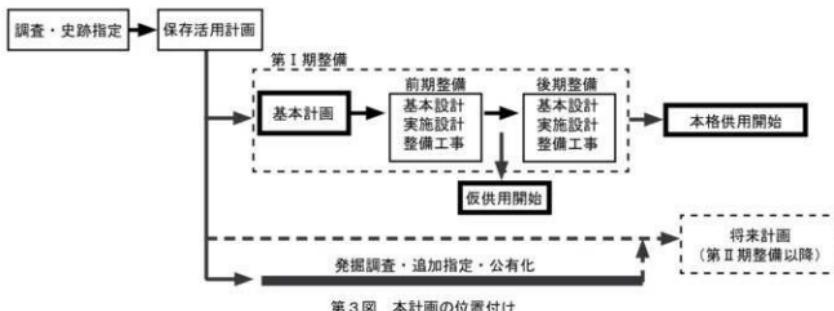
第1図 整備基本計画の構成概念図



第2図 「施策の実施計画に伴う地区区分」  
(保存活用計画より抜粋)

整備」として行う。一方、整備は長期間にわたること、整備手法に新たな視点も必要となると考えられることから、これに続く5か年での整備を「後期整備」とし、その実施においては前期整備の状況を踏まえて検討し、必要な事業評価等を受けるものとする（第3図）。

なお、将来の発掘調査によって新たに判明するであろう遺構の実態に応じて実施する整備を「第Ⅱ期整備」として想定し、その具体的な内容は改めて検討することとする。



### 1-3. 委員会の設置

基本計画策定にあたり、泉官衙遺跡の本質的価値を正しく把握し、適切な保存と有効な活用のための整備を実施するために、歴史（考古学・古代史）・史跡整備・都市計画の専門家、及び地元関係者による南相馬市泉官衙遺跡保存整備指導委員会を設置し、会議を開催した（第1表）。

第1表 南相馬市泉官衙遺跡保存整備指導委員会 委員一覧

指名	分野	所属等
岡田 茂弘	考古学	国立歴史民俗博物館名誉教授 前福島県文化財保護審議会委員長
玉川 一郎	考古学	元福島県教育委員会文化財課長 福島県考古学会長
佐川 正敏	考古学	東北学院大学文学部歴史学科 教授
田中 哲雄	史跡整備	元東北芸術工科大学歴史遺産学科 教授
小林 敬一	都市計画	東北芸術工科大学基盤教育研究センター 教授
三上 喜孝	古代史	国立歴史民俗博物館 教授
佐藤 俊正	地元	泉行政区長
佐藤 忠俊	地元	泉行政区推進
横山 元榮	地元	泉行政区推進

### 1-4. 関連計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である南相馬市復興総合計画をはじめ、教育・都市計画・環境・歴史文化などにおける各計画との整合を図り、本計画の実現を通して、それらまちづくりにかかる基本施策へ寄与することを企図するものである。

#### (1) 復興総合計画

南相馬市では、平成20年度～29年度までを計画期間とする「南相馬市総合計画」に基づいてまちづくりに取り組んできたが、東日本大震災の影響によって市を取り巻く環境が大きく変

化したことから、従前の総合計画におけるまちづくりの指針である基本構想を見直すとともに、復興を着実に前進させる計画として「南相馬市復興総合計画」を、本市の最上位計画として策定した（計画期間…基本構想：平成 27～令和 6 年度、基本計画：前期 平成 27～平成 30 年度、後期 令和元年～令和 4 年度）（第 4 図）。本計画では、本市が目指す将来像「みんなでつくるかがやきと やすらぎのまち 南相馬 ～復興から発展へ～」を実現するため、基本構想で 6 つの基本指針を掲げており、このうち基本指針 5 「自ら学び、自ら考え、生きぬく力を育むまちづくり」に本計画を位置づけ、施策を展開していくこととする。

## （2）南相馬市復興総合計画第5次実施計画

復興総合計画における後期基本計画に掲げる政策目標の実現に向けて、令和元年度から令和 3 年度の 3 か年を計画期間として、真に必要な事業を選別し、計画的かつ効率的・効果的な事業構築を図ることを目的に策定された。

泉官衙遺跡史跡公園整備事業は、その政策の柱 3 「産業・仕事づくり」に通年の観光施設の活用や文化遺産を含めた新たな観光ルートの開発を目指す基本施策 9 「観光交流」に位置付けられている。



第 4 図 復興総合計画と政策体系のイメージ

## （3）南相馬市教育振興基本計画

地域の歴史に学び、未来を考えるために歴史教育は不可欠である。また、地域のアイデンティティを醸成するうえでは、ふるさと教育の充実が重要となる。このため、地域の文化財を活用した教育の推進が、施策の展開のうえで不可欠である。

「南相馬市教育振興基本計画」は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、南相馬市における「地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画」として策定するものであり、国の「第 2 期教育振興基本計画」、県の「第 6 次福島県総合教育計画」を踏襲するものとしている。南相馬市教育振興基本計画は、「南相馬市復興総合計画」を上位計画として整合性を図り、学校教育、生涯学習、文化及びスポーツ、幼児教育に関する総合的な計画として策定し、本市の教育行政の目指す方向性とその実現に向けた施策（取組み）を明確にしている。具体的な施策や事業については、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間としている。本計画は

「南相馬市教育振興基本計画」中の基本施策3「地域文化の継承」に位置付けている。

#### (4) 南相馬市都市計画マスタープラン

本市では、上位計画である「南相馬市復興総合計画」に掲げる将来像の実現に向けた都市計画・都市づくりの方向性および今後の取り組みの考え方を明らかにする計画として、「南相馬市都市計画マスタープラン」が策定されている。

都市作りの理念として「住みなれたまちや産業を復興し、安全・安心な持続可能な都市づくり」をかかげ、それを元に、都市づくりにおける5つの基本目標と、将来都市像として「みんなでつくるかがやきとやすらぎのまち」が挙げられている。

このうち、「観光資源を活かした都市づくり」では相馬野馬追や史跡等の活用、「魅力と賑わいあふれるコンパクトな都市づくり」では、街並み景観づくりや山・川・海の豊かな自然環境と調和した南相馬市の原風景と調和について記載されている。さらに、「災害に強い都市づくり」を実現するためには、過去の震災の事実からの学びも重要となる。

#### (5) 第2次南相馬市環境基本計画

本市では、震災で大きな被害を受けた自然環境・生活環境を再生・創造し、環境基本条例で定める3つの基本理念を具現化するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第2次南相馬市環境基本計画の策定している。そこでは、「環境目標6 自然環境とともに形成された文化の継承」、そのなかの主要施策として「環境施策6-1 歴史的文化的環境の保全」、「主要施策44 地域的歴史的文化的環境の保全」が挙げられている。それらの目標や施策との整合を図ることが必要である。

#### (6) 南相馬市歴史文化基本構想

南相馬市では、市内にある文化財を総合的に保存活用するためのマスタープランである南相馬市歴史文化基本構想を策定した。同構想では、多様な文化財の相互の歴史的・地域的な関連性を捉え、周辺環境も含めて総合的に保護・活用を行うための基本的な方針を定めている。

##### ① 歴史文化基本構想の位置づけと他の文化財関連計画との関係

歴史文化基本構想は、市内の文化財をその周辺環境を含めて総合的に保存活用し、地域資源を題材とした、まちづくり、観光振興、学校・社会教育、市民活動等の施策を展開するための基本的な方針である。史跡等の保存活用計画は、この歴史文化基本構想の基本方針を踏まえ、その趣旨を具体的に実現するための計画として、史跡等の将来にわたる保存管理・活用・整備の方向性と方針を示すものである。さらに、保存活用計画の策定後には、同計画で定めた方針を実現するための具体的方法を明示したアクションプランとして、整備基本計画を策定することとなる。

##### ② 南相馬市の歴史文化の特徴

広く市民の中に野馬追が息づきながら、あらゆる時代の歴史が自然と調和して、それぞれのまちの風景に溶け込んでいる。各地域の特色ある文化が体感できることに、南相馬市の歴史文化の特徴がある。

##### ③ 南相馬市の関連文化財群と歴史文化保存区域

この構想では、地域に存在する文化財の歴史的・地理的関連性をとらえた、関連文化財群（ス

トリー）を設定することにより、文化財の価値を正しく理解してその価値を保存し、活用していくため枠組みとなるものである。

構想では市内の文化財から6つの関連文化財群を設定しており、そのなかで、主に史跡によって古墳時代から古代に至る歴史をとらえたテーマ2「古墳・官衙・製鉄・石仏がいざなう古代史のフィールド～南相馬のはじまりを伝える、古代行方の7つの史跡～」をテーマの一つに掲げている。泉官衙遺跡は、このテーマにおける中核と位置づけられる（第5図）。

また同構想では、特に文化財が集中している地域を周辺環境と一緒に区域として捉えることで、文化財の保存・活用の具体的な施策を展開する枠組みとして、8つの「歴史文化保存活用区域」を設定している（第6図）。泉官衙遺跡は、このうち「④新田川河口に登場した古代王權・古代國家の遺産を感じるゾーン」に位置し（第2表）、その拠点となる史跡である。

本計画は、この歴史文化基本構想に基づき、その趣旨を実現させるための具体的な計画として位置づけることとする。

## 2 古墳・官衙・製鉄・石仏がいざなう古代史のフィールド ～南相馬のはじまりを伝える、古代行方の7つの史跡～

### 【キーワード】

7つの国史跡、桜井古墳、真野古墳群、羽山横穴、泉官衙遺跡、大悲山の石仏（観音堂石仏、薬師堂石仏、阿弥陀堂石仏）、横大道製鉄遺跡、古墳からみた現代の地域につながる河川ごとの豪族支配、律令制による「行方都」、南相馬市につながる地域のまとまりの確立、律令国家の重要な基幹事業「製鉄」、古代を学ぶフィールド



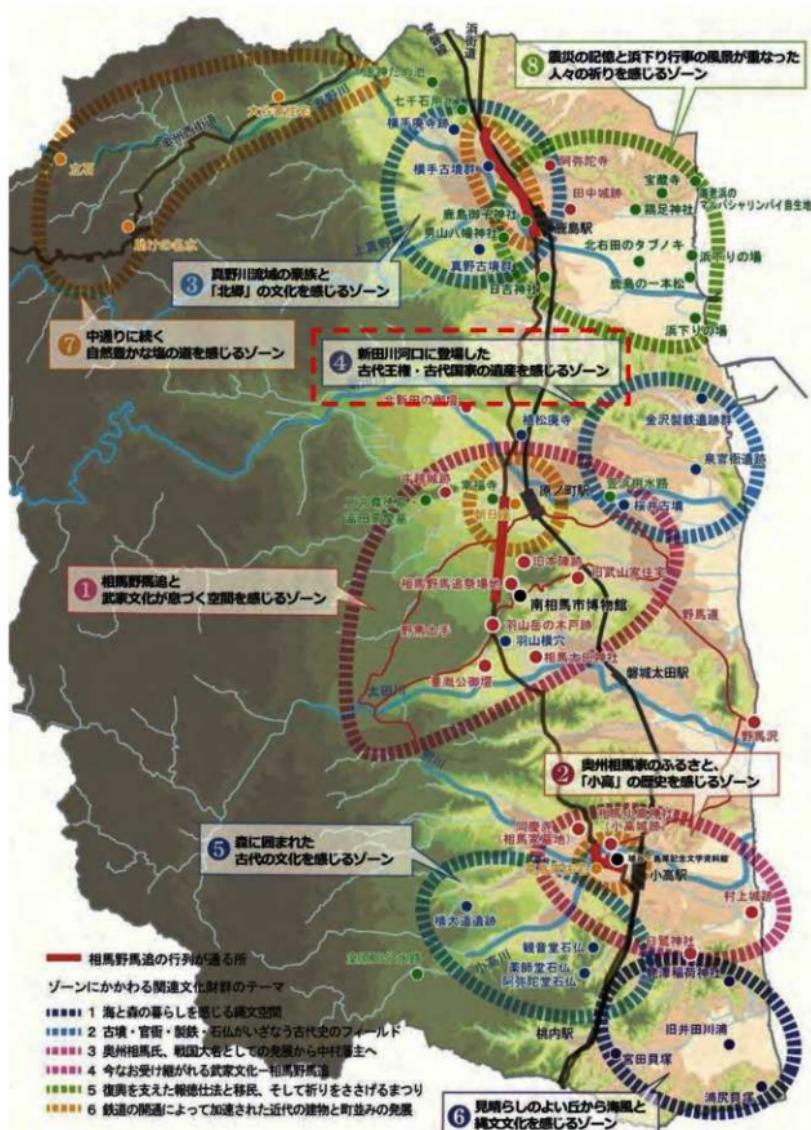
桜井古墳（原町区）

第5図 南相馬市歴史文化基本構想における関連文化財群  
2 古墳・官衙・製鉄・石仏がいざなう古代史のフィールド

第2表 泉官衙遺跡が該当する歴史文化保存活用区域

### ④新田川河口に登場した古代王權・古代國家の遺産を感じるゾーン

【設定の理由】	● 国指定史跡桜井古墳・泉官衙遺跡のほか、東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館が近接して存在することから、古墳時代から古代への歴史の推移とその支配の特徴が史跡を通して表現されるゾーンとして設定した。
【区域の特徴】	● 新田川を挟んで大和王權と古代國家の誕生を物語る桜井古墳・泉官衙遺跡が所在し、丘陵には当地方の特徴である奈良・平安時代の製鉄遺跡が数多く存在する。文化遺産と水田景観が調和した南相馬市の原風景を感じることができるゾーンである。
【計画目標】	<ul style="list-style-type: none"><li>● 泉官衙遺跡の整備を推進してその歴史的価値を顕在化させるとともに、桜井古墳や東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館など既整備の文化財施設と連携した活用を行う。</li><li>● 泉官衙遺跡、桜井古墳を中心とし、県指定重要文化財泉の十一面觀音、県指定天然記念物泉の一葉マツ・泉の酒井戸などを関連づけた市民とともに保存と活用の体制を構築していく。</li><li>● 地区内に所在する史跡・文化財のほか、地域に残る伝説にちなんだ場所や、新田川河口域の田園風景など多様な価値を活かした歴史ある景観づくりを進める。</li></ul>



第6図 南相馬市歴史文化基本構想における歴史文化保存区域

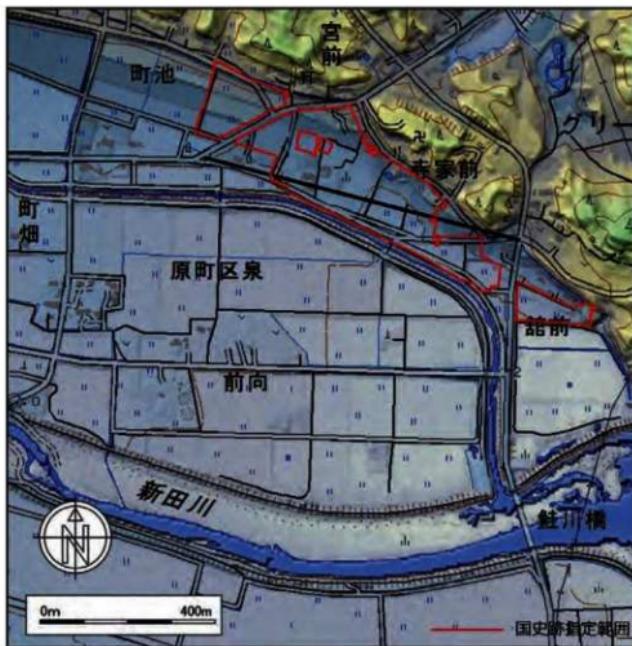
## 2. 史跡の概要

### 2-1. 自然的環境

#### (1) 地形

南相馬市の地形は、市域の西側を南北に連なる双葉断層を境に、市域の西部には阿武隈山地がそびえ、東部には太平洋を望む海岸平野が広がる。阿武隈山地は標高400～500mを測り、起伏が激しく傾斜の強い斜面が連なるが、全体的には山々の高まりが揃っている点に特徴がある。この阿武隈山地を水源とする幾筋もの中小河川が太平洋へ向かって東流することにより、海岸平野には山地東縁から派生した標高20～40m程度の低丘陵が河川に沿って東西に舌状に延び、山地に接してごく小規模な山麓地がみられるほか、扇状地や段丘を発達させ、海岸ちかくでは河川の氾濫原に沖積地や自然堤防・後背湿地が形成され、海岸には浜堤が発達して、かつては浦を形成していた部分もある。低丘陵は小規模な谷と尾根による樹枝状の地形（サク）を形成し、海岸線に達する先端が海食崖となる部分もある。河川により形成された段丘は、河床の発達高度により、大きく低位段丘・中位段丘・高位段丘に区分され、それぞれの段丘が上下2段に分かれ合計6段の段丘が確認できる。

史跡が立地する泉一帯の地形（第7図）は、新田川により形成された沖積低地の北側に位置し、史跡背後には標高20～30mの低丘陵がおよそ東西に方向に連なっている。史跡はその裾部の標高4～9mの南向きの緩斜面に位置している。また、史跡背後の低丘陵は、泉観音堂の標高が16.2m、背後の山頂がおよそ30mで最高所である。

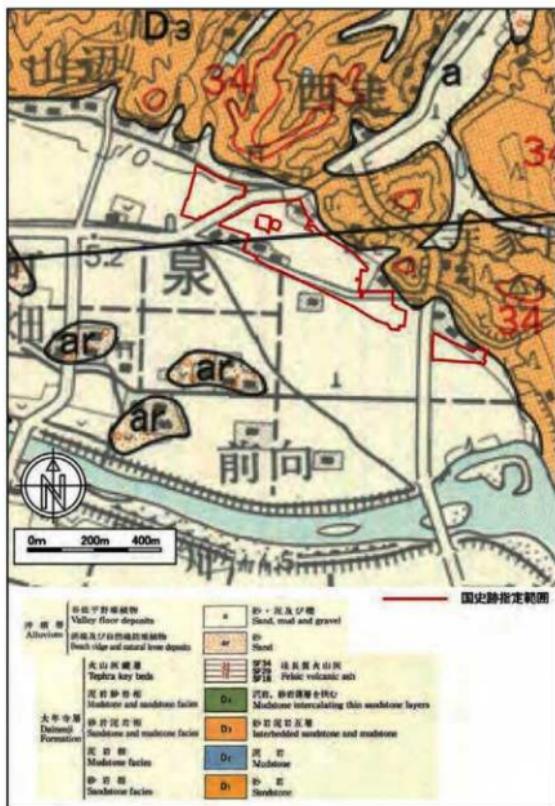


第7図 史跡周辺の地形

## (2) 地質

畠川破碎帯と双葉断層（破碎帯）に挟まれた阿武隈山地は、花崗岩や相馬古生層などからなる先第三系があり、双葉断層の東側には中生代の相馬中村層群、低丘陵地には新第三系などが分布する。低丘陵地は新生代鮮新統を代表する仙台層群が大部分を占め、この仙台層群は低位から亀岡層、滝の口層、向山層、そして最上部の大年寺層と呼ばれる固結度の低い凝灰岩質砂岩、泥岩で構成されている。丘陵部に分布する第四系は、台地面を形成する堆積物と海岸平野部の低地面を形成する堆積物とがあり、前者は高位、中位、低位の段丘を構成し、上位に行くにつれて粒径の大きくなる礫層で砂層やシルト層を挟み、風化火山灰をのせる。後者は中小河川の流れる谷を埋めて発達した沖積層である。

史跡が位置する範囲は、新田川沿いの沖積層で砂・泥及び礫からなる（第8図）。この広い沖積層には砂等からなる島状の自然堤防堆積物が点在し、この多くには遺跡が立地している。また、背後の低丘陵は、仙台層最上部の大年寺層で、凝灰岩系砂岩、泥岩の互層で構成されている。



第8図 史跡周辺の地質

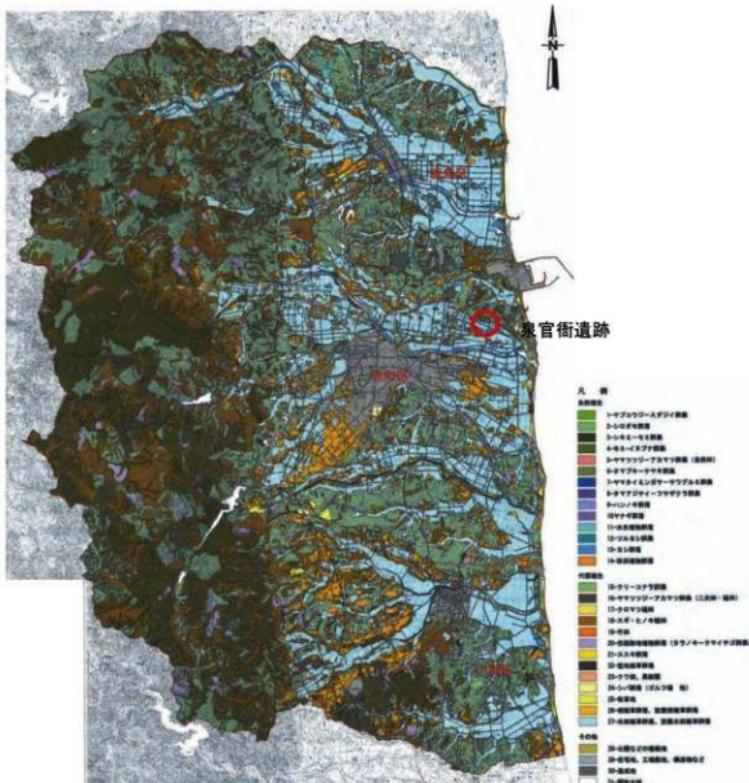
### (3) 植生

#### ① 南相馬市の植生

南相馬市の現存植生（第9図）は、自然植生帯が分布する山地の急傾斜地等を除いては、古くから人々の活動が盛んであったため、広く土地利用がなされ代償植生が広がっている。

山地が分布する西部は、クリーコナラ群集やスギ、アカマツ等の植林が広く見られる。自然林は、急傾斜地等にモミーイヌブナ群集がまとった面積で分布している。

低地、台地、丘陵地の広がる東部では、低地には主に水田雜草群落が分布し、丘陵地、台地には二次林のクリ、コナラ群集、スギやアカマツ等の植林、あるいは烟雜草群落等が見られる。自然林相は、寺社林や屋敷林等にシキミ・モミ群集等がわずかに見られる。史跡背後の丘陵のなかで、泉十一面觀音周辺にはアガシ樹林がみられる。植生帶は、低地、台地、丘陵地はヤブツバキクラス域で、より高海拔の山地はブナクラス域に属し、両クラスの移行帶は海拔100m前後と考えられる。



第9図 南相馬市域の植生

## ②史跡指定範囲の植生

史跡指定地範囲の植生は、つぎのようにとらえることができる（第10図・第3表）。ひとつは公有化以前の土地利形態を示す田圃と畑地等であり、現在は菜の花畠や低茎草地となっている。また、史跡範囲内の北側には家屋が数軒存在（一部は公有地化に伴い計画的に移転）し、敷地の北側や西側でスギやヒノキ等による屋敷林を構成している（第11・12図）。その他、生垣や庭木等が多数植えられているほか北側中央付近は園芸種の圃場となっている。

このように本史跡範囲樹木は二次植生であるものの、樹木が生育している範囲は、背後の山林と共に地域の農村としての歴史を示す貴重な緑地である。



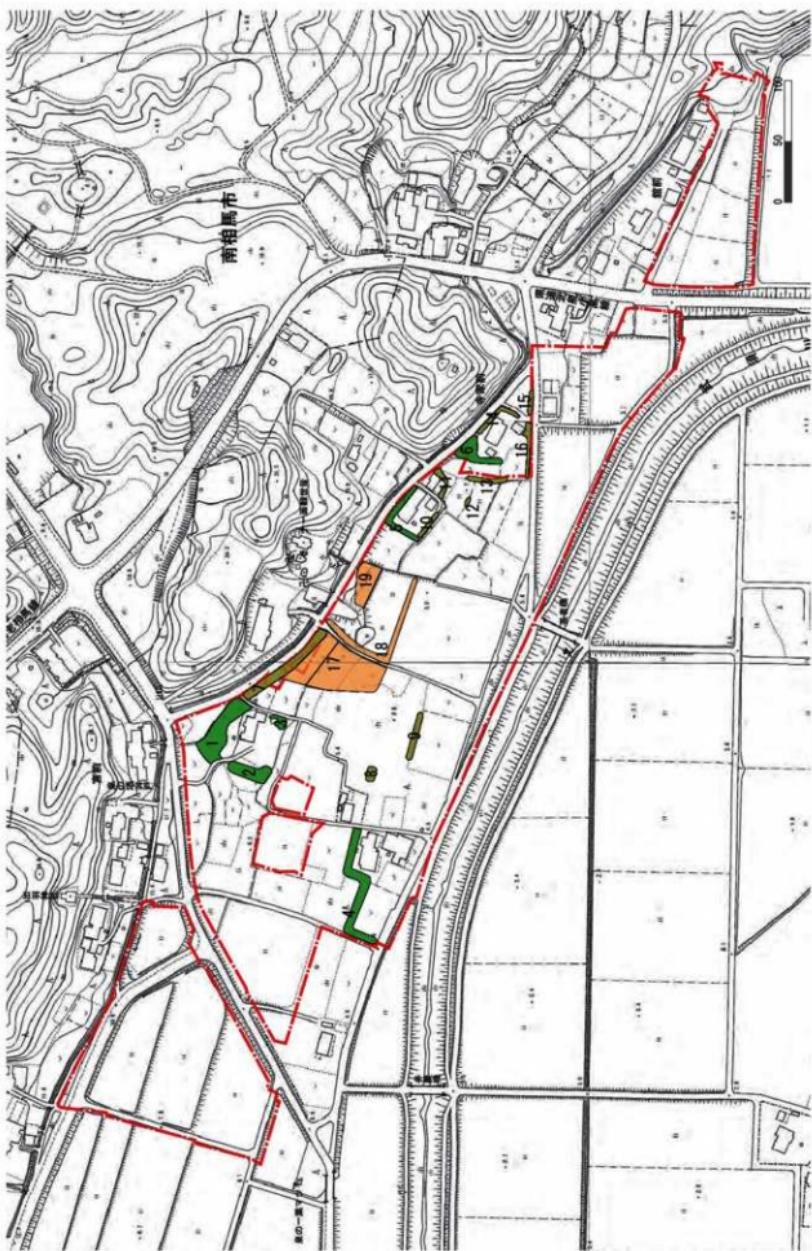
第10図 史跡周辺の植生

第3表 史跡指定範囲の植生調査結果

種別	区分	種類	高さ(m)	本数
屋敷林	1	アスナロ	15	1
		ウラジロガシ	15	1
		ウワミズゲクラ	10	1
		エノキ	5~10	2
		カキ	10	1
		カシ類	10	1
		カヤ	5~10	2
		クリ	10	2
		サクラ類	10~15	2
		シユロ	5	1
		スギ	5~25	51
		タブノキ	5~10	4
		ツバキ	3~10	14
		ネズミモチ	3	1
		ヒサカキ	5	6
		ヒノキ	10~20	7
2	2	カシ類	10	1
		サクラ類	10	1
		スギ	15	1
		ヒノキ	15	2
		モウソウチク	10	多數
3	3	エノキ	15	2
		スギ	5~20	15
		タブノキ	5	3
		ヒノキ	10	1
4	4	スギ	15~30	48
		ヒノキ	5~25	9
		アスナロ	5	3
		イチョウ	10	1
		カナメモチ	5	3
		クマシデ	10	1
		クリ	8	1
		ケヤキ	10	1
		コナラ	8	1
		サクラ類	5	1
5	5	サザンカ	5	多數
		スギ	10	16
		タブノキ	5	1
		ツバキ	5	多數
		ヒイラギ	2	1
		ヒノキ	10	15
		スギ	15	25
		マサキ	2	5

種別	区分	種類	高さ(m)	本数
庭木・生垣	7	ツツジ	1	2m×50m
		マツ類	5	1
		ツツジ	0.5	10m×20m
		サザンカ	4	17
		ウメ	2	1
		カエデ類	2	2
		サザンカ	2	5
		ツツジ	1	10
		ドウダンツツジ	2	1
		トベラ	1	5
		カエデ類	3	2
		カキ	8	1
		カナメモチ	2	1
		サザンカ	2	1
		ツバキ	3	1
12	12	マツ類	3	2
		ヒノキ	5	10
		アジサイ	0.6	10
		トベラ	1	2m×30m
		カイヅカイヅキ	2	2m×15m
		ツツジ	1.5	2m×2m
		アジサイ	1	5
		ツツジ	1	5
		ヒノキ	10	1
		カエデ類	3	10m×30m
17	17	サザンカ	3	30m×30m
		マツ類	5	20
		サザンカ	4	17

第11図 史跡指定範囲の査定調査位置図



・ 屋敷林



屋敷林で中央から左奥にかけてスギが並ぶ。低層はツバキが多数生育している。



屋敷林で写真中央のモウゾウチクを主体とし、北側にヒノキ、スギ等の高木が生育する。



屋敷林で写真中央の高木はスギ



屋敷林でスギを主体としている



屋敷林で道路沿いの高木はスギ・ヒノキを主体に列植されている。西側の植生は落葉樹が生育している。



屋敷林で写真中央から右側斜面にスギが生育している。道路に沿ってトベラが植栽させている。

第 12 図 - 1 史跡周辺の植生の現状①

・ 庭木・生垣



生垣でツツジが主体で道路沿い法面を利用して植栽されている。



庭木でツツジが植栽されている。放棄され、管理されていないようである。



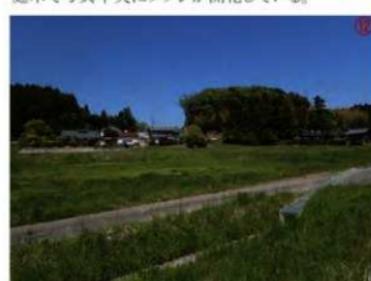
庭木でサザンカが列植されている。



庭木で写真中央にツツジが開花している。



庭木で多種の植栽がなされている。東側にカエデ類、カキが生育している。



庭木の一部と思われるマツが 2 本生育している。



生垣で写真中央にヒノキの低木が列植されている。



生垣で写真中央で道路に沿ってトペラが植栽されている。

第 12 図 - 2 史跡周辺の植生の現状②



生垣で写真右側にツツジ、中央から左奥にカイヅカイブキが植栽されている。



庭木で写真中央の高木がヒノキ、低木にアジサイ、ツツジが植栽されている。

・ 植木園場



園場で写真中央はサザンカである。北側にカエデ類が植えられている。



園場でマツ類が植えられている。



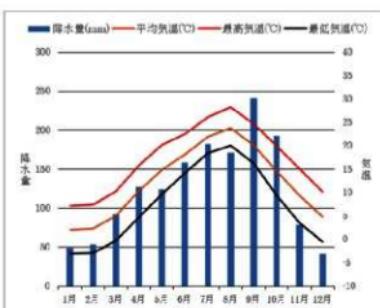
園場で写真中央にサザンカが植えられている。

第 12 図 - 3 史跡周辺の植生の現状③

#### (4) 気象

南相馬市は浜通りに位置し、海洋性気候のため夏季は気温の日格差が小さく、東風となる海風の影響を受けている。冬季も積雪はほとんどなく、比較的温暖な地域である。

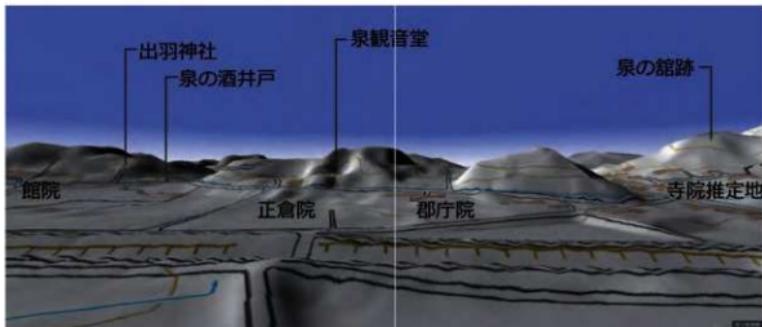
年間平均気温は12.3°C、最高気温は8月で28.3°Cになり、最も低い月は1月で-3.0°Cである(第13図)。年間降水量は1,511mmで、最も多い月は9月で241.2mm、少ない時期は12月で41.4mmである。年間の風速は1.6 m/sで、春から夏にかけては北西から南東、秋から冬は北北西から西北西に変わる。強い風が吹く時期は2~3月で、風速は2.0 m/sになる。



第13図 気温と降水量

#### (5) 景観

史跡の眺望を南から俯瞰すると、背後に起伏に富んだ低丘陵が東西に連なっている点に特徴がある(第14図)。史跡は丘陵裾の南向き緩斜面に立地し、アイレベルでは史跡の特徴を把握しづらいが、やや視点を高くすると、丘陵裾に沿って各地区が東西にならぶ配置がわかりやすい。



第14図 史跡周辺の景観

## 2-2. 歴史的環境

### (1) 概 観

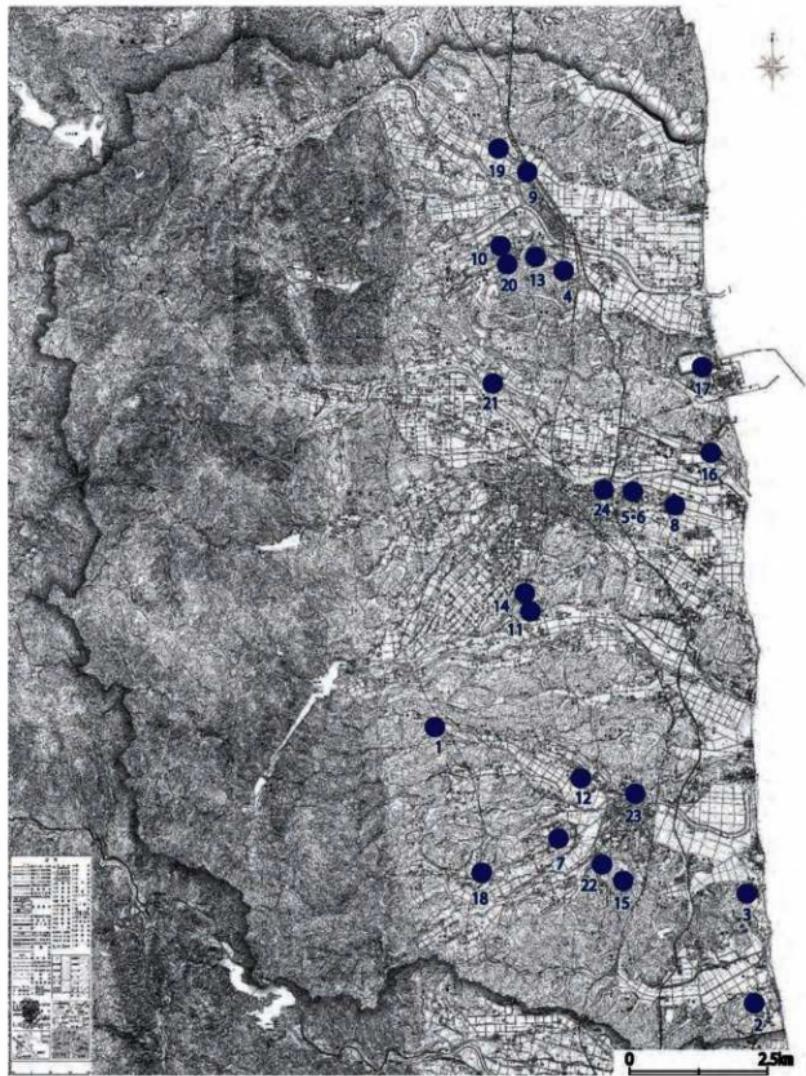
まず、南相馬市全体の歴史について概観する（第15図）。

#### ① 原始・古代

人類の痕跡は約2万年前頃の後期旧石器時代からみられ、小高区片草の荻原遺跡（1）ではナイフ形石器などがまとまって出土している。縄文時代では、前期後半以降に宮田川河口の旧井田川浦周辺に浦尻貝塚（2）や角部内南台貝塚（3）などの貝塚群が形成され、相双地方の縄文遺跡のなかで際立った特徴となっている。弥生時代の遺跡も、豊富に産出される粘板岩による石庵丁の製作址として著名な鹿島区江垂の天神沢遺跡（4）、桜井式土器の標識遺跡として知られる原町区の桜井遺跡（5）など、市内各地で確認されている。

古墳時代になると、原町区を流れる新田川南岸の河岸段丘上に、全長74.5mを測り東北第4位の規模をもつ前期の大型前方後方墳である桜井古墳（1号墳）（6）をはじめとする桜井古墳群上浜佐支群が営まれる。小高区では小高川と前田川の合流点ちかくに位置する勧請内古墳（7）が、長軸33m×短軸25mを測る方墳と判明し、県内の前期の方墳としては最大の規模をもつ。中期には明確な古墳の築造がみられないが、中期後半の集落は前屋敷遺跡（8）などに確認できる。後期には真野川北岸に横手古墳群（9）、南岸に真野古墳群（10）、新田川南岸に桜井古墳群高見町支群（6）など、河岸段丘上の平坦面を利用した典型的な後期群集墳が主要河川ごとに営まれるようになる。太田川北岸の丘陵上には、全長39mを測る浜通り地方最大規模の後期前方後円墳である与太郎内古墳群（11）が築造され、小高川北岸の丘陵には片草古墳群（12）が営まれている。これらの後期古墳群に続いて、終末期には丘陵斜面に横穴墓群が営まれるようになる。真野川南岸の大窪横穴墓群（13）、太田川南岸の羽山横穴墓群（14）、小高川南岸の浪岩横穴墓群（15）が、その代表的なものであり、装飾をもつ点でも特筆される。このように、後期・終末期の古墳群・横穴墓群は、市内の主要河川の流域毎のまとまりをもつていることから、この時期には、各河川の流域毎に有力首長の勢力が存在したと考えてよい。

飛鳥時代に律令国家が成立し、奈良・平安時代には南相馬市にほぼ相当する範囲が陸奥国行方郡に編成された。行方郡家跡は、原町区の新田川河口近くに所在する泉官衙遺跡（16）であり、官衙施設の東に寺院も併設された。この時代には、市内に数多くの製鉄遺跡が残されている点が特筆され、泉官衙遺跡の北1.5kmに近接する金沢地区製鉄遺跡群（17）が行方郡家の創設とともに7世紀後半～末頃に操業を開始する。この金沢地区製鉄遺跡群のように相対的に古い時期の製鉄遺跡が沿岸部で操業するのに対し、8世紀後半以降には小高区飯崎の横大道製鉄遺跡（18）など、内陸部で操業を始める遺跡が増加する。これと軌を一にして、真野川流域に横手庵寺跡（19）や真野古城跡（20）、新田川流域の植松庵寺跡（21）など小規模な寺院が河川の流域毎に建立されるようになる。この時期の製鉄遺跡に仏具の铸造がみられることと合わせ、当時、行われていた盛んな宗教活動の一端を示す。この時期には、貞觀11年（869）に陸奥国で大地震が発生したことが『日本三代実録』の記録から知られ、以後、平安時代には全国的に火山の噴火や干ばつや疫病など多くの災害が相次いだ。このような社会的な状況を背景として、行方郡家が衰退する10世紀前半までに、小高区に東北地方最大、最古の石仏群である薬師堂石仏（22）などの大悲山の石仏群が造営された。



第15図 南相馬市の主な遺跡

## ② 中・近世

中世になると鎌倉時代には、行方郡は源頼朝の奥州合戦の際に頼朝に従った相馬師常に恩賞として与えられた。元亨3年（1321）頃、相馬重胤が下總国相馬郡から当地方へ移住し、奥州相馬氏の祖となる（奥州下向）。南北朝期に北朝方についた相馬氏は、重胤の次男光胤が建武3年（1336）に小高城（23）を築き、以後、慶長16年（1611）に相馬利胤が中村城を築くまでの期間、小高城が相馬氏の居城となった。

幕藩体制の下、相馬氏は中村藩主として現在の相馬市から双葉郡北部までを治め、一度も国替えすることなく明治維新を迎える。この相馬氏の祭礼であったのが現在も続く野馬追であり、明治時代以降は武家の行事から神社の祭礼へと形を変えながらも、絵馬奉納の起源とされる馬を小高城の跡に建立された小高神社の神前にささげる野馬懸とともに、武家文化を現代に伝える伝統行事として行われている。

## ③ 近・現代

明治時代になると相馬地方でも明治31年（1898）の常磐線の開通などを契機として産業が発展し、原町は常磐線の発着駅となることで産業・文化の中心地として発展し、小高では羽二重産業が隆盛を極めた。大正10年（1921）には東洋一の規模を誇る最新式の無線局である無線塔（24）が原町に建設され、関東大震災のときには被害状況の海外への発信に活躍した。

満州事変を契機として戦争の時代にはいると、昭和15年（1940）には陸軍の熊谷飛行学校原町分校が開校し、全国の訓練生が教育を受け、その中には特攻隊として出撃する方もいた。太平洋戦争末期の昭和20年（1945）には、この地方でも原ノ町駅などが空襲の被害を受けている。

第二次世界大戦後には、民主化政策がすすめられ、農地改革などの様々な改革が行われた。昭和29年（1954）には昭和の大合併により、小高町・鹿島町・原町市が誕生した。高度経済成長を迎え、隆盛を極めた絹織物業や養蚕業が衰退していくなど、産業の転換が図られる中、平成9年（1997）には、東北電力原町火力発電所が建設され、電源地帯として大きな役割を果たしていくこととなる。平成18年には南相馬市として1市2町が合併し、人口7万人を超える相馬双葉地方の中核的な自治体となった。

平成23年（2011）には東日本大震災ならびに東京電力福島第一原子力発電所事故により、大きな被害を受けた。津波により多くの人命が失われたとともに、避難の長期化により、地域に甚大な影響を与えていている。震災後は常磐自動車道の全面開通などを踏まえながら、市内各地で多くの復興事業が実施されている。

## （2）泉地区一帯の歴史的景観の形成

南相馬市の位置する福島県浜通り地方は、先に述べたように、西にそびえる阿武隈高地と、東に広がる太平洋に挟まれた狭長な丘陵地が南北に延び、そこに阿武隈高地に源を発して太平洋に注ぐ幾筋もの河川が東流し、その両岸にはそれらの河川によって開析され隆起した標高20～40mの低丘陵が東西に連なる。当地方では、こうした河川の流域が地域区分の単位ともなり、発達した低丘陵が各地区を区切っている。南相馬市の領域においても、北から真野川・新田川・太田川・鶴江川・小高川・宮田川といった主要河川が流れ、現在の市域や合併前の旧町村の市町村界ともなっている。

当地域は、古代の行政区画では陸奥国行方郡に属する。行方郡は、『和名類聚抄』に「吉名」・「大

江」・「多珂」・「子鶴」・「真敏」・「真野」の6郷がみえる。このほか、近年の発掘調査で出土した木簡に「嶋口郷□□里」の記載があり、郷里制(717~740年頃)の施行された8世紀段階には「嶋口郷」が存在したことが推定できる。行方郡の領域は、「高」の地名が残る原町区を中心に、北は「真野」の地名が残る鹿島区、南は「吉名」の地名が残る小高区を含む範囲とみるとことができ、現在の南相馬市の市域にほぼ相当すると考えられる(第16図右上)。そして現存する地名との一致から、行方郡内の郷の配置は、上述した地形的な区分を一定程度反映するものと考えられる。

なお、この「行方郡」は、現在の南相馬市に飯館村を合わせた範囲を指す呼称として近代まで存続し、明治29年に現在の相馬市の範囲と合わせて「相馬郡」とされるまで、本地域のまわりを指す呼称として使用され続けた。

泉官衙遺跡は、このうち新田川の河口に近い原町区泉に所在する。以下では、この泉地区的歴史的環境について記述する。

#### ① 泉官衙遺跡の前史

泉官衙遺跡が立地する地形は、南側を東流する新田川の北岸に形成された、新第三紀を基盤とする丘陵地の裾部から、第四紀の更新世後期から完新世にかけて堆積した沖積地である。遺跡は東西に連なる丘陵を背後に背負い、前面には新田川の氾濫原に形成された沖積低地が広がり、低地には新田川に沿って自然堤防が島状に点在する。官衙構造は丘陵裾部が沖積地へ移行する標高8m~3mの位置で検出され、その範囲は全体としては南へ向かう緩傾斜地で、微視的にはその内部に新田川の支流によって形成された自然堤防と後背湿地といった微地形の起伏を含み込む。

史跡の所在地周辺に人間の活動の痕跡が認められるようになるのは弥生時代中期からであり、その遺跡は丘陵地に土器棺墓や浅い堅穴住居などが営まれた長瀬遺跡のような例もみられるが、多くは遺構を伴わない遺物包含層から、桜井式土器のほか、石庖丁、大型蛤刃石斧、扁平片刃石斧、打製石斧など、弥生時代の稻作農耕を示す石器類が出土する例である。石庖丁は相馬古生層から豊富に产出される粘板岩を石材としており、当該地域産の石庖丁が浜通りだけでなく中通りや仙台平野まで広範に流通していた可能性が指摘されている。

古墳時代になると、史跡の南西約2kmにあたる新田川南岸の河岸段丘上に、主軸長74.5mを測る前方後方墳で4世紀後半と推定される桜井古墳群上浜佐支群1号墳や、一辺27.5mの方墳である同7号墳など、古墳時代前期に新田川一帯を治めたとみられる首長墓が築造される。同2号墳が直径20mの円墳で割竹形木棺を主体部とし中期に相当するとされる例を除くと、明確な中期の古墳は認められなくなるが、この間も前屋敷遺跡など、中期の集落とみられる遺跡が散見される。その後、主軸長15mを測る前方後円墳である15号墳を中心に、小規模な円墳22基などで構成される後期の群集墳である桜井古墳群高見町支群が営まれる。新田川北岸の史跡周辺でも断続的な土地利用がみられ、丘陵上に20~25mの円墳10基ほどが築造された鎮塚古墳群、直径10~15mの墳丘が確認できる山辺古墳群、直径10mほどの円墳3基が確認された荷渡古墳群、主軸長20mほどの前方後円墳2基と円墳5基などで構成される北山古墳群など、丘陵頂部に小規模な古墳5~10基ほどが営まれる古墳群が点在する。史跡の南側に接する自然堤防上には、発掘調査で古墳の周溝とみられる梢円形状にめぐらしが確認され、出土した須恵器から終末期に築かれた円墳と推定される。また鎮目塚古墳群には大磯横穴墓群、北山古墳群には北山横穴墓群が隣接し、浜通り地方に多く分布する凝灰岩質砂岩の軟岩を掘り



第16図 行方郡成立前後の関連遺跡の分布

込んで玄室とした横穴墓群も營まれた。

### ② 行方郡の勢力分布と評の成立

平安時代初期に成立したとされる『先代旧事本紀』卷10の「国造本紀」には、律令制成立前に大和政権が各地の豪族を任命した地方官である「国造」の名前と由緒が記されている。陸奥国南部では、後の郡名に対応する10の国造名が記載されていることから、この国造の支配する地域が後の郡となった例が多い。しかし、行方郡の領域に対応する国造名は「国造本紀」に記載されておらず、行方郡は前代の国造の支配域を反映しない新たな領域として設置されたと考えられる。

前述したように、この行方郡の領域にほぼ相当する南相馬市内には、主要河川の流域毎に後期群集墳や終末期横穴墓群が營まれ、当時の勢力分布を把握することができる（第16図左上）。一方、平安時代になると、古墳時代後期の勢力分布とほぼ重なる位置に、在地氏族の寺寺とみられる小規模な寺院が營まれるようになる（第16図左下）。真野川北岸の横手古墳群に近接する横手廃寺跡、同川南岸の真野古墳群に近接する真野古城跡、新田川北岸の北山古墳群に近接する植松廃寺跡がそれである。また、律令制成立当初には太平洋沿岸部に近い金沢地区製鉄遺跡群が操業しているのに対し、8世紀後半以降には、平安時代になって造営されるこれらの寺院に近接して内陸部で操業を開始する製鉄遺跡が増加することも判明しており（第16図右下）、この時期のいくつかの遺跡で確認できる仦具の鋳造と合わせ、在地氏族の本拠地で營まれた製鉄と寺院には、密接な関わりが想定される。

行方郡内において、このような後期・終末期古墳群や寺院が存在する地区は、郡内の有力氏族の本拠地であったと考えられ、それらが内陸部に位置するのに対し、行方郡家である泉官衙遺跡はそれらの地区から離れた新田川河口に位置している。このことは、行方郡が前代の国造の支配域を反映しない新たな領域として設置されたことと関わり、行方郡家の設置と軌を一にして近接する金沢地区製鉄遺跡群が操業を開始していることは、行方郡の建評そのものが、製鉄と密接に関わって行われたことを示している。阿武隈高地にある相馬古生層が胚胎する磁鉄鉱が河川の營力によって運ばれて海岸に堆積した砂鉄が、新田川や真野川河口の浜辺で豊富に産出されることが、律令制成立期のこれらの拠点的な遺跡が沿岸部に選地した大きな要因であろう。そして、本地域に特徴的にみられる低丘陵は、その緩斜面が製鉄炉の操業に適していることに加え、豊富に産出される山林の樹木や粘土も、製鉄に利用されたと考えられる。

### ③ 交通路

このような後期・終末期古墳群や寺院に示される郡内の有力氏族の本拠地を結びつける古道が存在する。「陸前浜街道」と呼ばれ、旧国道6号線、現在の県道12号線に踏襲される道がそれであり、名称は明治以降のものであるが、江戸期にはすでに浜通り地方の主要な幹線道路として存在した。現道の路線がどこまで遡るかは不明であるが、郡内において特に有力な勢力の本拠地の多くがこの道に近接して分布していることから、後の陸前浜街道に大略で踏襲された路線が、この時期に存在した可能性は高い。なお、本道路は、北は宇多郡の有力氏族の本拠地であった高松古墳群や宇多郡衙推定地である黒木田遺跡、南は標葉郡衙推定地である郡山五番遺跡へ至る道もある。

一方、泉官衙遺跡町池地区の西端を道路が通過し、行方郡家と金沢地区製鉄遺跡群を結びつけていたと考えられる。また太田川河口ちかくの丘陵上には、泉官衙遺跡の東端に營まれた寺院に主体的に瓦を供給し、寺院創建期から8世紀後半にかけての時期における窯業遺跡の拠点

であった京塚沢窯跡が所在する。そして、沿岸部に近い位置にあるこれらの拠点的な生産遺跡と郡家を結ぶ路線が存在したことを想定できる。

このように、郡内には行方郡家や金沢地区製鉄遺跡群、京塚沢窯跡を結んだ沿岸部を通過する路線と、古墳時代以来の在地氏族の本拠地を結んだ路線の2つの交通路を想定できる。

行方郡家では、II期からIII期への変遷において、町池地区の交通施設が廃絶する一方、町地区的水運関連施設が成立することが判明している。こうした交通関連施設の変化は、交通のあり方の変化を反映したものと考えられる。すなわち、東西に走る河川を利用した交通が、南北に走る交通路に対して、相対的に役割を増したことが推測できる。国家的な政策に基づいて設置された郡家や製鉄遺跡を結んだ交通路は、この時期の交通制度の再編など律令制の変質とともに機能を低下させる一方、前代から存在した交通路がその後も維持されて存続し、行方郡内の交通は、より在地の条件に対応した形に変化したと考えられる。

#### ④ 行方郡家の衰退

『続日本紀』宝亀5年（774）7月20日条に見える8世紀後半の正倉火災によって、行方郡家では正倉建物が焼失するが、行方郡家はその後も存続し、これに続く9世紀を中心としたIII期には、郡庁や正倉の区画が拡大し、最盛期を迎えている。『日本三代実録』貞觀11年（869）5月26日条にみえる、いわゆる貞觀地震はマグニチュード8.6と推定され、これに伴う津波が『日本三代実録』に記載のある多賀城とその城下をはじめ、東北地方太平洋沿岸部の各地に被害をもたらしたと推定される。この時の津波の被害についての研究は、宮城県域では盛んに取り組まれているが、泉官衙遺跡の所在する福島県沿岸部については、十分な情報は得られていない。しかし、東北地方太平洋沖地震に伴う津波によって史跡の大半が浸水していることから考えて、これとほぼ同じ規模と推定される貞觀地震とそれに伴う津波が、泉官衙遺跡や関連施設に甚大な被害を与えたことは想像に難くない。また、9世紀中ごろを中心とする時期を境に、行方郡内における製鉄遺跡の内陸部への進出が顕著に進行していることからも、泉官衙遺跡や金沢地区製鉄遺跡群など、沿岸部に位置する拠点的な施設の変遷やそれらを結んだ交通路の再編に、貞觀地震が何等かの影響を与えた可能性は高い。泉官衙遺跡III期はa～cの3小期に区分でき、終焉を迎えたと考えられるのは、10世紀の前半である。したがって、行方郡家は貞觀地震の後も再建されて存続した可能性が高く、III期の中の小期が貞觀地震と対応する可能性がある。いずれにしても、10世紀には行方郡家は廃絶した。その後は正倉建物に伴う礎石だけを地上に残し、8世紀後半の正倉火災に伴って生じた炭化木が多量に出土することから、この地に長者の屋敷が存在したと伝える「泉の長者伝説」を残すこととなったのである。

#### ⑤ 中世以降

中世の泉官衙遺跡一帯の様相は必ずしも明らかではないが、遺跡東端の館前地区では13世紀後半～15世紀の舶載陶磁器やかわらけの出土から、行方郡家に伴う寺院の廃絶後に中世の屋敷地が営まれたことが推定され、相馬氏一族の可能性もある在地領主級の「鎌倉武士」の存在が指摘されている。その北側の丘陵には、「館前」の地名の由来となった市指定史跡泉館跡が位置する。泉館跡は、その内容に不明な点が多いが、『奥相志』は相馬氏の有力な家臣であった泉氏の居館であったと伝える。また泉官衙遺跡寺家前地区的背後の丘陵山腹にある泉観音堂には県指定重要文化財「木造十一面観音立像」が安置され、弘安6年（1283）の胎内銘が確認されている。さらに、中世の板碑が少ない浜通りにあって、新田川流域は中世板碑が集中することで知られ、なかには嘉元2年（1304）や応安2年（1369）など14世紀代の銘をもつ板碑

もある。泉を含む高平地区に残るこれらの中世資料群は、元亨3年（1323）と伝えられる相馬重胤の奥州下向に先行する時期のものが多くみられる点に特質がある。一帯に残る中世の文化財群は、中世の在地領主となっていく主要な階層であった郡司層の系譜を引く在地の有力者や、重胤に先行して行方下向・移住を果たしていた有胤系相馬氏による支配との関連が指摘されている。いずれにしても、泉地区が中世においても在地領主による地域支配の中核であり、舶載陶磁器に示される物流の拠点であったことの歴史的な前提に、古代における行方郡家の水運関連施設に示される海上交通と河川交通の結節点としての機能、物資の流通の掌握が存在したこととは、容易に理解できることである。

その後も、新田川流域には、14～15世紀とみられる方形館である泉平館跡、15～16世紀の館跡で『奥相志』に相馬氏の臣・金沢氏の居館と伝えられる下北高平館跡などの中世居館が営まれる。新田川を遡った中流域にある牛越城跡は、慶長2年（1597）に相馬義胤が一時居城とした城で、新田川河口や前述した陸前浜街道を東に臨み、これを掌握する位置にある。『奥相志』はこの牛越城普請の際に、「泉ノ館ニ居住」する泉胤政が派遣した奉行と普請の本奉行と間での口論が訴訟に発展し、相馬義胤の「誅罰」の判断を受けて、胤政が「泉ノ館屋」に火をかけて会津の上杉景勝の下に逐電したことを伝えている。『奥相志』によれば、泉館跡が位置する新田川河口は年貢米を搬送するための「泉港」と呼ばれる良港であったという。一連の事件は、義胤が水運の拠点であった新田川河口を掌握せんとする企てであったとする理解もある。

慶長5年（1600）の閻ヶ原合戦の後、同7年（1602）5月に一時、相馬氏は行方・宇多・標葉3郡を没収される改易の憂き目にあったが、その後、旧領を安堵された。この改易処分を受けた牛越城を「凶瑞ノ城」として、相馬氏は中世を通じて居城とした小高城に本拠を一旦戻した後、同16年（1611）12月には、中村城に本拠を移すことになった。この時、知行28石以上の武士を中村城下に集住させる一方、27石以下の武士をそのまま村させたのが在郷給人である。泉はこの在郷給人と農民が居住する農村となっていたのであろう。

幕藩体制下、中村藩領は宇多・行方・標葉の3郡からなり、3郡はさらに宇多郡は宇多郷、行方郡は北郷・中郷・小高郷の3郷、標葉郡は標葉郷の、合わせて5郷に区分された。その後、元禄11年（1698）には標葉郡が北標葉・南標葉の2郷に分かれ、3郡の西部にまたがる阿武隈山地は山中郷とされ、3郡7郷となった。各郷に置かれた陣屋に配置された代官が郷を単位に村々を支配する郷村支配の下、中郷に所在する43の村の1つとして存在した泉村が、現在の泉地区的前身である。泉村の産業は稲作を中心とする農業であったが、新田川における鮭漁が特筆される。『奥相志』では「浜邑といふと雖も海漁をなさず、毎秋鮭魚を川に漁す」と記している。泉には、江戸時代に寺子屋の師匠など師と尊崇した人物の死後に門人が師の学恩に感謝し遺徳を後世に伝えようと企図して建てた墓や供養碑である筆子塚が残されている。筆子塚は江戸時代の農村において、学問を修め地域のなかで活動した人々の姿を伝えている。

明治22年（1889）4月1日の町村制の実施により、上高平・下高平・上北高平・下北高平・泉・北泉・金沢の7カ村を合併して高平村が誕生した。高平村では旧村をそのまま大字としたから、泉も高平村を構成する大字の一つとなった。以後、区長を中心とした大字会を開催して、新田川の河川改修や公会堂の新築・地域内での各種開発への対応など、様々な地域課題に取り組んでいる。大字会の会議録を紐解くと、村社である出羽神社や十一面觀音堂の改修、「神楽並に芸能保存会」の発足など、地域の文化財の保存継承への積極的な取り組みがあったことを知る

ことができる。「弁慶松敷地境堀線に境堀柵を建てる」(昭和40年1月1日)、「寺家前、宮前に亘る礎石を現状のまゝ保存することに決議す」(昭和30年1月1日)などの取り組みによって、地域の文化財が保護され、一帯の歴史的景観が今日に守り伝えられたのである。

高平村は昭和29年(1954)に、他村に先駆けて新田川を隔てて南側に接する原町と合併し、その後、太田村・大甕村を加えた1町3村の合併により市制施行し、現在の南相馬市原町区の前身となる原町市が誕生した。

### (3) 泉周辺の指定文化財と同時代の関連遺跡

史跡周辺の見学可能な指定文化財と、これまで未指定ながら、泉官衙遺跡周辺に所在し関連の深い同時代の遺跡の主なものを挙げる(第17図)。

- ・ 桜井古墳(国指定 史跡 昭和31年11月7日指定)

全長74.5m、高さ6.8mを測る東北地方第4位の規模を誇る前方後方墳。4世紀後半の築造と推定され、1辺27.5mの方墳で市史跡に指定されている7号墳とともに桜井古墳群上渡佐支群を構成し、桜井古墳公園として整備されている。

- ・ 木造十一面觀音立像(県指定 重要文化財(彫刻) 昭和37年3月30日指定)

泉観音堂内に安置された本尊の十一面觀音像。高さ160.6mの彫眼、寄木造で、前後に彫成したものを側面ではぎ合わせた割り矧ぎ作りの古い手法を用いている。解体修理の際に弘安6年(1283)の胎内墨書銘が確認された。泉の長者伝説では泉長者の守護仏とされる。なお、泉観音堂は奥相三十三觀音の第十番札所となっている。

- ・ 泉の一葉マツ(県指定 天然記念物 昭和30年12月17日指定)

1本の幹から2葉と1葉の松葉がともに生えている全国的にも珍しいクロマツの巨木で、樹齢約400年と推定されている。かつては隣接してもう一本の松があり、泉の長者伝説では長者の屋敷に火をつけた弁慶が、この松に腰掛けて屋敷の燃えるようすを見ていたということから、「弁慶の腰掛松」と呼ばれたことを、『奥相志』が伝えている。

- ・ 泉廐寺跡出土瓦(県指定 重要文化財(考古資料) 昭和31年9月4日指定)

原町区泉字寺館前で採集された瓦片25点、円面硯片1点からなる一括資料。瓦は主に泉官衙遺跡の東端に存在が推定される寺院に葺かれたものと推定される。

- ・ 泉館跡(市指定 史跡 昭和48年6月1日指定)

相馬氏の流れを汲む泉氏の居館と伝えられる中世の山城で、丘陵の頂部を造成し土壁をめぐらした主郭を中心に、東側に堀切を隔てて堡塁を、西側に腰曲輪を配した防御性の高い縄張りを有する。

- ・ 広畠遺跡

泉官衙遺跡の西南に隣接する奈良・平安時代の堅穴建物跡・掘立柱建物跡が確認された官衙関連集落で、「厨」墨書銘をもつ土器が多数出土し、郡家を構成する厨家に関連する施設の存在も推定される。

- ・ 町遺跡

泉官衙遺跡の南に広がる冲積地内に点在する微高地上に立地する官衙関連集落で、奈良・平安時代の堅穴建物跡・掘立柱建物跡が確認された。

- ・ 京塚沢瓦窯跡

泉官衙遺跡南地区に所在が推定される寺院に瓦を供給した瓦窯跡。多種の瓦が採集できる

ことで、「泉廃寺跡」とともに古くから知られていた。泉官衙遺跡の造営にかかる生産遺跡として重要。

- ・ 植松廃寺跡

平安時代の寺院跡。渡来系の特異な文様と技法を有する瓦を出土し、その一部は泉官衙遺跡と共に通する建物様をもつ。行方郡家と関連の深い豪族の氏寺と推定される。

- ・ 入道 窯跡

植松廃寺跡の瓦を生産した瓦窯跡で、須恵器も焼成している。

- ・ 金沢地区製鉄遺跡群

東北電力原町火力発電所の建設に先立って約 21 万m<sup>2</sup>が発掘調査され、7世紀後半～9世紀後半にかけての製鉄炉跡 123 基が発見された国内最大級の製鉄遺跡。発見された製鉄炉跡・木炭窯跡の一部が現地に保存され、製鉄炉保存館として公開されている。



第 17 図 泉周辺の指定文化財と関連遺跡

## 2-3. 社会的環境

### (1) 法令関係

史跡指定地周辺で保存・整備等に関わる法規制については、以下のものがある（第4表）。

第4表 規制等に関わる関連法令一覧

関係法令	概要	主な規制対象
都市計画法	都市計画区域内 非縦引き (区域区分非設定)	<p>許可（市長）一0.3ha以上の開発については許可（法29条第1項）を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開発行為とは主として建築物等（建築物・特定工作物）の建設のための「土地の区画形質の変更」をいう（法第4条12）</li> <li>主たる目的が建築物等の建設ではないと認められる「土地の区画形質の変更」は開発行為にあたらない</li> <li>開発許可が不要な開発行為として、駅舎、図書館、公民館等の公益上必要な建築物の建築を目的に行う行為などが規定される（法第29条1）</li> </ul>
景観法 福島県景観条例	景観計画区域	<p>届出（知事）一次に掲げる行為（景観計画区域（景観形成重点地域を除く）の行為）。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>建築物（新築又は移転）高さ13m超又は建築面積1,000m超</li> <li>建築物（増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更）</li> </ol> <p>上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10m超若しくは当該行為により、1に掲げる規模となるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>工作物（新築又は移転）           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 捕壁、垣（生け垣を除く。）さく、塀その他これらに類するもの高さ5m超</li> <li>イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（オに掲げるものを除く。）</li> <li>ウ 煙突、排気塔その他</li> </ul> </li> <li>エ 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもので高さ13 m超</li> <li>オ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物</li> <li>カ 高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの（「大規模太陽光発電施設」をその他のこれらに類するものとして取扱う）</li> <li>キ 視覚車、ジェットコースター、メリーゴーラウドその他これらに類する遊戯施設</li> <li>ク コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設</li> <li>* 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設</li> <li>サ ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設</li> </ol> <p>シ 彠像、記念碑その他これらに類するものカヘシ 高さ13m超又は建築面積1,000m超</p> <p>4 工作物（増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更）</p> <p>上記アからシまでに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る建築面積又は面積の合計が10m超若しくは当該行為により、3に掲げる規模となるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）面積3,000m超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超</li> <li>6 土地の開闢、土石の採取、底物の剥削その他の土地の形質の変更面積3,000m超又は法面の高さ5m超かつ延長10m超</li> <li>7 屋外における上石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積高さ3 m超又は堆積の用に供される土地の面積500 m超</li> <li>8 水面の埋立て又は干拓面積3,000m超又は法面の高さ5 m超かつ延長10m超</li> </ol>
農地法	農地転用の許可、市街化区域内での届出	<p>農地を転用する場合には、農地法に基づき、転用する農地面積が4 haを超える場合には農林水産大臣の許可を、また、4 ha以下の場合には都道府県知事の許可を受けなければならない</p> <p>許可を要する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地を農地以外のものにすること</li> <li>農地を農地以外のものにすること</li> </ul> <p>採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするため、所有権を移転し、又は地上権、永代作権、賃権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し若しくは移転する場合。</p> <p>それぞれの許可基準は、農地区分によって5種に大別され、許可方針が示されている。</p>

関係法令		概要	主な規制対象
農地法	農地転用の許可、市街化区域内での届出	第一種農地 上記は常農条件等からみた農地の区分に応じた基準で、甲種農地以外で良好な常農条件を備えている農地である。	許可権者及び許可を要する行為は上記と同様
		土地改良区域内農地	許可権者及び許可を要する行為は上記と同様 ・土地改良事業等が完了した年度の翌年から起算して8年を経過していること ・地区除外申請及び決済金が必要
文化財保護法	国指定史跡名勝天然記念物に影響する行為の許可	国史跡指定範囲	許可一文化庁長官 次の行為を行う場合 1 史跡名勝天然記念物の現状に何らかの変更を招来する一切の行為 2 直接に現状を変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為
	県指定史跡名勝天然記念物に影響する行為の許可	県史跡指定範囲	許可一県教育委員会次の行為を行う場合 1 史跡名勝天然記念物の現状に何らかの変更を招来する一切の行為 2 直接に現状を変更するものではない
	埋蔵文化財等の包蔵地発掘	埋蔵文化財包蔵地	通知・通知一県教育委員会次の行為を行う場合 1 周知の埋蔵文化財包蔵地の現状に何らかの変更を及ぼす一切の行為 2 直接に現状を変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為
	県指定史跡名勝天然記念物に影響する行為の許可	福島県指定天然記念物(大スギ)	許可一県教育委員会次の行為を行う場合 1 県指定史跡名勝天然記念物の現状に何らかの変更を招来する一切の行為 2 直接に現状を変更するものではないが、その保存に何らかの形で影響を与える行為
建築基準法	法第22条	建築基準法第22条指定区域	規制 ・木造建築物の屋根は不燃材料としなければならない ・ただし、茶室、あずまやの類または述べ面積が10m以内の物置、納屋等の屋根の延焼の恐れのある部分以外の部分は上記限りでない

また、整備事業にあたって手続きが必要となる主要な法令に次のものがある。

第5表 手続きに関わる関連法令一覧

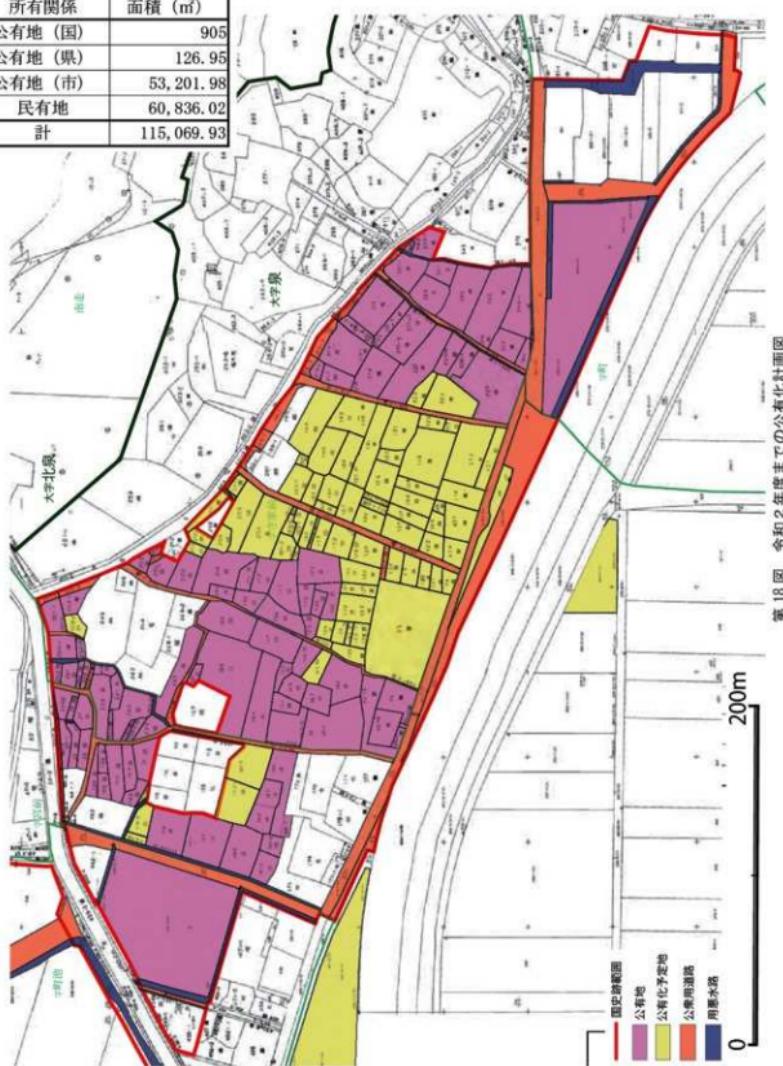
関係法令		概要	主な手続き
道路法	法第10条	市道付替え手続き	1 市長は、市議会の議決を経て道路の全部または一部の路線を変更することができる 2 変更により、新規に道路としようとする路線については、南相馬市市道路線認定規則の条件を満たす路線とする 認定対象道路 ・公道（国・県・市町村道）を相互に連絡する道路であること、他（規則第2条） 基本的条件 ・道路敷地及び附帯物は市に無償譲渡されるもので、直ちに所有権の移転登記が可能であること ・道路敷地は、抵当権その他の所有権以外の権利が存しないものであること ・道路敷地の境界が明確であり、必要な箇所に境界杭が設置されていること ・不特定多数の市民が利用している、又は利用することが想定される道路であること ・道路構造上の基準に該当するものであること
土地収用法		民有地の土地収用	・国、地方公共団体が設置する公園等の公益性の高い事業で、土地の利用が適正であると認められる場合には、土地収用法に基づいて収容できる ・起業者（市）は所有者に土地収用に伴い金銭または賃地により損失補填を行う
所得税法 住民税法	(通称) 譲渡所得税	不動産の譲渡所得にかかる所得税及び住民税	・不動産の譲渡所得は分離課税である ・譲渡所得は譲渡収入から取得費と譲渡費用を差し引いたものとする ・住居用の場合3,000万円、また土地収用の場合5,000万円の特別控除の制度がある ・所得期間が5年以下の場合は短期譲渡所得税となり、それを超える場合は長期譲渡所得税となる ・所有10年を超える場合は軽減税率の特例措置がある

## (2) 所有関係（平成 30 年3月現在）

平成 27 年度から公有化に取り組んでおり、令和 2 年度までに指定地の約 46% の公有地化を目指している。郡庁院・正倉院及びその周辺の主要な範囲の土地が整備可能となる（第 18 図・第 6 表）。

第 6 表 土地所有一覧（令和 2 年度予定）

所有関係	面積 (m <sup>2</sup> )
公有地（国）	905
公有地（県）	126.95
公有地（市）	53,201.98
民有地	60,836.02
計	115,069.93



第 18 図 令和 2 年度までの公有化計画図

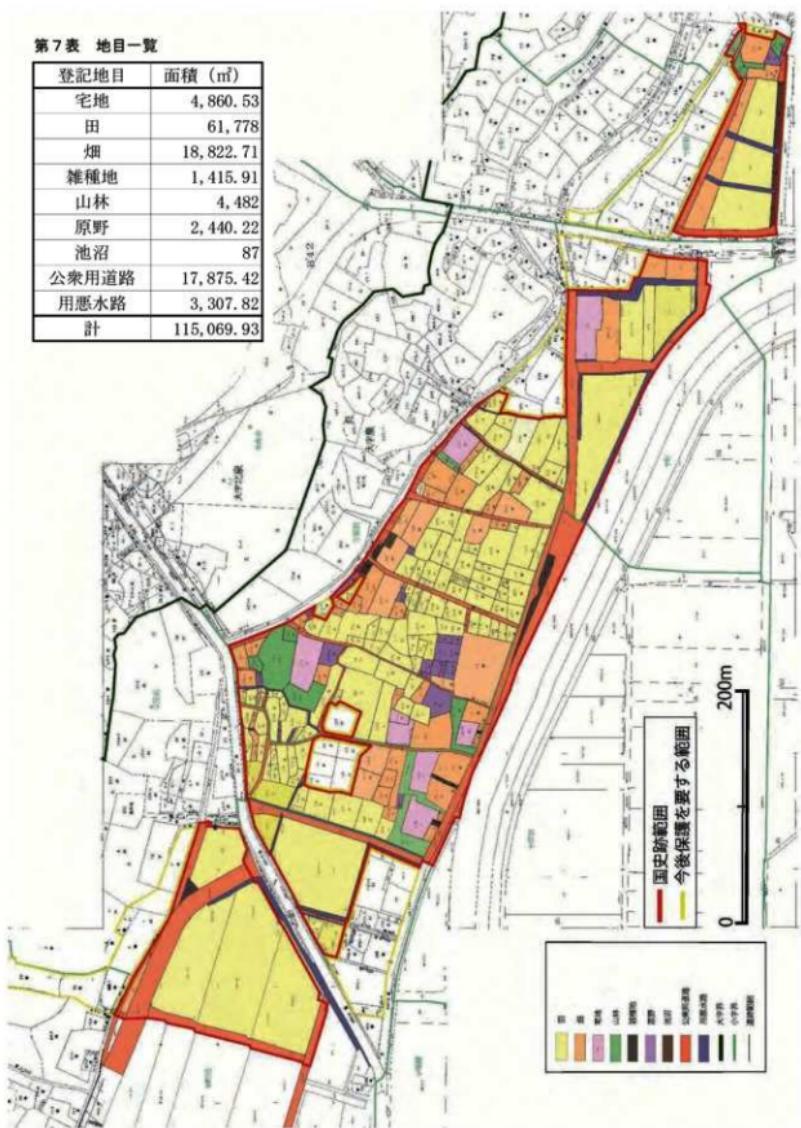
### (3) 地目

公有地化以前の地目であるが、指定地の登記上の地目は、約7割が農地である（第19図・第7表）。

第7表 地目一覧

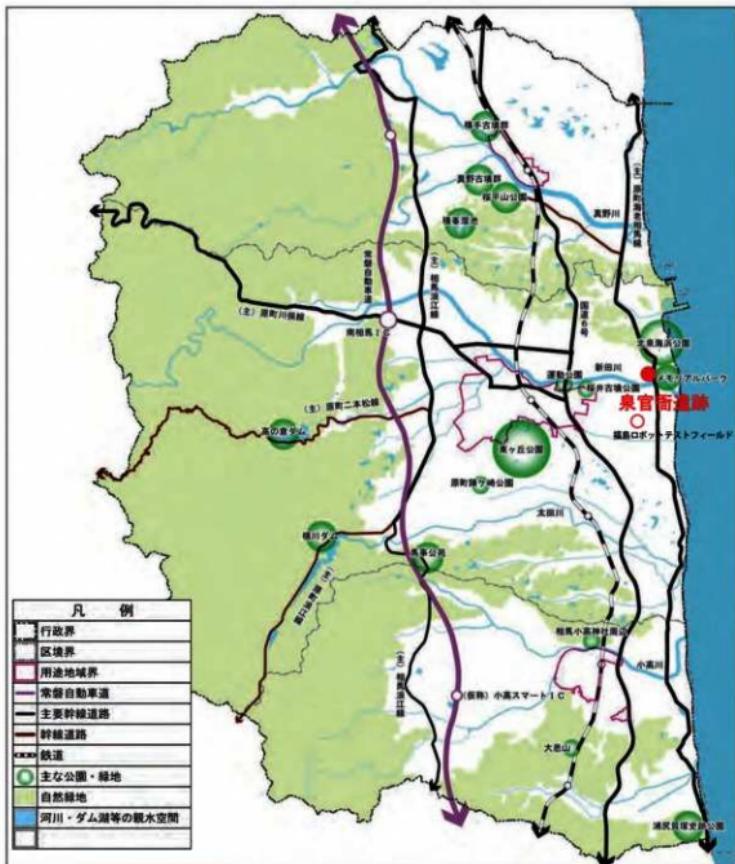
登記地目	面積 (m <sup>2</sup> )
宅地	4,860.53
田	61,778
畑	18,822.71
雜種地	1,415.91
山林	4,482
原野	2,440.22
池沼	87
公衆用道路	17,875.42
用悪水路	3,307.82
計	115,069.93

第19図 史跡指定地の地目



#### (4) レクリエーション

泉官衙跡周辺の土地利用の特色として、桜井古墳公園、東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館など、連携した活用のできる歴史・文化施設が近接して存在することに加え、北泉海浜総合公園を中心とした広域レクリエーション施設が史跡周辺に集中していること挙げられる（第20図）。令和元年7月20日には北泉海水浴場が震災の後9年ぶりに海開きをした。津波被災地を利用した太陽光発電・植物工場等の体験学習のできる拠点的施設である南相馬ソーラー・アグリパークが近接して位置するほか、福島イノベーションコスト構想に基づき整備が進められている福島ロボットテストフィールドは令和元年度末に全面開所を予定している。こうした施設の海岸部へ集積は、過去の震災や地域の産業をテーマにするなど、史跡の多面的な活用を行う上で好適な条件である。



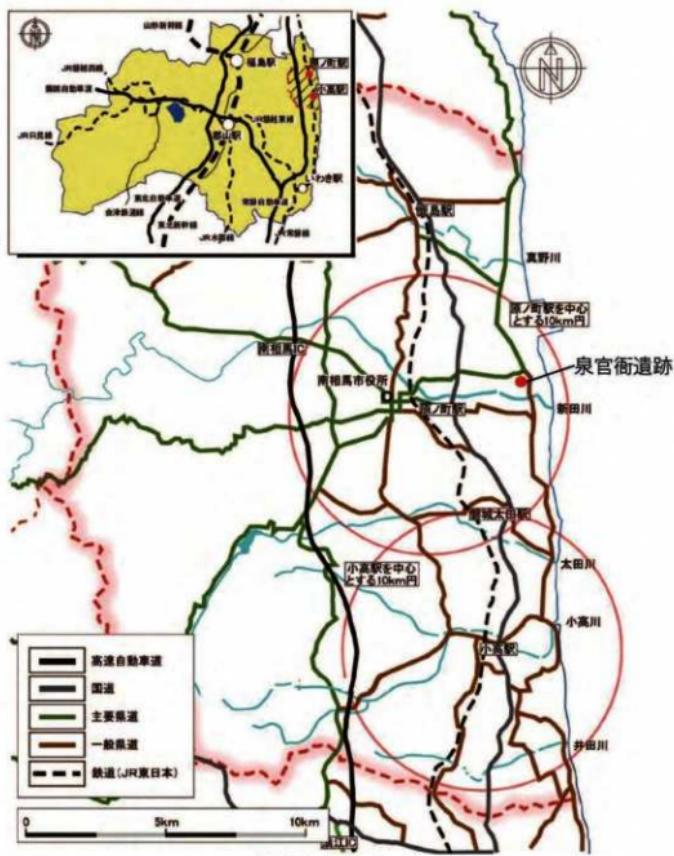
第20図 公園とアクセス

## (5) アクセス

鉄道の最寄駅はJR常磐線の原ノ町駅で、同路線は一部が津波で被災したが復旧が進み、本数はまだ少ないものの平成28年12月に仙台駅から小高駅間で運転が再開された。令和元年度末までには浪江～富岡駅間の運転が再開され上野方面から仙台までの区間の運転が全面的に再開される。

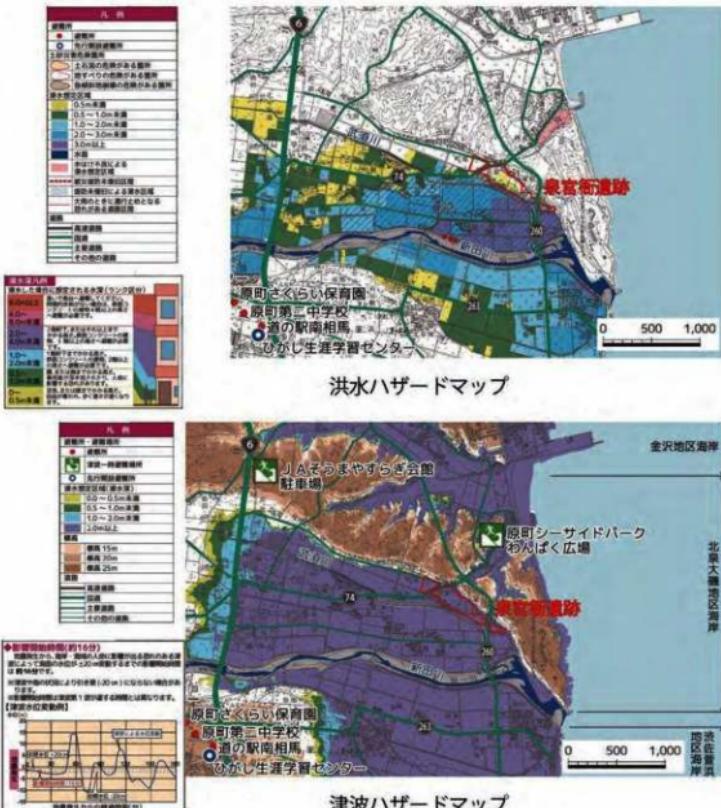
バス路線は、原ノ町駅が最寄りとなり福島駅や仙台駅から、それぞれ2時間をする。また、東京駅から原ノ町駅まで4時間の行程で行く高速バスがある。他に約30分で原ノ町駅から原町区内を循環して史跡の西約2kmに位置する高平小学校に至る「南相馬高平循環線」があるが、本数は少ない。

自動車では、福島→南相馬市（県道原町川俣線75分）、郡山→南相馬市（国道288号線・6号線120分）、東京→南相馬市（常磐道「南相馬IC」まで約200分）、仙台→南相馬市（常磐道「南相馬IC」まで約80分）となる（第21図）。



## (6) 災害

史跡指定地は、一部が河川の氾濫による浸水想定区域 0.5 m 未満に入る。また全域が津波による浸水想定区域（浸水深）2.0 m 以上に入る。土砂災害危険区域のほか、市で指定する灾害危険区域には該当しない（第 22 図）。



第 22 図 史跡周辺における水害のハザードマップ

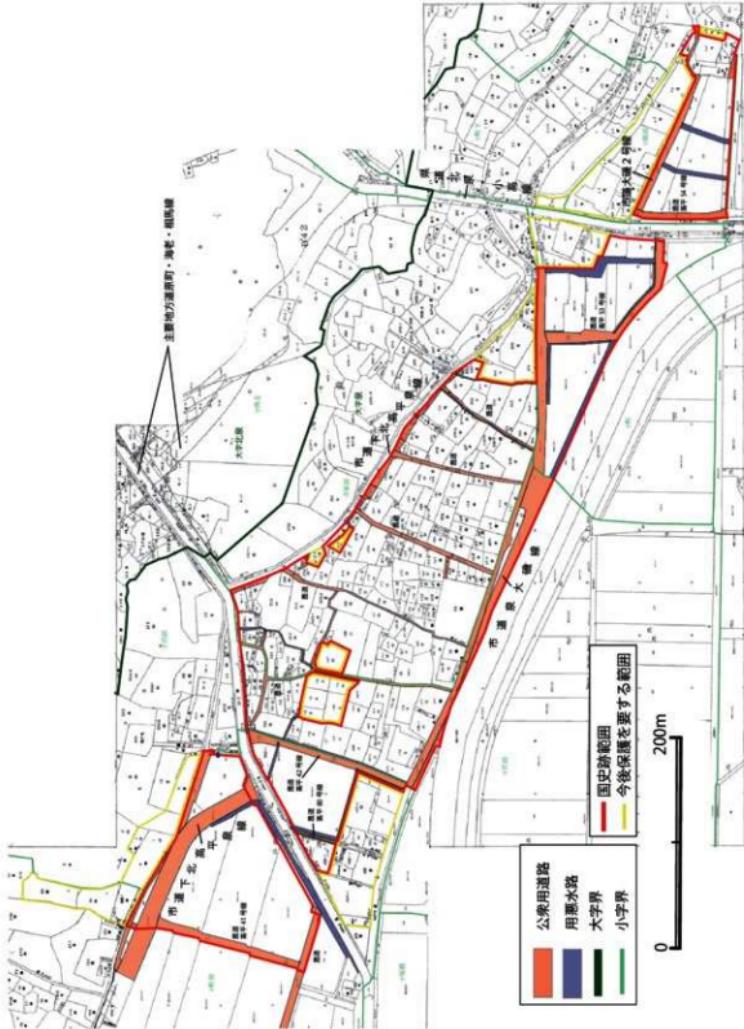
## (7) レッドデータ

福島県レッドデータブック（2002・2003）に掲載された種に該当するものは特にみられない。ただし、周辺にある泉の十一面観音周辺のアカガシ樹林や、泉の酒井戸に生息するマメシジミなど、一帯の丘陵地や湧水に生育・生息する典型的な種が確認され、貴重種に限らず、当市の丘陵地を特徴づける種が存在することから、それらのエリアの環境の保全に努める必要がある。

## (8) 道路

指定範囲内に下北高平泉線、泉大磯線、泉大磯2号線などの市道があるほか、下北高平泉線の南側法面も一部指定範囲に入る。また、高平41・42・53・54号線など市の管理下にある農道や水路が存在する（第23図）。

遺跡西部に主要地方道原町・海老・相馬線、東部に県道北泉・小高線が通過するが、それぞれの道路で地元住民より車線の拡幅や歩道の付設などの要望が出されていることから、将来的な開発に備えて、拡幅予定範囲を一定の余裕幅をとって国史跡指定から除外している。



第23図 淹水路図

## (9) 伝説

泉地区には、宇宮前・寺家前一帯に古くから建物の礎石や古瓦・焼け米がたくさんみつかり、ここに大きな屋敷を構えた長者が住んでいたという伝承「泉の長者伝説」が語り伝えられている。

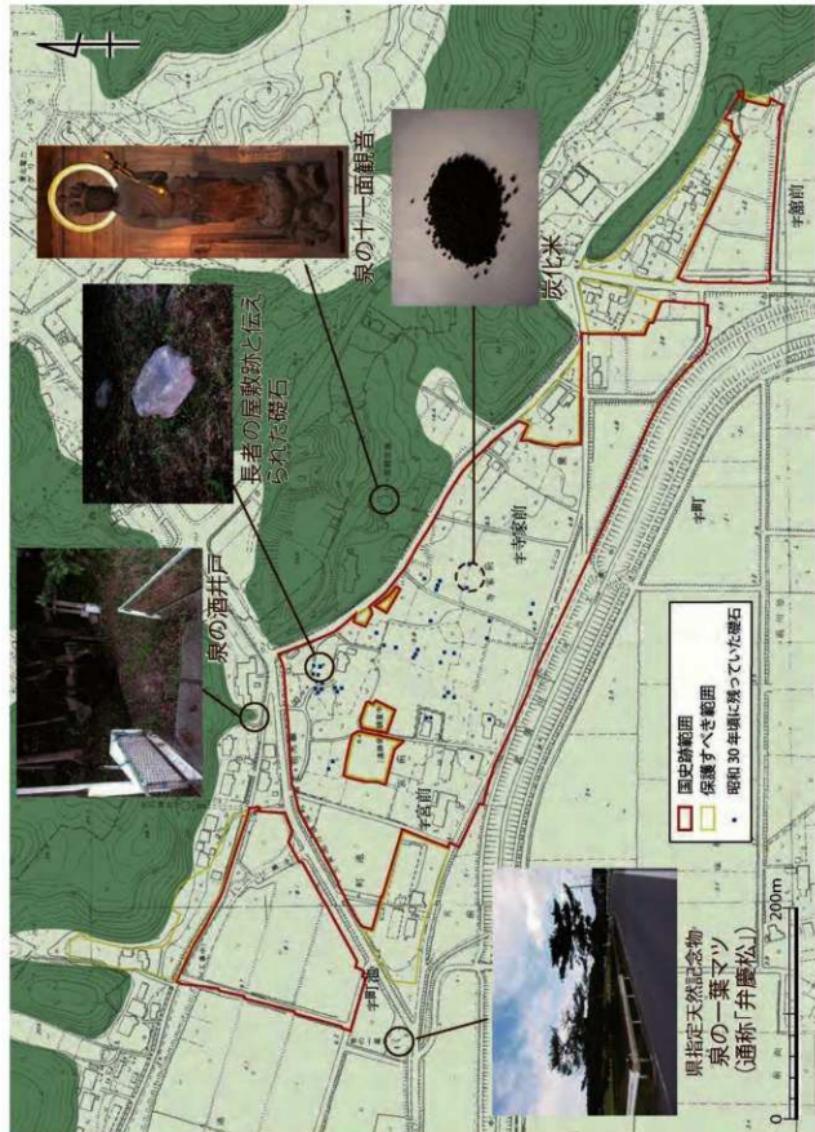
それによると、泉長者は紀州熊野の生まれで、神鳥の導きで海路はるばる島崎に上陸し、後に泉に移り住んだという。ある日のこと、飼っていた牛がいなくなり、あちこち探ししまわったところ、山裾の方のきれいな水が湧き出るところで水を飲んでいた。ところが、その牛がどうも酔っているようなので、不思議に思って自分もその水を飲んでみたら、それはただの水ではなく良い酒であった。それからというもの、その酒を人々に売って、たちまち大金持ちになつたが、元来信心深い人だったので、地元に寺を建てたり、人々にも親切にしたので、いつからか泉長者と呼ばれるようになった。

長者の娘を嫁がせたところを「子浜（＝小浜）」と言い、泉から小浜まで樋を引いて酒を送つたと伝えられ、途中誰かが酒を盗み飲みしたら渋かったから「渋佐」、樋から漏れた酒を貝殻で受けて飲んだ場所を「貝浜（＝萱浜）」、酒の零が落ちたところを「零（しじけ）」と呼ぶようになったという。

源義経が奥州下向の際に長者を聞き、そのような富豪の者は後に必ず天下に害を及ぼすと考え、武藏坊弁慶に命じて屋敷を焼き払わせたという。弁慶が火をつけた後で、その燃えさかる様子を松の木に腰掛け眺めたという「弁慶の腰掛松」があり、その時の火災によってできた焼け米がたくさん見つかったとも伝えられる。

泉の宇宮前・寺家前には長者の屋敷の跡とされる礎石が現在も点在し、字町池には水が酒だったという「泉の酒井戸」と呼ばれる湧水地が今も大切に保存されている（第24図）。弁慶の腰掛松は、礎石群や酒井戸より西方に位置する県指定天然記念物「泉の一葉マツ」であるという伝承と、そのすぐ南側の道路脇に立つ松の木が腰掛松の二代目という説とがある。また、宇寺家前の北側の丘陵（闕迦井山）中腹にある泉観音堂の本尊で県指定重要文化財である「泉の十一面觀音」は、泉長者が守護したとも伝えられる。

現在では、古瓦や建物の礎石は行方郡家の正倉院に伴うものであることが判明しており、焼け米は『続日本紀』宝亀5年（774）7月20日条にみえる正倉火災によって生じたものであった可能性が高い。行方郡家の所在や正倉火災といった歴史的事実がもとになり、このような伝説が生まれたと考えられる。このように「泉の長者伝説」は、「泉」をはじめ、南相馬市内の各地に所在する地名の由来を伝え、泉周辺には伝説にまつわる場所が残り、一帯の文化的景観の構成要素となっている。



## 2-4. 史跡の概要

### (1) 指定の状況

史跡指定：平成 22 年 2 月 22 日 文部科学省告示第 12 号

管理団体指定：平成 22 年 8 月 25 日 文化庁告示第 40 号

追加指定：平成 30 年 2 月 13 日 文部科学省告示第 18 号

指定面積：115,069.95 m<sup>2</sup> (第 25 図)

**指定説明文：**泉官衙遺跡は、阿武隈山地から太平洋に向かい東流する新田川と、その北岸に展開する丘陵の間に形成された狭小な河岸段丘に上に立地する古代の官衙遺跡である。遺跡の所在する福島県南相馬市は、古代の行政区域では陸奥国行方郡に属し、遺跡の北 1.5 キロメートルの位置には、古代におけるわが國最大級の製鉄遺跡群である金沢地区製鉄遺跡がある。

遺跡の所在する南相馬市原町区泉には、古くから建物の礎石が残り、古瓦、炭化米も採集されたことから、その散布範囲は平安時代の寺院跡とみなされてきた。平成 6 年、原町市（現・南相馬市）教育委員会の圃場整備事業に伴う発掘調査により、遺跡の範囲は東西約 1 キロメートルにわたることが判明し、これをうけて市は遺跡の主要部分の保存を決め、平成 12 年から遺跡の内容確認のための発掘調査を実施したところ、政庁域、正倉域、館と考えられる遺構を確認した。

検出した建物群は、大きく分けて 3 時期の変遷が確認されている。I 期は 7 世紀末から 8 世紀初頭であり、建物群の主軸は真北から東に振れた方位をとる。政庁域は遺跡中央の寺家前地区にあり、桁行 4 間、梁行 2 間の掘立柱建物の正殿と、それを「ロ」字形に囲む掘立柱塀で連結された前殿、後殿、東西脇殿の 4 棟の掘立柱建物からなる。その北西には正倉を構成する総柱式掘立柱建物があるが、区画施設は確認されていない。

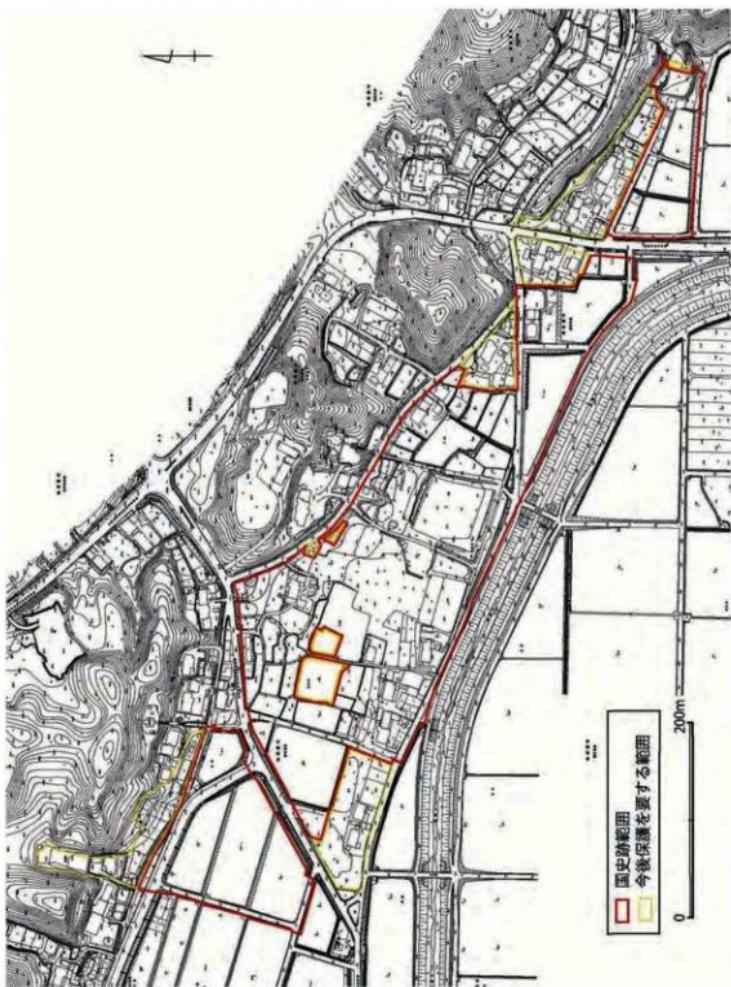
II 期は、8 世紀初頭から後半であり、建物群の主軸方位はほぼ真北に変わる。政庁域の位置と規模、建物配置はほぼ I 期を踏襲するものの、正殿は四面廂付建物となり、前庭部分は玉石敷になる。正倉城は政庁域の北西約 240 メートルに移り、礎石総柱建物群が素掘の溝と掘立柱塀により区画される。また政庁域から北西約 520 メートルの町池地区には館と推定される掘立柱建物群があり、周囲は南面に八脚門を構えた掘立柱塀により区画される。

III 期は、8 世紀末から 10 世紀前半であり、政庁域、正倉城とともに規模を拡大するが、政庁については前殿が失われ、後殿と東・西脇殿は独立した建物となる。また政庁域の南方には、新田川旧河道から延びる運河が開削され、その周囲に掘立柱建物群からなる施設が造営されるが、II 期に成立した館は姿を消す。

政庁域、正倉城、館での出土遺物については土師器、須恵器、円面鏡、木簡などが出土し、官衙的な様相を示す。一方、遺跡東端の館前地区においては軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦など、瓦類の出土量が著しく多いことに特色がある。その中には、熨斗瓦・隅切瓦、鬼板、埴などが含まれることから、同地区に埴積基壇をもつ瓦葺建物の寺院建築が存在した可能性も指摘されている。

泉官衙遺跡は、東西に長く南北に狭小な河岸段丘面という特徴的な地形に、官衙の主たる構成要素である政庁域、正倉城、館等が確認され、それぞれの構造と時期変遷が明瞭に把握できるという点で貴重である。その存続時期は 7 世紀末から 10 世紀前半であり、その所在位置、規模などからこれは陸奥国行方郡衙（郡家）と推定され、古代国家の地方支配体制のあり方を具体的に示すのもとしてきわめて重要である。よって、史跡に指定して保護を図ろうとするも

のである（『月刊文化財』平成 22 年 2 月号の記事を転載）。



第25図 史跡指定範囲

## (2) 遺跡の概要

遺跡は福島県南相馬市原町区の大字泉に所在し、東西に連なる丘陵裾に沿って西から町池・宮前・寺家前・町・館前の5つの小字にまたがる東西約1kmの横に長い広がりをもつ。これまでの発掘調査によって郡家を構成する諸施設の遺構が確認され、それらの遺構の性格によって、①郡庁院(寺家前地区)、②正倉院(旧県史跡指定地区)、③館院(町池地区)、④水運関連施設(町地区)、⑤寺院推定地(館前地区)の大きく5地区に区分することができる(第26図)。

### ① 郡庁院(寺家前地区)

郡家の中核となった郡庁院跡が発掘調査によって確認され、7世紀後半ないし末～10世紀前半に至るI～III期の3時期にわたる遺構変遷が明らかとなった(第27図)。建物配置の規格性の高さは他の遺跡例に比しても貴重で、郡庁院の典型例と評価される。一方、II期に庁庭に玉石敷を敷設する点は、群馬県新田郡家跡以外に類例がなくわめて希少であり、本地域独自の歴史的背景を反映している可能性が高い。沖積地の遺跡であることから多くの柱穴で柱根が出土し、旧地表を覆う玉石敷の残存からみても、本遺跡ほど良好な状態で残る郡庁院跡の例は他にない。なお、郡庁院の西隣には、郡家創設当初の正倉とみられる掘立柱式の総柱建物も確認されている。

### ② 正倉院(旧県史跡指定地区)

昭和30年に県史跡となつた約49,000m<sup>2</sup>の範囲には、瓦が出土し多数の礎石が現存する。発掘調査では、穀・穎を収めた稲倉と推定される総柱式の掘立柱建物跡・礎石建物跡が確認され、寺家前地区で検出されたI期段階の正倉に続く、II・III期の正倉院として把握できる(第28図)。院の敷地は大規模な溝によって東西136m×南北196mの長方形に区画され、溝内からは税として納められた米に関連する木簡が出土している。なお本地区で出土する炭化米は、『続日本紀』宝亀5年(774)7月20日条に「陸奥国行方郡で火災があつて、穀穎2万5千400余斛を焼く」と記載された正倉火災の記事との対応関係が注目される。

### ③ 館院(町池地区)

八脚門を伴う堀に区画された館院と推定される建物群の全貌が、発掘調査で把握されている(第29図)。他の地区に比べて食器として使用された土器の出土が多く、厨房施設と推定される竪穴建物跡が存在すること、床東を伴う掘立柱建物跡を伴うことから、生活・居住に関連する施設の特徴を備えている。また側溝とみられる溝跡や硬化面の検出から施設の西端には道路が南北に通過していたと推定され、交通施設としての館の機能を示している。

### ④ 津・水運関連施設(町地区)

幅約13mの船留まりを伴う運河上の溝跡と、その両側に南北棟の大型建物を直列・並列に整然と配置した官衙施設が確認された(第30図)。郡家に設けられた津の一例として貴重である。

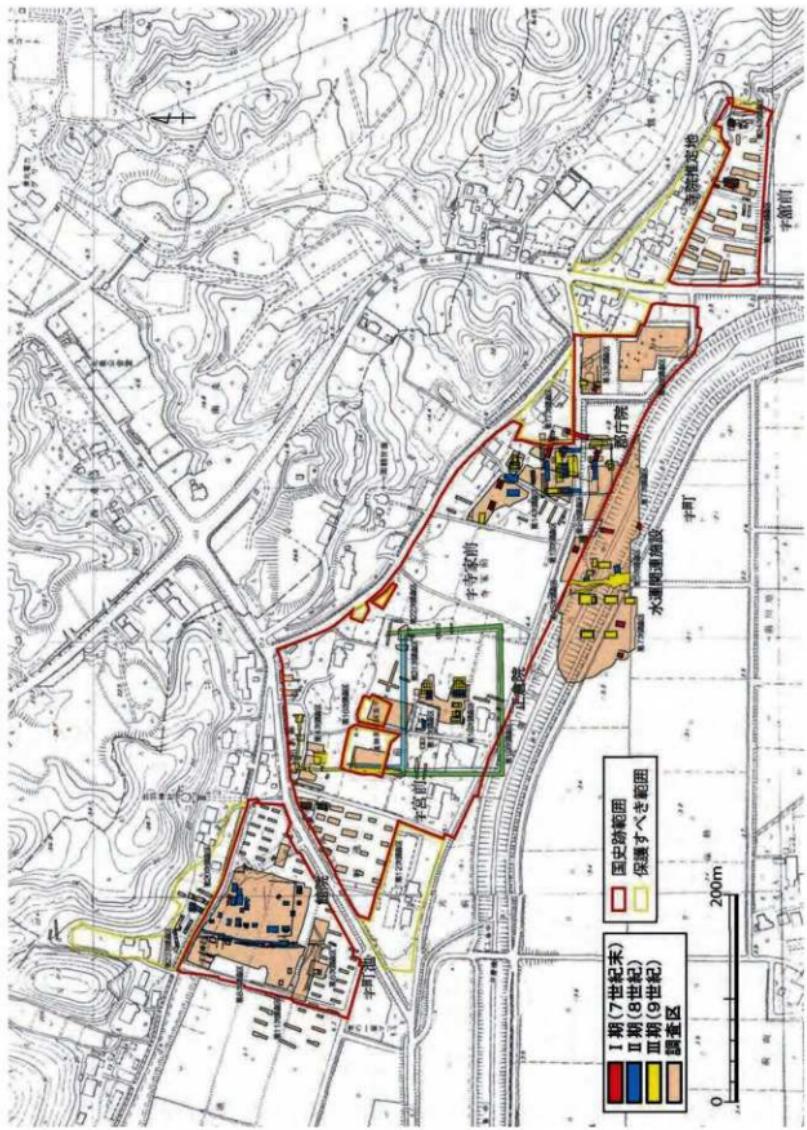
### ⑤ 寺院推定地(館前地区)

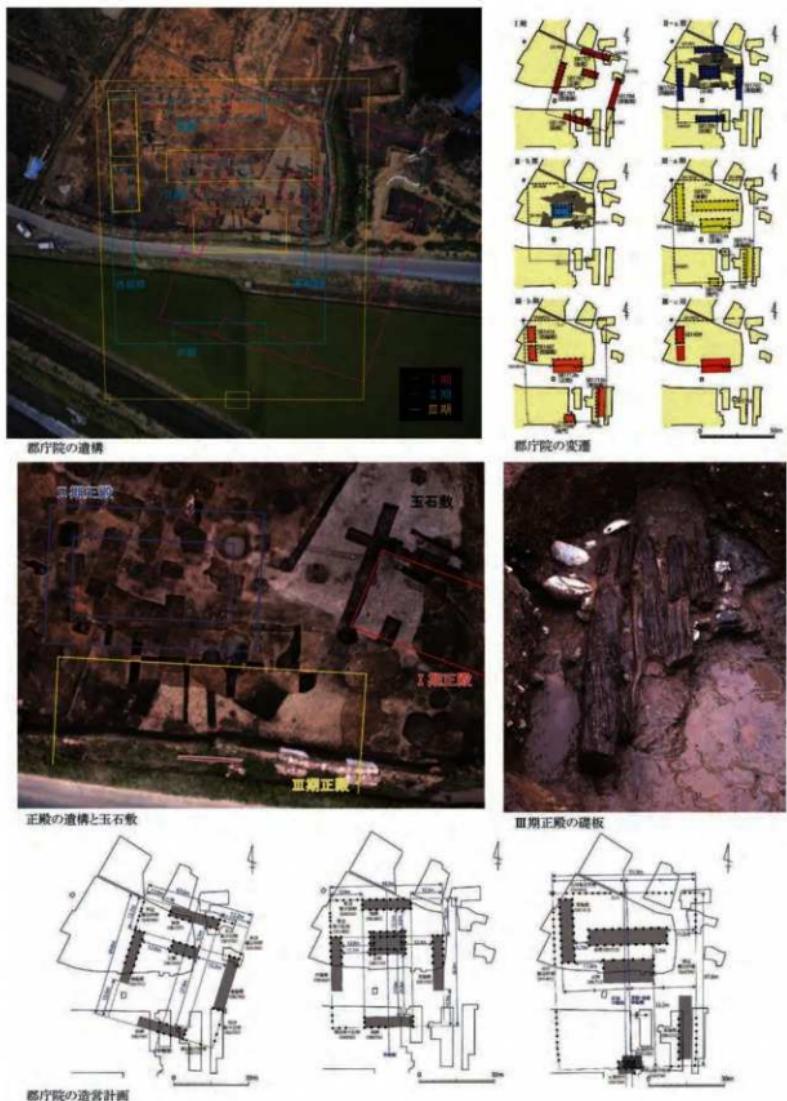
全国的にも例をみない特殊な文様をもつ瓦が出土することが古くから知られており、この地区で採集された古瓦25点は、昭和30年に県の重要文化財に指定されている。発掘調査では、土坑に一括廃棄された多量の瓦が出土した。出土した軒瓦のなかに丹の付着したものがあり、また埠もみられることから、付近に丹塗り総瓦葺きで埠積基壇をもつ建物が存在したと考えられる。これらの瓦を葺いたと推定される建物跡は確認されていないが、その性格は寺院とみて間違いない。創建期の瓦にも大小があるなど複数の組み合わせが想定されることから複数の堂

塔の存在が推定され、また以後も多様な文様をもつ瓦が供給されていることから、7世紀末～9世紀に至る期間に複数時期にわたって造営・補修が行われ、長期間存続した寺院であった可能性が高い。本地域における中核的な寺院が本地区に存在したと推定される。

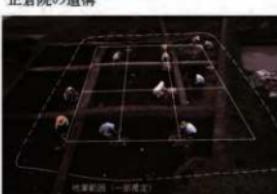
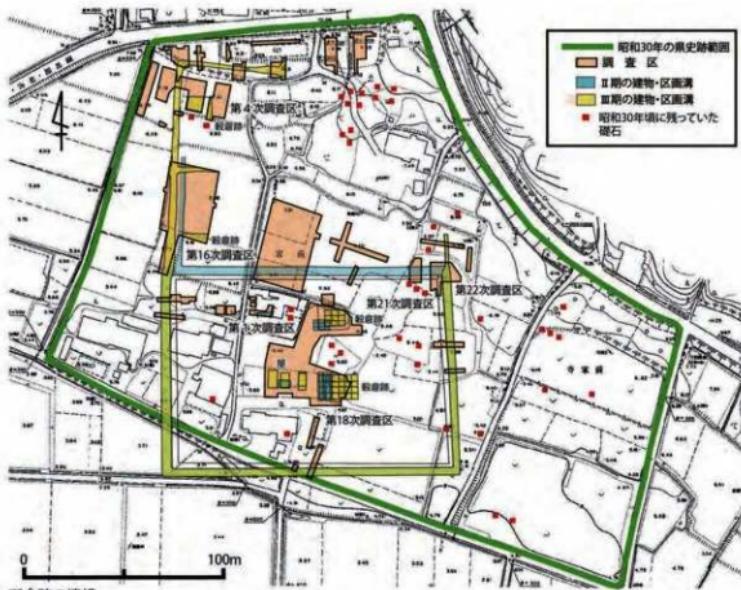
以上のように、古代陸奥国行方郡に関連する遺構・遺物が、史跡の本質的価値を構成するものである。後述するように、④については圃場整備事業に伴い、やむを得ず記録保存とした部分であり、遺構は消滅したが、遺跡面積約135,000m<sup>2</sup>に対し、平成22年に指定された国史跡範囲約94,000m<sup>2</sup>、平成30年に追加指定された国史跡範囲約20,000m<sup>2</sup>、一部県史跡として残った約4,000m<sup>2</sup>を合わせ、遺跡範囲の87%に当たる約118,000m<sup>2</sup>が史跡として保存されている。

第26図 泉宮御遺跡遺構配置図





第27図 都庁院跡の調査成果



SB1801建物跡



区画溝から出土した木箇

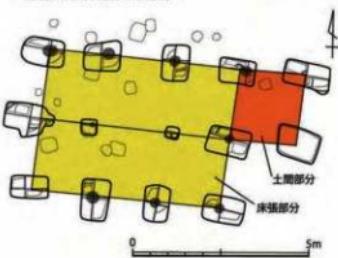
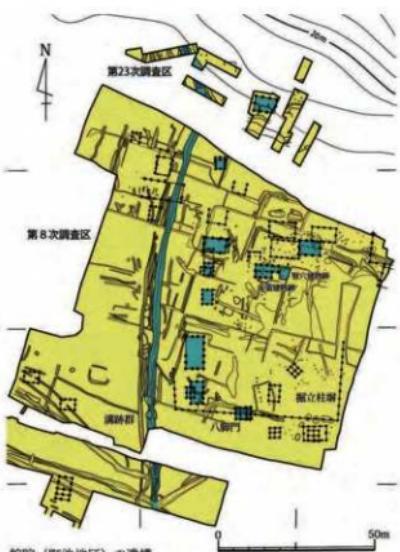


SB1803建物跡

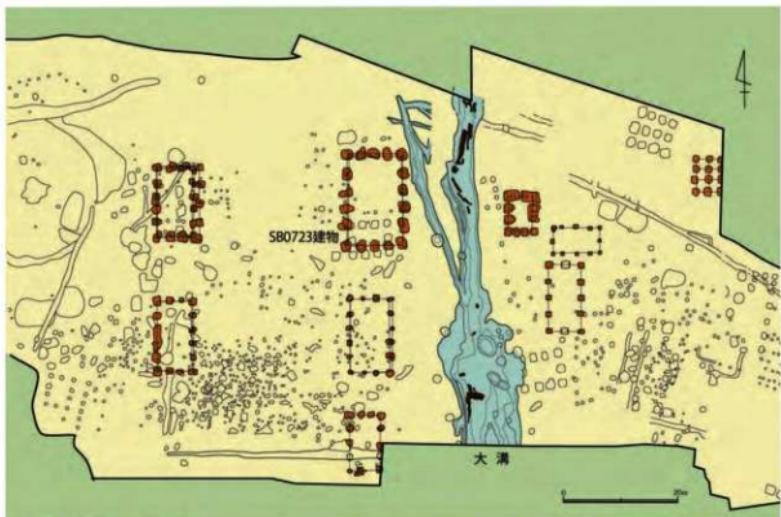


正倉院で出土する瓦

第28図 正倉院跡の調査成果



第29図 館院跡の調査成果



水運関連施設（町地区）の遺構



運河状大溝



運河状大溝（船留りと推定される幅広の部分）



掘立柱建物跡（SB0723）

第30図 水運関連施設の調査成果

### 3. 地域住民意見の把握

本計画の原案作成にあたって、地域住民の意見を把握して整備に反映させるとともに、整備後における史跡の活用に協働して取り組むため、住民参加のワークショップ「泉官衙遺跡を楽しむ会」を発足し、5回のワークショップを開催した。

ワークショップには、泉官衙遺跡の所在する土地の地権者を中心とする地元住民で構成され、公有化した史跡の草刈等の日常管理を担っていただいている「泉官衙遺跡愛護会」にも呼びかけ、同会の会長を務める泉行政区長をはじめ、会員の方々の継続的な参加を得ている。

また、南相馬市の地域課題に対して市外の人々が外からの視点で取り組み、その体験を通じた学びと、市内の人々との交流をテーマとして、市が企画したツアーツアー（スタディツアーツア）において、史跡での発掘体験や「泉の長者伝説」を題材にした絵本作りなどの活動を行った後、ツアーパーチャーに史跡の魅力を生かすために望ましい整備のあり方について聞いた。

ここでは、住民の方々から出された意見から、整備へ向け課題を抽出し、整理することとする。ワークショップ等の詳細は巻末の資料を参照されたい。

#### 3-1. 整備への期待

地域の人々に親しまれ、幅広い年齢層が利用でき、文化財への興味を持つきっかけとなる場所となることや、周辺の環境と調和し、持続可能であること。

#### 3-2. 活用のあり方

馬を活用したイベント、発掘体験、伝説を残す自然景観のなかでの散策や、関連キャラクター やグッズ・食品の開発と販売など、多様なアイディアが出された。多様な活用の方向性と、それを実現するための運営体制の構築が求められる。

#### 3-3. 整備のあり方（見せ方）

##### ① 史跡の表現

官衙建物の復元（立体整備）と展示などへの利用、発掘現場の再現、写真や想像図・VRなどの映像を駆使した説明、伝説と景観との関わり、周辺の文化財・文化観光施設との連携などが必要。

##### ② 眺望点・景観

発掘現場の臨場感、官衙の立地条件に加え、海の見える眺望や農村景観に魅力が見出される。それらをどのように史跡のなかで表現できるかが課題となる。

##### ③ 動線

史跡全体の俯瞰による全体像の把握、それを起点にして史跡だけでなく周辺の関連文化財を含めた動線が必要。史跡の魅力を伝えるために、もっとも効果的な動線の設定。

##### ④ 史跡整備を通じて伝えたいこと

行方郡家の「姿」や歴史上において果たした役割と意義、当時の人々の生活など興味を引く歴史知識に加え、「古きを訪ね新しきを知る」活動。

## 4. 史跡をとりまく課題

泉官衙遺跡は、今日の南相馬市につながる「行方郡」という一地域のまとまりが初めて形成された歴史を物語る史跡であるとともに、東日本大震災の津波被災地域に所在し、過去の災害を乗り越えて続いた地域の歴史を今日に伝える遺跡である。原子力災害により分断された「ふるさとみなみそうま」において共有される歴史を潜在させた本史跡を、地域が再び一体となって未来へと進むために、その価値を持続的に享受できる環境を整え、復興まちづくりの一翼を担うことが、史跡をとりまく今日的な課題となっている。このような大きな課題のもとで、取り組むべき具体的な課題を、以下に示す。

### 4-1. 保 存

保存活用計画には保存管理における課題として「長期的な保存計画の策定」「史跡の存在の明示」「史跡の本質的価値の把握と顕在化」を掲げている。

「長期的な保存計画の策定」については平成30年度に「泉官衙遺跡保存活用計画」を策定し、今後この計画に基づき現状変更の取扱いや公有化等により適切に史跡を管理していく。ここではその他2点の課題に加え、「発掘調査」「史跡指定」について保存における課題を整理する。

#### (1) 史跡の存在の明示

現地において史跡の範囲を明示する標識や内容を理解するための解説板等が少なく、地域住民が史跡の存在を明確に認識できることにより、保存に対する理解と協力を得るには限界が生じている。したがって、整備により史跡の存在を明示することが必要である。

#### (2) 史跡の本質的価値の把握と顕在化

今までの発掘調査により明らかになった部分に基づき、保存活用計画において史跡の歴史的な意義や本質的価値を明示した。しかしながら、後述するように史跡内には未調査の範囲も多く、今後の調査により史跡の価値の把握を進めていく必要がある。

その上で、その価値を顕在化することが、存在の明示とともに保存のための課題となる。

#### (3) 発掘調査

圃場整備事業に伴う発掘調査を行っていない範囲は不明な点が多い。郡庁院・正倉院の周辺地や寺院跡など、史跡と一連の価値を構成する部分については全容解明に向けた発掘調査が課題となる。

また、史跡と密接に関連する墓跡などについては未調査である。これら関連施設の発見は史跡の価値をより高めるものであり、今後調査が必要である。

#### (4) 史跡指定

遺跡面積約135,000m<sup>2</sup>のうち、平成22年度に約94,000m<sup>2</sup>が国史跡に指定され、平成30年度に約20,000m<sup>2</sup>が追加指定された。さらに、史跡指定地と一連の未指定地についても、今後、寺院跡などが発見された場合には、積極的な追加指定を図る必要がある。

また、史跡と密接にかかわる関連施設が発見された場合には別途史跡指定を検討する。

## 4-2. 活用

### (1) 遺跡情報の発信

平成22年の史跡指定時に記念講演会を行い、博物館で企画展示を実施した。また、発掘調査に伴う現地説明会を毎年行っているほか、地元高平地区生涯学習センターで出前講座を実施している。さらに、解説ビデオ・パンフレットを史跡指定前に作成・配布しているほか、来訪者の案内の際には適宜資料を作成して対応している。

しかしながら、現状の解説ビデオ・パンフレットは内容が古く、今後の整備活用を見据えて更新する必要がある。また、現地を案内解説するマップ類のほか、現地において史跡の全体像を示す解説板や模型、さらにはWEBページやSNS、三次元映像を用いて疑似体験できる仕組みやデジタル技術を利用した情報発信など、多様な手段による情報発信が課題となる。このように、遺跡を周知しその情報を広く伝えていくためには現状の手段では不足であり、充実した情報発信を行う必要がある。

### (2) 学校教育・地域学習との連携

地元高平小学校の校外学習に伴う現地見学を行っている。しかしながら不定期の活動であり、学校教育との連携体制やカリキュラムが構築されていない。今後、学校教育との連携により史跡を学ぶ課程を設けることや、近年盛んに取り組まれている総合学習や探求学習等の題材に活用できる機会を設けることなど、史跡を活かした歴史学習により、将来の地域の担い手を育成していくことが課題となる。

併せて、副読本の発行などにより教職員に泉官衙遺跡をはじめとする地域の歴史と文化財に関する理解を深めてもらう取り組みが必要となる。

### (3) 広域的な活用連携

史跡周辺には文化財や「泉の長者伝説」にまつわる場所などの文化的資源、桜井古墳公園や東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館、南相馬ソーラーアグリパーク、高平生涯学習センターなど近接する文化施設、北泉海浜公園などのレジャー施設などがあるものの、現在は関連付けた活用がなされていない。また福島ロボットテストフィールドや東北電力訓練センターなど社会的機能を持つ施設との連携も社会的意義を持つ。今後、史跡に近くかかわりの深い文化的・社会的施設の一体化の利用の促進を図り、地域の特性を活かした文化的観光の面から広域的な活用連携を目指して各施設への誘導や案内解説を行うこと、さらには観光産業と連携して多様な観光に活用する取り組みなど、史跡を核として関連する文化財を地域資源として地域社会に位置づけていくことが課題となる。

### (4) 史跡への誘導

現状では広範囲の幅広い人々を史跡に誘導するものがなく、一般にはあまり認知されていない。東北や東日本、あるいは全国に向けた遺跡情報発信の一環として、多様な手法により広く周知を図り、人々の関心を高め、史跡へ誘導していく必要がある。

### (5) 地域住民・市民との連携

史跡の保存と活用を将来に向けて持続していくためには、今まで史跡を守り伝えてきた地

域住民の理解と協力が必要不可欠である。現在、地元の「泉官衙遺跡愛護会」が指定地内に花を植える活動を行っていただいているのに加え、公募による市民で構成される「泉官衙遺跡を楽しむ会」でワークショップを行うことを通じて、史跡の魅力づくりにご協力いただいている。こうした活動を今後さらに発展させ、地域住民との連携・協働による活動を促進することにより、史跡の更なる魅力を引き出していく必要がある。

そのためには、今後の整備と活用に地域住民や市民が積極的かつ持続的にかかわる環境と仕組みが必要であり、市民参加の整備とすることや地域のコミュニティ活動が醸成される場を設けることが求められる。さらには見学者への案内解説への参加や活用プログラムへの参加等を通して、連携を深めていくことが課題となる。

#### 4-3. 整 備

##### (1) 史跡の価値の顕在化

現状では遺跡の表現に関わる整備は行っておらず、史跡の価値を体感することができない。保存活用計画において明示された史跡の本質的価値や本質的価値に密接に関連する価値を地上に顕在化させ、利用者が価値を持続的に享受できるようにすることが史跡整備の主たる目的のひとつである。史跡の現地で何をどのような方法で表現するか、また現地で表現できない価値を展示解説等の方法でどのように明示するか、さらには整備した施設をいかに活用していくかについて検討し、史跡の価値を高めるような整備の実現と、史跡の性格に即した活用を行うことが課題となる。

##### (2) 案内解説機能

現在、簡易な解説板を設置しているものの、史跡の全容を解説するには至らない。利用者に史跡の情報を伝え、また適切に案内することが必要となる。史跡の全体や遺構・遺物に関する解説、見学動線に関する案内、史跡の周囲にある伝説にまつわる場所への誘導など、利用者が史跡の価値を理解し効果的に利用するための案内解説機能施設を整備することが必要となる。また、史跡への案内として原ノ町駅や南相馬 IC からのアクセス路への誘導機能を整備することも必要となる。さらに、復元された史跡の姿などについてデジタル技術を用いて疑似体験する仕組みなども検討する必要がある。

##### (3) 展示機能

南相馬市博物館の常設展示において史跡の展示コーナーがあるものの、限られた展示スペースであり、十分な展示解説はできない。一方、史跡は現地において保存され活用していくものであるから、その歴史的背景や史跡の意義、また遺跡の変遷や想定される古代のあり方など、全体像を解説する充実した展示機能の現地における整備は必須である。

##### (4) 活用を支える機能

広い史跡を地域住民や市民、また学校児童・生徒が活発に利用するためには、活用の拠り所となる集会や休憩できる機能が必要となる。日常的な休憩や継続的な取り組みとなる地域住民のコミュニティ活動の基地、また多人数となるイベントや学校の利用時のガイダンスや昼食の場所として、これらの活動を支える機能の整備が課題となる。

#### (5) 便益機能

現状では史跡の近くに駐車場と便所は無い。史跡の交通アクセス環境からして駐車機能は必要である。地域住民や市民、また遠方からの団体利用者や学校利用を可能とするには、乗用車及び大型バスに対応した駐車機能の整備が必要であり、また今後の活用に向けて多数の来場者の使用を想定した便所機能を整備する必要がある。

#### (6) 景観保全・周辺環境との調和

今まで、史跡地とその周辺は良好な農村景観として維持されてきた。史跡の整備においては、本質的な価値の顕在化とともに周辺の農村景観と調和した整備することにより、近隣住民の生活と共に存するあり方の実現が課題となる。

現在、史跡地は地元住民による草刈・景観作物植栽（花植え）等の維持管理がなされているが、公有地は広域であり、旧県史跡（正倉院・郡庁院及び周辺地）は現状の土地区画の段差が維持管理を困難にしている。今後、管理行為を容易にし、持続的な維持管理を可能にする観点での整備も必要となる。

### 4-4. 体制

史跡は現在、地元泉地区の住民で構成される「泉官衙遺跡愛護会」により、公有化した土地の除草や景観作物の植栽などの維持管理・美化活動に協力を得ており、民有地は各地権者により日常管理がなされている。このように、史跡は古くから地域住民の間で守り伝えられてきたが、東日本大震災に伴う津波被災と福島第一原子力発電所事故の影響により、地域の高齢化・過疎化が加速し、地域コミュニティが弱体化したことにより、史跡の将来にわたる持続的な保存・活用が困難となっている。

このような流れに抗して持続的な保存活用を実現するため、史跡整備を行ってその環境を整えるだけでなく、これまでの体制を継承・発展させた新たな体制の構築が課題となっている。

#### (1) 地域住民・市民との連携

市民参加の整備や、地域のコミュニティ活動の場として利用することなど、地域住民・市民の理解と協力が不可欠である。史跡の管理運営においては、関連団体である「泉官衙遺跡愛護会」「泉官衙遺跡を楽しむ会」を中心とする地域住民をはじめ、広く市民や関係団体との協働により、幅広い担い手を確保し、運営体制の充実を図っていく必要がある。さらに、関連団体を主体とした管理運営体制とすることなど、地域住民・市民が積極的にかかわり、協働する体制を構築する必要がある。

#### (2) 都市計画部局との連携

史跡の整備にあたっては開発行為に関する協議や道路・水路の取り扱い、また建築物の計画通知など、都市計画、土木、建築部局と連携する必要がある。また環境保全については上記に加え農林、環境部局との連携が必要となる。このための連絡協議体制を構築することが課題となる。

### (3) 教育関連部局・観光関連部局との連携

公開、活用にあたっては、博物館のほか、観光・学校教育・生涯学習などの部局と連携して、学校利用や市民の歴史学習、また文化的観光への位置づけなどを実現するための体制の構築が必要である。

## 4-5. 広域関連整備計画

泉官衙遺跡は南相馬市歴史文化基本構想の関連文化財群において、「古墳・官衙・製鉄・石仏がいざなう古代史のフィールド」に位置付けられている。この中で関連する他の文化財は、桜井古墳、真野古墳群、羽山横穴、大悲山の石仏（観音堂石仏、薬師堂石仏、阿弥陀堂石仏）、横大道製鉄遺跡の6つの国史跡が挙げられている。また、歴史文化保存区域では、「新田川河口に登場した古代王権・古代国家の遺産を感じるゾーン」に設定されており、区域の保存活用方針に掲げられた、桜井古墳や東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館、県指定重要文化財泉の十一面觀音、県指定天然記念物泉の一葉マツ、泉の酒井戸等と連携した保存と活用を図る。

## 4-6. 地域住民意見による課題

ワークショップ「泉官衙遺跡を楽しむ会」を通じて把握された地域住民意見による整備に向けた課題として、泉官衙遺跡の構造や価値を判りやすく伝えること、また伝説や自然景観、ビューポイントを活かした散策路の設定や展示解説、さらに米づくりや酒づくり、乗馬などの史跡をより楽しむための活用などがあげられる。

これらの把握された住民意見を参考に、地域住民が史跡をより身近に感じ、関わり、親しむための整備活用を実現することが課題となる。

## 5. 整備の基本方針

### 5-1. 保存活用の大綱と基本的な方向性

史跡の保存活用計画では、保存活用の大綱と整備活用の方向性を以下のように定めている。

#### ・大綱

- ・行方郡家の遺構が良好に保存された史跡を我が国におけるかけがえのない文化遺産として、地域住民とともに保護・活用して確実に後世に伝える。
- ・適正な管理運営体制の構築により、特色ある伝説や農村景観を残す周辺環境も含めた保存活用を推進する。
- ・「行方」という特色ある地域の歴史文化を情報発信し、歴史に学び地域の未来を考える場として、周辺環境も含めた多面的な魅力を活用・整備する。
- ・地域コミュニティの活動を促進し継承する場として、安心して暮らせる地域づくりのための資源として活用・整備する。
- ・南相馬市民のアイデンティティを醸成し、震災からの復興と地域再生のシンボルとして活用する。

#### ・整備活用の方向性

- ・史跡の保存継承を前提にした整備・活用を行う。
- ・史跡の存在と価値を情報発信する。
- ・地域を知る学びの場として整備・活用する。
- ・地域住民・市民等の憩い・交流とコミュニティ活動の場として整備・活用する。
- ・史跡周辺の歴史文化遺産との一体的な整備・活用を図る。
- ・復興まちづくりの象徴となるよう整備・活用する。

### 5-2. 活用と整備の基本方針

保存活用計画において、史跡の現状と課題を踏まえ、活用の基本方針を以下のように設定した。そのうえで、活用を可能とするための整備を以下のように定めている。

#### ・活用の基本方針

1. 泉官衙遺跡を中心とした地域の個性ある歴史文化を情報発信する、地域学習の場として周辺環境も含めて活用する。
2. 地域コミュニティの活動を促進・継承する場として、魅力ある地域づくりのための資源として、地域住民との協働のもとに活用する。
3. 文化的観光のための資源として、地域との協働や関係団体との連携のもと、地域住民・市民・市外からの来訪者の交流の場として活用する。
4. 南相馬市民のアイデンティティを醸成し、震災からの復興と地域再生のシンボルとして活用する。

#### ・整備の基本方針

1. 史跡の本質的価値を確実に保存するとともに、地域の歴史文化を発信する機能を整備する。
2. 史跡と史跡周辺の環境を調和させ、ともに保全し活用していくための環境と機能を整備する。

3. 地域コミュニティの活動を促進・継承する場として整備する。
4. 文化的観光のための拠点、復興のシンボルとして、誇れる地域文化を表現できるように整備する。

### 5-3. 整備基本計画における基本目標

以上の保存活用計画における基本方針を踏まえ、整備によって実現しようとする基本目標を以下のように定める。

- ① 史跡の本質的価値に関わる遺構と遺物を確実に保存する。
- ② 史跡の本質的価値を顕在化させ、地域固有の歴史を学び、体験できるようにする。
- ③ 地域の歴史文化をみずから探究し、地域の未来を考える機会と場を創出する。
- ④ 史跡と周辺環境を調和させ、ともに保全・活用しながら将来に継承できるようにする。
- ⑤ 史跡を地域の誇りとして守り伝える地域のコミュニティ活動を促進・継承する。
- ⑥ 文化的観光の拠点として、市内外からの来訪者の交流を促進する。
- ⑦ 復興のシンボルとして誇れる地域文化を発信し、復興まちづくりに寄与する。

#### ① 史跡の本質的価値に関わる遺構と遺物を確実に保存する。

今まで保存してきた貴重な地下遺構と遺物を確実に保存し、将来に継承するための措置を講じる。

#### ② 史跡の本質的価値を顕在化させ、地域固有の歴史を学び、体験できるようにする。

史跡の本質的価値である「横並びに配置された特徴的な官衙遺構」や、「水上交通の拠点としての陸奥南部の郡家の特質」、「古代における『行方地域』形成の中核」として本史跡がもつ歴史的意義を各種の手法を用いて表現するとともに、関連文化財を含めて活用する環境を整えることにより、訪れた人が地域固有の歴史を学び、体感できるようにする。

#### ③ 地域の歴史文化をみずから探究し、地域の未来を考える機会と場を創出する。

史跡内に残された未解明の部分を対象に発掘調査を継続し、新たな成果を発信するとともに、調査・研究の過程を来園者と共有できる仕組みをつくり、新たな歴史を掘り起こす機会と場を用意することにより、来園者みずからが過去を探究し、地域の未来を考える知の営みを持続的に支援する。

#### ④ 史跡と周辺環境を調和させ、ともに保全・活用しながら将来に継承できるようにする。

史跡内外には、田畑や屋敷林、丘陵の山林からなる豊かな農村景観がひろがり、「泉の酒井戸」や「泉の一葉マツ」「泉観音堂」など伝説に関わり土地の歴史を伝える諸要素が、周辺住民の生活圏のなかで息づいている。伝統的な農村景観のなかで、伝説に変容しながら今日まで地域住民の間で守り伝えてきた史跡を、今後も地域住民に親しまれ、将来に伝えられていくように、周辺環境と調和させて一体的に保全活用する環境を整していく。

**⑤ 史跡を地域の誇りとして守り伝える地域のコミュニティ活動を促進・継承する。**

東日本大震災による津波被災と原発事故に伴う住民の離散によって、地域コミュニティが弱体化する中、史跡の維持管理の担い手として、地域住民による「泉官衙遺跡愛護会」が発足した。史跡の持続的な維持と活用において、このような地域住民との協働は不可欠であり、地域の個性ある歴史文化が住民の誇りとなり、新たなコミュニティを取り結ぶ核となるように、地域のコミュニティの形成を促進し、持続的に活動できるような環境を整える。

**⑥ 文化的観光の拠点として、市内外からの来訪者の交流を促進する。**

史跡を文化的観光の拠点として、市内外からの交流の資源とするため、史跡の公開活用の計画を考えるワークショップとして始まった「泉官衙遺跡を楽しむ会」をはじめとする史跡の公開活用の支援者と協働し、多くの人々の史跡を大切に思う心を集めて、地域の個性ある歴史文化を持続的に公開活用できる仕組みと場を整える。

**⑦ 復興のシンボルとして誇れる地域文化を発信し、復興まちづくりに寄与する。**

本史跡は、津波被災地域に所在する遺跡であるとともに、現在の「みなみそうま」につながる地域のまとまりが歴史上はじめて形成された「行方地域」の核としての役割を果たした。過去の災害を経て今日に続く地域の歴史、さらには原発事故の影響によって分断された地域において共有される歴史を伝える本史跡を、「みなみそうま」が再び一体となって震災を乗り越え、未来へ進むための精神的な拠り所となるように、地域の再生・復興のシンボルとして位置づけ、市内外へメッセージを発信する。

## 5-4. 活用すべき史跡の価値

前節に掲げた基本目標を達成し、史跡の本質的価値の保存と活用を実現していくために、どのような環境を整えていくかが、本計画の策定において重要となる。ここでは、活かすべき史跡の価値を項目ごとに示し、その価値を表現するために必要となる現地の整備や展示解説、情報発信方法等について整理する。

### (1) 史跡の本質的価値の整理と活用・整備

#### ① 東西に連なる丘陵に沿って横並びに配置された特徴的な官衙遺跡

##### 【立地・配置】

- ・明らかになった陸奥国行方郡家を構成する施設の全容。
- ・東西に連なる丘陵沿いに展開する横並びの施設配置。
- ・古代を通して同じ場所で、当地域の政治的・経済的な中心として機能した各施設の変遷過程。

##### 【郡庁院】

- ・全体が発掘調査で把握され、保存された郡庁院。福島県で唯一、全国でも希少。
- ・空闊地の玉石敷（II期）。初の発見例、全国で2例。

##### 【正倉院】

- ・伝説となって良好に保存され、解明の途上にある掘立柱式や礎石式の穀倉跡。
- ・区画溝から発見された、租税として米を収めたことを示す木簡。
- ・未調査部分における重要遺構・遺物の埋蔵やその解明への期待。
- ・出土する炭化米と、正史『続日本紀』に記される正倉火災との対比による古代史の解明。

##### 【館院】

- ・成立と廃絶に郡家の交通機能の変化を示す存続期間が限定された館の遺構。

##### 【寺院】

- ・多種多量の瓦の出土から読み取られる大規模な伽藍の存在と変遷。
- ・推定される本地域における中核的な寺院。

#### ② 太平洋岸に設置された水上交通の拠点として陸奥南郡の郡家の特質を表す遺跡

##### 【水運関連施設】

- ・新田川の河口に近い立地。
- ・運河状大溝を伴う水運関連施設を備えた水上交通の機能が重視された郡家の構造。

#### ③ 古代における「行方地域」形成の中核となった官衙遺跡

##### 【行方郡の領域】

- ・前代に河川流域ごとに存在した複数の有力首長を統合し、律令国家の東北政策における鉄生産の一翼を担い、新たに新田川流域に設置された特殊な歴史的背景を反映した選地。
- ・まとまりを持った行方地域の歴史の出発点。その中核としての歴史的意義。

(2) 本質的価値と密接に関連する価値の整理と活用・整備

① 関連文化財

- ・行方郡家と同時代の関連遺跡  
金沢地区製鉄遺跡群（律令国家の官営工場）  
横大道製鉄遺跡（8世紀後半の製鉄の展開に重要な役割を果たした）  
広畠遺跡（農耕に関する祭礼の場の可能性）町遺跡 町池窯跡 等

② 伝説

- ・泉の長者伝説と、それにまつわる文化財等  
泉の一葉マツ（県指定天然記念物） 泉の十一面観音（県指定重要文化財） 泉の酒井戸等

③ 自然地形・景観

- ・古代から大きく改変されることなく維持された自然地形。
- ・史跡の背後に連なる丘陵、史跡が展開する自然堤防、その前面に広がる沖積低地からなる農村景観。

(3) 新たな価値評価の視点の整理と活用・整備

- ・貞觀地震（貞觀11年・西暦869年）を乗り越えて存続した行方郡の災害史と地域の復興を語り伝える郡家。

(4) 本質的価値の表現方法

① 遺構表現

史跡の本質的価値である「横並びに配置された官衙」を体感できるように、歴史的な空間や官衙施設を再現する。また、埋蔵されている未発見遺構の調査とその解明の過程を表現する。

② 展示解説

史跡の本質的価値などの基本情報のうち、遺構表現では伝えることのできない事項に加え、本質的価値と密接に関わる価値や、新たな視点からの価値について、展示解説を行う。

③ 環境整備

遺跡の本質的価値と関わる立地環境や主要な施設への眺望を確保するとともに、伝説を残し史跡を伝えてきた地域の多面的な魅力を活かした環境を整備する。

④ 情報発信

遺構表現の対象とならない官衙施設の解説や関連文化財との連携のほか、さまざまな対象を想定した各種のソフト事業を通じて、史跡の歴史的意義を情報発信する。

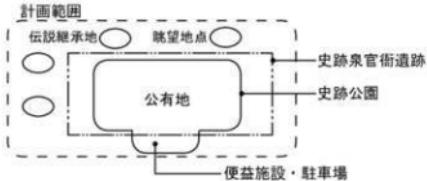
## 6. 整備基本計画

### 6-1. 全体計画

#### (1) 整備対象範囲

「第1章 1-2」で述べたとおり、今後10年間で実施する第Ⅰ期整備を計画する本計画において対象とする範囲は、史跡指定地内では保存活用計画のなかで施策の実施計画に述べたA地区のうち、公有化した範囲とする。また史跡指定地外にも活用の起点となる駐車場および便益施設を史跡の隣接地に確保する。

なお、整備対象としない史跡指定地や周辺の伝説繼承地、あるいは眺望地点についても案内表示等による散策路を設定し、一体的な動線のもとに活用を図るものとし、本計画の対象範囲に含める（第31図）。



第31図 整備対象範囲概念図

#### (2) 整備の大要

前章に示した基本目標とそれを踏まえて検討した本質的価値の表現や活用の方針に従って、整備の大要を整理する。

##### ① 遺構の保存

現状地盤面の下に存在する遺構と遺物を将来に向けて確実に保存するため、凍害対策や整備活用に伴う盛土等による保護対策を行う。

##### ② 遺構の表現

###### a. 整備対象時期と全体の考え方

郡庁院及び正倉院の区画の視覚化により史跡の本質的価値である「横並びの官衙施設」を表現する。原則として3時期の変遷を示す官衙遺構のうち、史跡の本質的価値である「横並びの官衙施設」が最も端的に表れているⅡ期を整備対象とする。

###### b. 郡庁院の遺構表現

北が高くなる地形と、掘立柱塀およびこれに連結する建物により、儀式的空間を表現する。郡庁院の建物跡は遺構表現のひとつを活用施設を兼ねた復元の整備とする。復元的整備の対象とする遺構は視点場等の諸条件を考慮し、諸条件に応じて決定する。

###### c. 正倉院の遺構表現

当時の地形を復元するとともに、溝・掘立柱塀・建物跡の遺構表現により、厳重な区画や整然とした正倉建物の配置を表示する。建物跡は、「発掘状況」と基礎部分の「復元

「形状」など複数のフェーズで表現することより、地区の特色である伝説のもととなった礎石から、発掘による官衙遺構解明のプロセスを表現する。区画内の未調査部分は今後の調査による解明の余地を残し、発掘情報の増加に応じて表現を付加することが可能な漸進的整備を行う。

#### d. 館院・寺院・津の表示

史跡公園外の民有地に位置する館院跡、寺院推定地、津跡（水運関連施設）については、直接公園整備の対象とはならないが、現地への周遊動線を位置付けるとともに、解説施設を設置するほか、VR・AR 等デジタル技術、また、後述する中核活用建物における展示によって、基本的な情報を提供する。

#### e. 遺跡内解説施設

現地での解説方法として、解説板のほか、パンフレット類やデジタル技術（VR・AR）の利用、QRコードを読み取ると配信されるコンテンツなど、多様な手法を導入するほか、ボランティアガイドを育成のうえ、来訪者の現地案内・解説に対応する。

### ③ 中核活用建物

上記の遺構表現では伝えられない史跡の歴史的意義などの基本情報を歴史空間のなかで提供し、また広場など史跡内で行われる各種の活用や散策休養の用に供し、地域コミュニティを担い手とする管理運営を持続的に支援することが、史跡の公開活用を行ううえで不可欠である。これを史跡内に設置する官衙施設の復元的表現と、公開活用にかかる上記の機能を集約的に兼ね備えた復元的整備として具現化し、「中核活用建物」として計画する。

### ④ 広場等の整備

#### a. 探求の場

未解明のまま残されている郡庁院と正倉院の間に位置する土地では、現状を維持し、今後、発掘調査を実施する。発掘調査から内容を解明するまでのプロセスを市民と共有し、探求の過程を体験できる場として活用する。また、乗馬体験などの各種イベントを開催できるオープンスペースとしても利用する。なお、中核活用建物をこれらの学習や探究活動を支える屋内施設として機能させる。

#### b. 共創の場

現況の水田を生かし、地域住民によって意欲的に行われている景観作物植栽等の活動を継続できる花畠、地域の子どもたちや大人との交流を図るための「古代水田」と位置付けて、地元コミュニティをより豊かにし、人々の交流により新たな価値をともに創出する場として整備する。

#### c. 憇いの場

史跡北半部に残る昔ながらの農村風景は、史跡を守り伝えてきた土地の歴史を伝えていくことから、既存の農村景観を活かし、来訪者が憩うことのできる空間とする。また

隣接する「泉の長者伝説」の繼承地と一体的な活用を行えるよう、整備を加える。

#### ⑤ 導入部施設

便益施設は整備対象範囲が広域に及ぶことや土地の制約を考慮して、導入部施設を2箇所に設け整備範囲をバランスよくカバーする。乗用車による一般来場者の駐車場と便所を備えた便益施設と、大型バスの進入路を確保する便益施設とに役割を分担する。

#### ⑥ 動線・案内施設

主要動線となる必要最小限の園路を新設する以外は、周辺住民の生活に配慮して既存の道路を活かすとともに、史跡の魅力を活かした動線のストーリーと各種の案内施設を計画する。

#### ⑦ 修景・環境保全

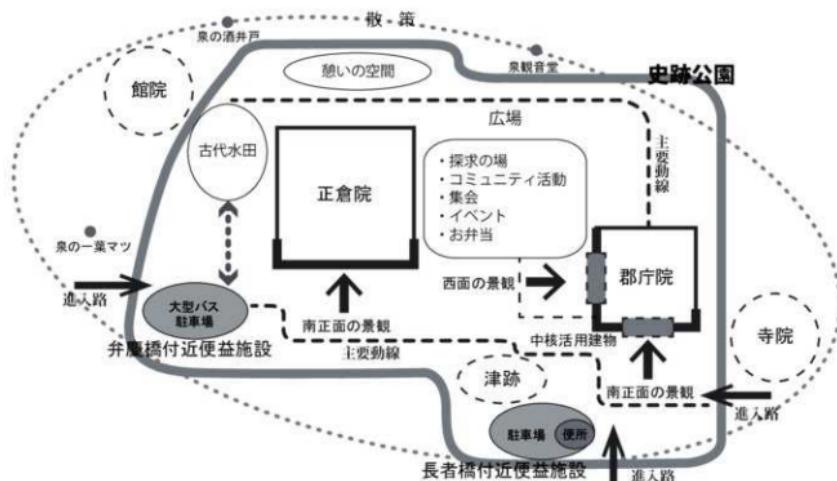
古代官衙の構造表現と現状の農村景観が調和的なコントラストをつくるように、地区の特性に応じた修景を行う。

#### ⑧ 公開活用・関連文化財との連携

学校教育との連携、文化的観光の資源、災害復興のシンボルなど、史跡の多様な活用のあり方を想定し、整備施設や関連文化財と連携した各種の活用を計画する。

#### ⑨ 管理運営

上記を踏まえ、整備施設の維持管理や各種の活用に伴う运营管理と、その担い手や利用者の想定に基づき、史跡公園の管理運営を計画する。



第32図 整備施設配置模式図

## 6-2. ゾーン構成と動線計画

### (1) ゾーン構成

計画範囲は、整然と配置された館院・正倉院・郡庁院・寺院の遺構が存在する史跡範囲と、公開活用のために史跡外に設置する便益施設からなる大きく2種類の機能域に分けられる（第33図）。

史跡範囲では郡庁院と正倉院の区画の表現が整備の核となり、解明の進んでいる郡庁院と正倉院南区画の官衙遺構を表現して史跡の歴史的意義を学べるようにする（「学びの場」）。一方、正倉院の北部には屋敷林が広がり、近接して伝説のある泉観音堂・泉の酒井戸が位置する。この一帯は伝説と農村景観を活かし、地域住民が穏やかに散策できるようにする（「憩いの場」）。

正倉院・郡庁院の周囲に展開する広場については、正倉院の西を協働で利用できる古代水田・花畠とし（「共創の場」）、未解明の部分の多い正倉院の東側は内容解明を進めるとともに、その過程を発掘体験などによって公開活用する探求学習の場とする（「探求の場」）。

郡庁院には活用の基地となる中核活用建物を設ける。利活用の起点となる便益施設は、中核活用建物を設ける郡庁院の南方に駐車場・便所・案内施設を設け、さらに共創の場とする古代水田近くに大型バス対応の駐車場を設ける。

### (2) 動線計画

史跡内を東西に貫いて各地区を結び付け、活用の拠点となる郡庁院へ至る主要動線を新設する。この動線を軸に、南側には官衙遺構を表現した幾何学的・無機的な空間、北側には穏やかな農村の有機的な空間が広がり、両者を対比的に楽しむことができる。この動線は地元住民が日常的に利用するとともに、外部からの来訪者が史跡を体感できる散策路とする。また、東西に並ぶ正倉院・郡庁院を南正面から望む川沿いの道を、南面する官衙の区画を望むもう一つの主要動線とする。これら主要動線は将来計画とする館院や寺院方向への延長が可能なものとする。

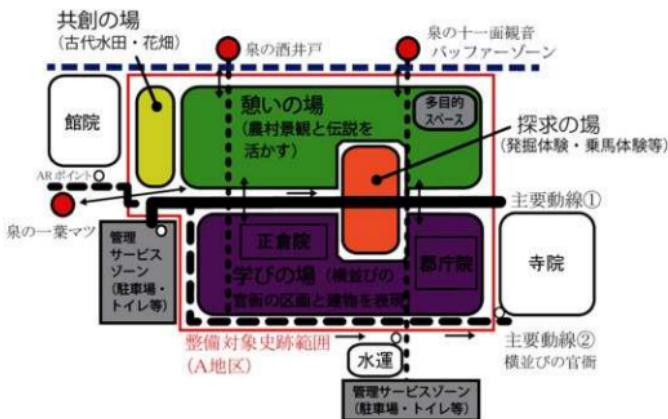
さらに、散策路や帰路、また眺望地点を巡る動線として、既存の農道を活かしてこれを位置付けるとともに、史跡周囲の道路を利用して動線を設定する。

便益施設を起点とした見学動線については、学びの場（郡庁院・正倉院）の見学を主としたものや探求の場を主とするものなど多様なテーマが設定できる。想定される動線については「6-8. 動線・案内解説施設計画」で具体的に述べる。

さらに、周辺の公開されている関連遺跡である金沢地区製鉄遺跡群（東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館）や桜井古墳公園へは、案内板によりアクセス情報を提供する。

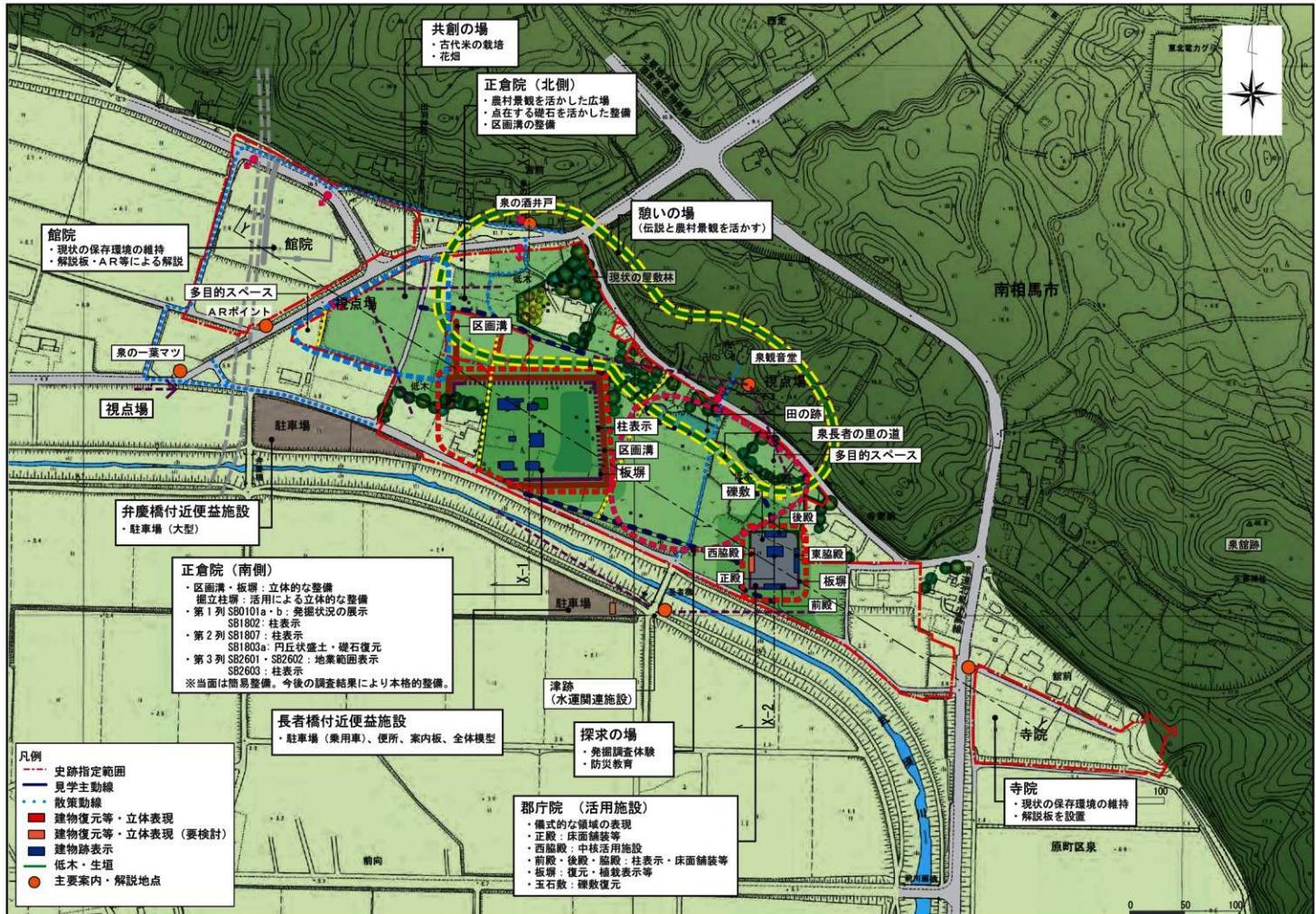


ゾーン構成・動線計画平面図



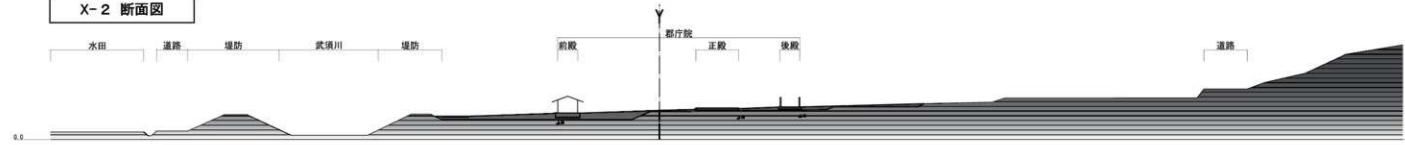
ゾーン構成概念図

第33図 ゾーン構成・動線計画図

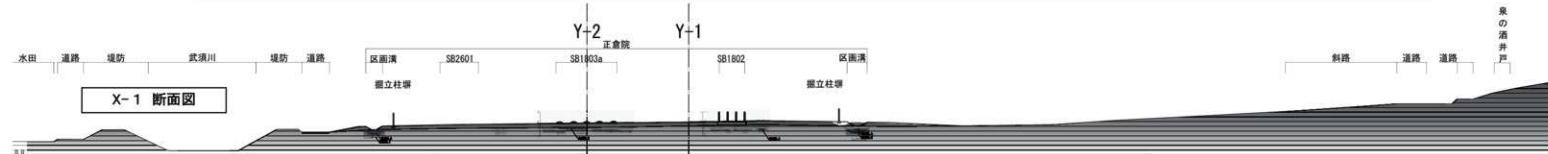


第34図 全体整備計画図

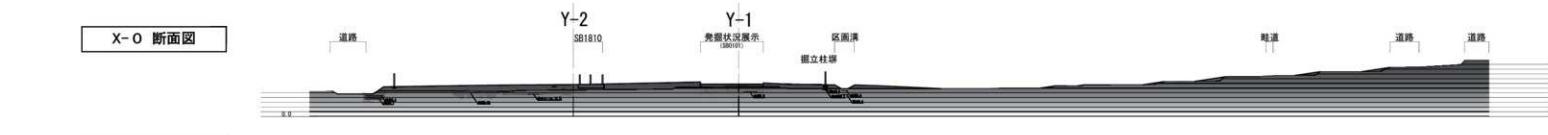
X-2 断面図



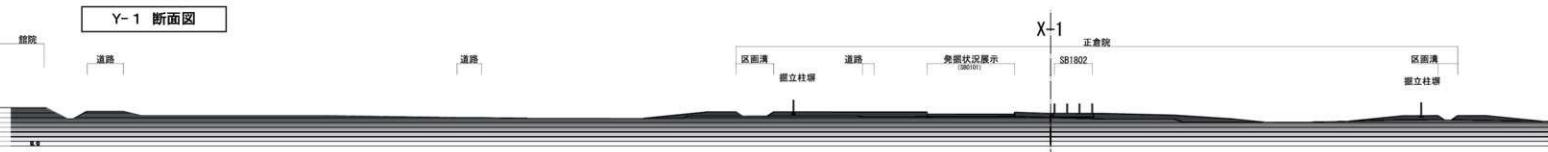
X-1 断面図



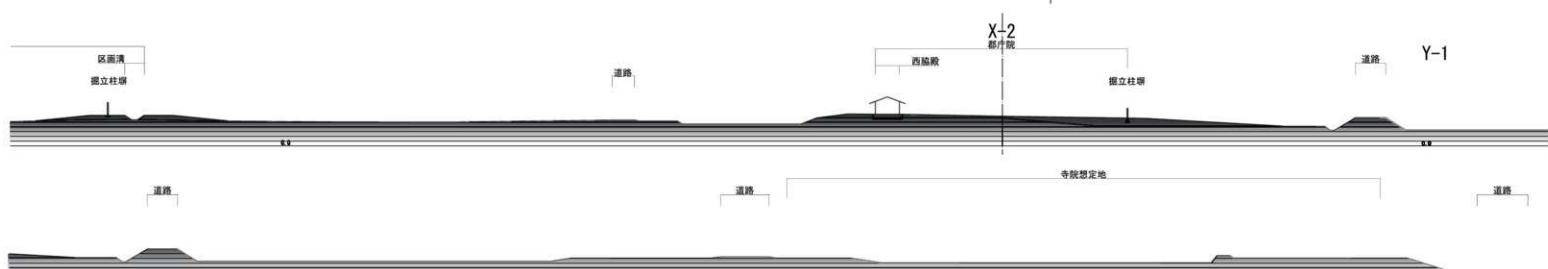
X-0 断面図



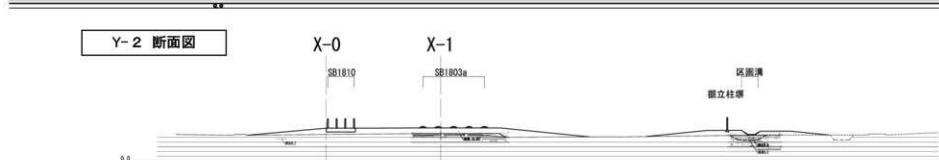
Y-1 断面図



Y-2 断面図



Y-2 断面図



### 6-3. 遺構保存に関する計画

整備の目的のひとつである本質的な価値に関わる遺構と遺物を確実に保存するため、遺構保護対策を行う（第36図）。なお、遺構検出面の深さは、浅い箇所で現状地盤面から約30cmである。

#### （1）凍結による劣化の抑制

当該地域の10年確率凍結指数（F）は27°C・dayであり、最大凍結深さ（Z）は21cmと算出される（ $Z = C \sqrt{F}$ , C=4）。また、設計に用いる理論最大凍結深さは27cmと定められている（福島県、土木設計マニュアル・道路編、第2編6-26）。造成等の整備行為を行う場合には、遺構検出面や地下に遺構の存在が予測される面から整備仕上げ面までの深さは27cm以上を確保する。上記の通り、遺構検出面は現状地盤面から約30cm以上深いので、現状において凍結による劣化対策は必要ないと考えられる。

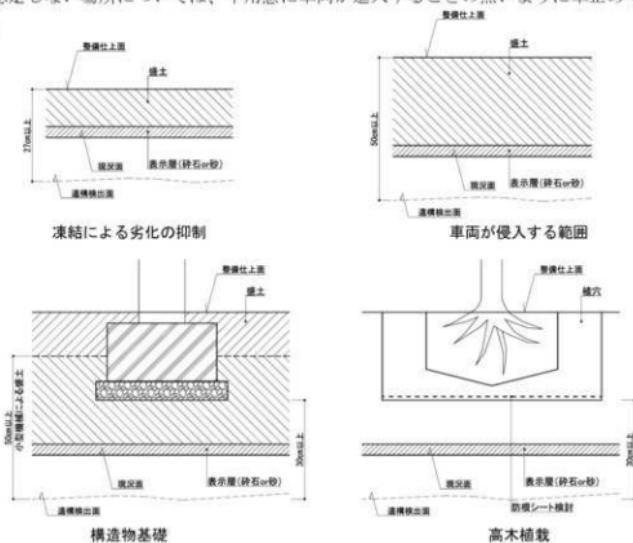
#### （2）整備に伴う遺構保護

整備に伴って構造物を設置する場合には、地下の遺構面から30cm以上の保護層を確保したうえで構造物の基礎等を設置する。また、造成（盛土）においては現状地盤面上に表示層として砕石や砂層を敷設した上に盛土するとともに、遺構面から50cm程度までは小型機械による盛土とする。

整備において高木を植栽する場合には、根系による遺構の破損を生じない配慮が必要となる。盛土内の根系は、地盤の層離面以下に伸び難い傾向はあるものの、樹種による根系の伸長傾向や、必要な盛土深さに留意する必要がある。また、必要に応じて防根シートの使用を検討する。

#### （3）車両等の踏圧からの保護

整備において構造物の設置や高木植栽を行わない場所であっても、車両の進入を想定する場合には遺構面から50cm程度の盛土を確保する。また、構造物や高木植栽を設けず、車両の進入を想定しない場所については、不用意に車両が進入することの無いよう車止めや表示等を施す。



第36図 遺構保護盛土 断面模式図

## 6-4. 遺構の表現に関する計画

官衙は、機能の異なる複数の区画（ブロック）の集合として存在し、その合理的な配置に特徴がある。複数のブロックによる施設を表現し、歴史体験ができるようにするために、郡庁院及び正倉院の遺構表現について計画する。また、整備施設を用いた活用方法についても検討する。

大きくⅠ期からⅢ期の変遷の中で、郡家の施設が充実し、館院が存在したⅡ期（8世紀初頭から後半）を整備対象時期とする。Ⅱ期は、本史跡の本質的価値である「東西に連なる丘陵沿いに展開する横並びの施設配置」が最も端的に表れた時期である。また、郡庁院の施設が最も整い、本遺跡を特徴付ける玉石敷が設けられていた。さらに、正倉院は明確な区画が成立し、建物配置についてもある程度把握されている。館院及び寺院は第Ⅰ期整備の対象ではないが、将来の整備に向けて適切な対象時期と考えられる。

### （1）郡庁院の整備

#### ① Ⅱ期の郡庁院の遺構

整備対象時期とする郡庁院Ⅱ期は施設配置が最も整い、玉石を敷設した格式の高いものであった。整然とした左右対称の建物配置は郡庁の儀礼的な特徴を明瞭に表す。また、建物と埠により周囲から画然と区画された遮蔽空間であり、その庁庭に玉石敷を施した象徴的な領域であった。さらに、格式の高い四面廂建物である正殿に対し、長舎構造の辺殿や、北に向かって高くなる地盤面の形状は、儀礼空間に列席する官僚の序列を表している。

以下に遺構の概要を整理するとともに、復元される建物構造や地形について推測を加えて記述する（第37図）。

##### ・掘立柱埠（SA1405、SA0202）

郡庁院の区画施設であり、南北50.9m、東西44.2mの長方形に囲む。各辺はそれぞれ前殿（南辺）、後殿（北辺）、東脇殿（東辺）、西脇殿（西辺）の外側柱列に連結する。

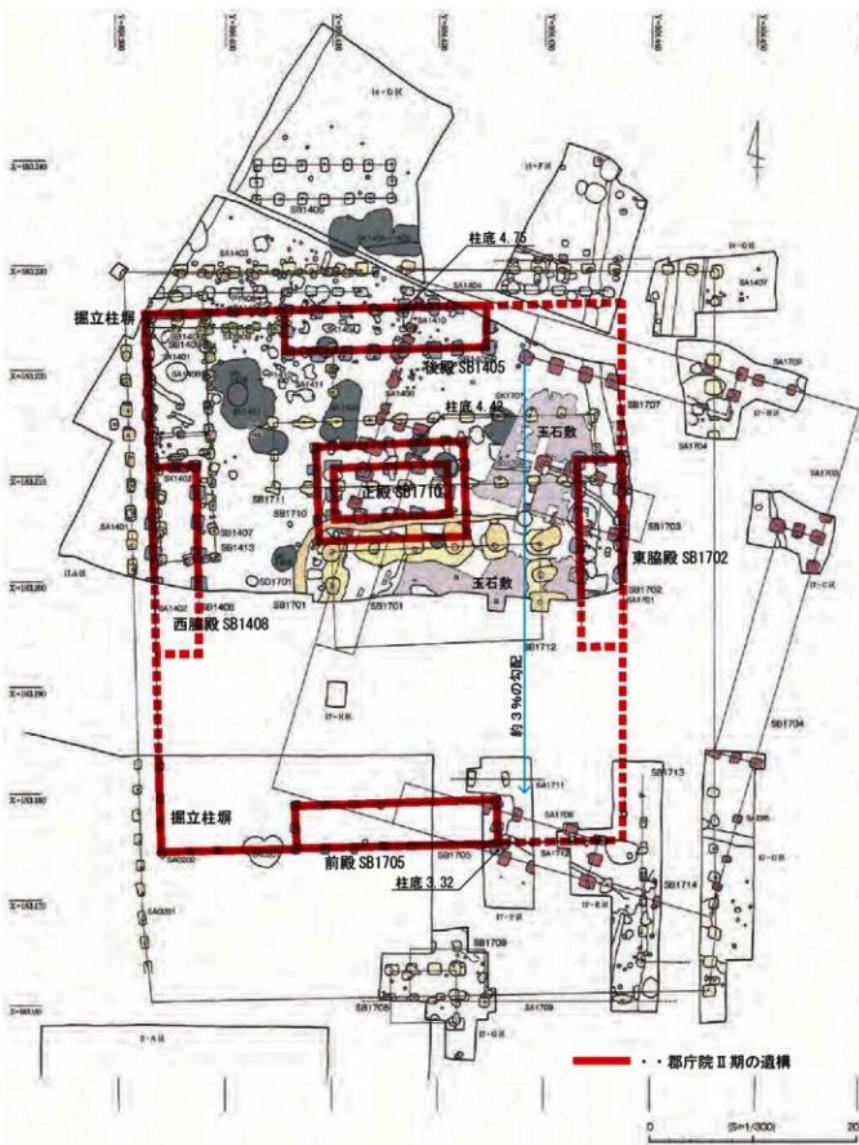
掘立柱埠の柱間は2.7mが標準と考えられるが、西脇殿北側や後殿西側では2.1m、2.4m等の幅の狭い箇所や、3.0mの箇所もある。長方形の掘方で、確認された柱痕跡は直径20～24cmである。

##### ・正殿（SB1710）

桁行4間×梁行2間の身舎の四面に廂を持つ四面廂付の掘立柱建物跡である。身舎の規模は桁行2.7m等間×4間で計10.8m、梁行2.4m×2間で計4.8m、廂の出は南北2.1m、東西1.5m、総規模は桁行13.8m、梁行9.0mである。

柱掘方は身舎・廂とも方形であり、抜き取り穴や柱痕跡の状況から同規模での建て替えが行われたと考えられる。一部で確認された柱根及び柱痕跡では、身舎・廂とも径約20～22cmを測り、検出された最大深さは身舎柱で1.07m、廂柱で0.88mである。

なお、瓦は発見されていないので、建物の屋根は柿葺きや板葺きなどの植物性のものと考えられる。また、床束は無く、西側で検出された玉石敷が床面に及んでいないので土間床と考えられ、基壇は発見されていないが雨仕舞のため周囲の地盤面からいくぶん床面を高くしたものと推測される。このことは郡庁院の他の建物とも同様と思われる。



第37図 都庁院遺構配置図

#### ・前殿（SB1705）

側柱式の掘立柱建物であり、桁行7間（2.7m等間）、梁行2間（2.1m等間）の長舎構造である。総規模は桁行18.9m、梁行4.2mである。

長方形の掘方で、一部で確認された柱根は直径約30cmを測り、検出された深さは0.33mである。

切妻屋根と考えられ、桁行7間と奇数間であることから中央間は出入り口、その両脇間も出入り口となる可能性がある。

#### ・後殿（SB1405）

前殿と同規模の側柱式掘立柱建物であり、対面する位置関係にある。桁行7間（2.7m等間）、梁行2間（2.1m等間）の長舎構造である。総規模は桁行18.9m、梁行4.2mである。

長方形もしくは正方形の掘方であり、柱痕跡は直径約22～27cmを測り、検出された深さは最大0.85mである。前殿と同様に切妻屋根で、中央間若しくはその両脇間とも出入り口となる可能性がある。

#### ・東脇殿（SB1702）

側柱式の掘立柱建物であり、梁行2間（2.1m等間）で、桁行は調査区内で4間（2.7m等間）が確認された。II期の郡庁院の建物配置はI期の構成とほぼ一致することから、脇殿の規模も踏襲されたと考えると桁行は8間の長舎構造と推察される。その場合、総規模は桁行21.6m、梁行4.2mとなる。

柱掘方は正方形を呈するものが多く、掘方と玉石敷との重複関係から、当建物の建築後に玉石が敷設された造営手順が想定される。柱痕跡は確認されていないが、掘方の状況から検出された深さは最大1.25mである。

切妻屋根と考えられ、桁行8間に及ぶことから、恐らくは東西面とも2か所以上の出入り口を持つものと想像される。

#### ・西脇殿（SB1408）

側柱式の掘立柱建物であり、梁行2間（2.1m等間）で、桁行は調査区内で4間（2.7m等間）が確認された。東脇殿と同様に、桁行は8間と推察される。その場合、総規模は桁行21.6m、梁行4.2mとなる。

柱掘方は正方形に近い長方形で、発見された柱根は直径約30cmを測り、検出された深さは1.02mである。

東脇殿と同様に、切妻屋根で東西面とも2か所以上の出入り口を持つものと思われる。

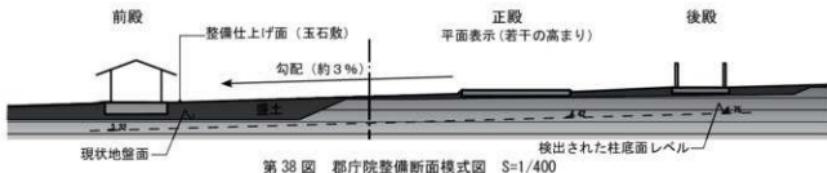
ここで、郡庁院I期の西脇殿（SB1701）の柱底面レベルは地形の勾配に対応した勾配を持つことから、基壇等で平坦面を作ることなく地盤の勾配なりに建築したと推測される。郡庁院II期の建築造構はI期を踏襲した規模及び柱配置であり、II期の東西脇殿とも同様に傾斜した床面であったと思われる。地盤の勾配を3%として、東西脇殿の桁行21.6mに対し約0.65mの比高差を持つこととなる。

### ・玉石敷

正殿の北側から南側、また東脇殿にかけて玉石敷遺構が発見された。1～10cm大の川原石を敷設しており、厚さは3～10cm前後である。建物跡の柱掘方との重複関係などからⅡ期に敷設されたものと考えられる。前述の通り、旧地形は北から南に向かって3～4%の勾配を持つ。本来は、建物跡の床面を除く区画内の全体に敷設されていたと推察される。

### ② 造成計画

前項に述べた通り、郡庁院の地形は北から南に向かって約3%の勾配で低くなる。整備においては遺構保護盛土により各整備施設の設置に必要な厚さを確保するとともに、遺構と同勾配の地形を復元する（第38図）。郡庁院周辺の現状地形は圃場整備により平坦な水田面と畦畔等の急斜面が形成されているが、郡庁院から周辺地に向かって盛土により緩勾配ですり付ける。なお、盛土範囲にある現状の農業用排水路については、遺構保護のため新たな掘削が困難であることから流路の変更は行わず、暗渠により水路を確保する。また、整備後の表流水排水は盛土範囲の下流側の排水路への放流を検討する。



### ③ 郡庁院の遺構表現のコンセプト

本計画における遺構表現の考え方は、史跡の本質的価値である「横並びの官衙」を顕在化させるため、正倉院・郡庁院の区画施設の立体的な整備を行うものである。ただし、官衙は機能の異なる複数の建物区画の集合として存在することから、同質の2つの区画が並んでいるだけでは不十分であり、両者の機能の違いを表現する必要がある。区画施設に長舎構造の建物（西脇殿や前殿など細長い建物）が連結する構造は、正倉院ではなく儀礼空間である官衙政府に特有の構造であることから、郡庁院では区画施設だけでなくこれに連結する建物も立体的に整備することにより、正倉院の区画との機能の違いを対比的に示すことが有効となる。

このため、郡庁院の遺構表現や活用は儀式的な性格を重視したものとする。また、郡庁院は本史跡を象徴する施設であることから、そのなかで歴史空間を体感しながら史跡の全体像や意義に関する解説を行えるようにする。遺構表現とその活用のコンセプトとして、次の三点を掲げる。

#### ・遮蔽された儀式空間・横並びの施設配置

区画をなす建物と掘立柱塀により周囲と明確に遮蔽し、序庭に玉石敷を敷設した儀式性の高い空間であったことを示す（第39図）。さらに、区画外の視点から郡庁院、正倉院の区画が横並びに配置されている様子を遠望できるようにする。このことは区画施設の立体的な表現と玉石敷の整備により体感できるようにする。☞ a. 区画及び領域の表現



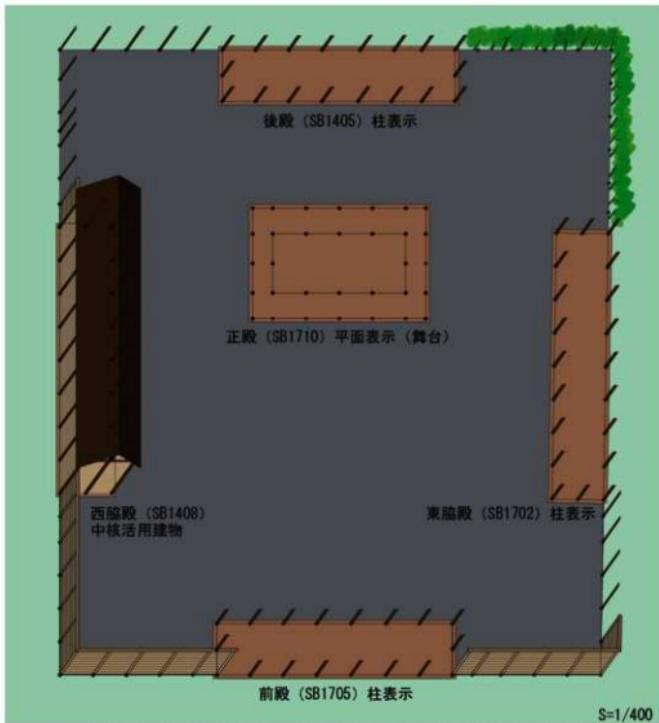
第39図 玉石敷・板塀復元例（志太郡衙・静岡県藤枝市）

#### ・官僚の序列を示す施設配置

左右対称に配置された建物配置や四面廂の正殿を中心とする建物の格式、前殿から正殿に向かって高くなる地形は、官僚の序列を表現したとも思われる。そのことを想起できる整備として、造成地形の復元及び建物跡の視覚的な表現を行う。さらに、建物跡の表現施設を利用して各種のセレモニーや集会、発表会などに活用できるように整備する。☞ b. 遺構表現と活用例

#### ・中核活用建物の整備

史跡を象徴する都庁院のなかで、歴史空間を体感しながら史跡の全体像や意義に関する解説を行うため、復元的に表現した建物遺構の一部を、解説展示や活用施設の機能を備えた復元的整備とする。



第40図 都庁院 整備イメージ図（中核活用建物を西脇殿とした場合）

#### ④ 官衙施設の表現方法

##### a. 区画及び領域の表現

遮蔽された空間であることを表現するため、区画となる建物跡及び掘立柱塀を立体的に表現するとともに、象徴的な空間であることを示す玉石敷を整備する（第40図）。

#### ・区画となる建物跡・堀等の表示

区画をなす掘立柱構は、整備上、正面性のある面は復元とする。その他の面では柱位置の表示や植栽(生垣)による表現などが考えられるが、ここでは遮蔽空間であることを表現するため、生垣による表示とする。

建物跡は前述のようにいずれかを復元的整備とし、それ以外の建物跡も立体的に視認できる表示とする。

#### ・玉石敷の整備

儀式性を象徴する庁庭の玉石敷を復元的に整備する。整備方法として、市民参加による敷設を想定し、玉石の下に路盤を設ける。また維持管理を軽減するため、路盤下に防草シートを敷設する。

#### b. 建物の復元的整備

建物遺構の復元的な表現を兼ねた活用建物を整備する。対象とする遺構については、区画を遠望する景観や遮蔽空間の表現、また施設利用の面から西脇殿、前殿、東脇殿、あるいは中心建物である正殿などが考えられる。このことについては、今後の調査や具体化に向けた検討を踏まえて基本設計の段階に決定する。尚、本節では暫定的に西脇殿を復元的な中核活用建物とした整備イメージを示す(第40図)。その内容については「6-5. 中核活用建物の計画」の項において記述する。

#### c. 復元的整備以外の遺構表現とその活用例

建物跡の遺構表現の方法として、平面表示、立体表示、復元展示等の方法がある。また、現地でVR・AR技術による郡庁内の復元景観を体験できるシステムを構築することもできる。

想定する利用方法や期待される費用対効果により、建物跡毎に表現方法を決定することとなる。以下では、建物毎に遺構表現の方法とその活用例を示す。

##### ・遺構表現の例

###### 基壇の平面的表現（正殿に想定）

正殿は発掘調査の結果からは桁行4間梁行2間四面廂の構造で土間床であったと想定される。また基壇は発見されていない。その遺構表現は、柱配置及び屋内の範囲を舗装材等による平面的な表現とする(第41図)。また、郡庁院の地盤(玉石敷面)が勾配を持つことから、北側からの雨水が床面に及ばないように基壇状の高まりがあったと推察されるので、整備においても玉石敷の面から若干高く平坦面をつくる。

###### 柱表示（前殿・後殿・東脇殿に想定）

復元しない建物について、区画を視覚的に表現するものとして、柱を立て、床面に舗装を施す。柱は発見された位置に想定される直径(22~27cm)のもの



第41図 平面表示の例  
(志波城跡・岩手県盛岡市)

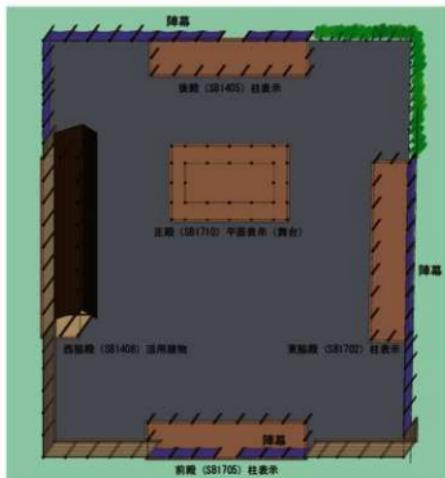
とし、区画をイメージできる高さとして掘立柱構の復元・表示よりも高くする（第42図）。

#### 陣幕（建物・区画施設の一部）

建物や区画施設の柱表示を利用してイベント時等に仮設の陣幕を取り付けられるようにすることで、遮蔽された儀礼空間の表現を際立たせる（第43図）。



第42図 高さのある柱表現の例  
(私田櫛跡・秋田県大仙市)



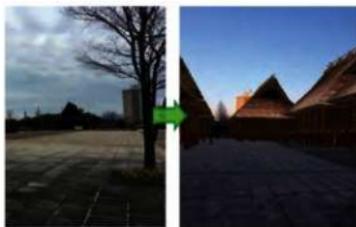
第43図 都庁院 陣幕設置のイメージ

#### VR・ARを用いた復元形態の疑似体験

郡庁院のある時期の復元された姿について、現地でVR・ARにより疑似体験するシステムを設ける（第44図）。解説板にQRコード付して、利用者の携帯端末から三次元復元画像を呼び出す方法（VR）や、現地の遺構表現構造物に復元された建物を投影した画面を見る方法（AR）などが考えられる。このシステムのために、次の設備やソフトウェアを設置、あるいは製作する。

ARとする場合、立体的な整備施設と復元画像をどのように組み合わせるかなどについては今後検討する必要がある。

- ・現地の無線LAN環境（引込柱・電力・電話回線・無線LANルーター等）
- ・専用アプリケーション
- ・コンテンツ（三次元CG・アニメーション等）



（大阪歴史博物館 アプリ「AR難波宮」）



都庁院の空間イメージ

第44図 復元三次元画像のイメージ

#### ・遺構表現の活用例

郡庁院の儀式的な施設配置を利用して、正殿を舞台に見立て、その前庭を客席とするような利用方法を想定する。イベント等に合わせて、前殿や脇殿・後殿の外側柱の出入口を除く部分に陣幕を取り付けて空間を外部から閉ざすことによって、厳かな空間を演出できる。出演者や関係スタッフの控え場所や諸用具の仮置き場所は柱表示等を利用し、音響や照明器具はこの支柱に設置するほか、陣幕で目隠しをするなどして、景観上目立たないものとできる。郡庁院の整備施設を利用した活用には、以下のようなものが想定される。

**学習的利用**：郡庁院の儀式的空間の体験 泉官衙の展示解説 野外講座・発表会

**儀式的利用**：舞台利用：披露 演劇 歌舞 音楽

**セレモニー**：結婚式 成人式 その他、各種集会

#### d. 整備内容の比較検討

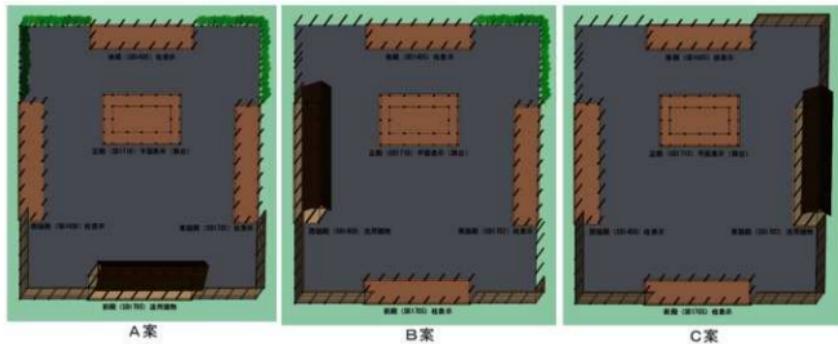
郡庁院の遺構表現により、官衙の主要施設が横並びに配置されるという史跡全体の特徴や、郡庁院それ自体の特徴を伝えられるよう、もっとも効果的な整備施設の配置構成を選択する必要がある。とりわけ、遺構表現の一部を復元的整備とし、中核活用建物として機能させることから、次節で詳述する中核活用建物の内容も踏まえて、建物規模やそれを中心とした史跡内外からの眺望、周辺からのアクセスなどの諸条件にもとづき、郡庁院の整備施設の構成を決定することとなる。ここでは、郡庁院の遺構表現の観点から以下の4案を併記する(第45図)。なお、いずれの案を探るかは、今後の設計段階において、現地で諸条件や費用対効果、社会情勢等を踏まえて決定するものとする。

**A案**：官衙施設の区画が東西に並ぶことや南を正面とすることから、区画を南から遠望することを想定し、南面する前殿やそれに連結する南辺区画を立体的に整備する(第46図)。

**B案**：施設の南側に河川堤防が存在するため、整備施設を南から遠望するのは難しく、動線の起点や史跡内からの眺望では視角を東西にとることを想定し、西面する西脇殿や西辺区画を立体的に整備する。

**C案**：B案と同様に東脇殿・東辺区画を立体整備する。B案との違いは、郡庁院の敷地を手前に見ながら東側の正倉院を遠望でき、「横並びの官衙」を認める点である。

**D案**：郡庁院の中心であり象徴的な効果の高い正殿を区画施設とともに立体整備する。



第45図 比較検討平面図 S=1/900



第46図 都庁院の整備イメージ

#### ④市民による整備

都庁院の整備施設のなかで、庁庭の玉石敷は儀式的な領域の表現として重要となる。この玉石敷の整備を一部市民参加により行う。当面は路盤までの整備として公開しつつ、材料となる玉石を用意して、例えば年数回、範囲を決めて、学校児童や市民参加を対象に呼びかけ、玉石を敷きならべていく。その際、10cm大の玉石に年月日や氏名を墨書することなども考えられる。



第47図 都庁院玉石敷の遺構

## (2) 正倉院の整備

### ① II期の正倉院の遺構

正倉院II期は、それまで区画を持たず郡庁院の西側に隣接して設けられていた正倉院I期に対し、郡庁院など他の官舎と距離を置き、溝と掘立柱塀による明確な区画が成立した時期である。また、北東北に主軸をとっていた施設を真北に改めている。区画施設は東西137m、南北97mの南区画と、その北側にほぼ同規模とみられる北区画を連ねている（第48図）。

南区画では第1列、第2列、第3列からなる建物群が確認され、それらは、当初は掘立柱式の総柱建物を主体とし、順次礎石式総柱建物が同じ位置で建替えられた。また、側柱式掘立柱建物も造営され、配置関係から上記の大型の礎石建物とセットで機能していたと考えられる。総柱式建物は永年貯積を目的とした不動倉や出納が許された動用倉であり、側柱建物は出舉や官衙運営にかかる経費として支出される頗る収納施設である屋であったと考えられる。

しかしながら、未調査の部分も多いことや、建物の全体が把握できない遺構もあり、建物配置や変遷には不明な点も残る。以下に、整備対象時期とするII期及び後続するIII期の遺構の概要について整理する。

#### ・区画施設

南側の区画は、溝とその内側に掘立柱塀を設けている。溝は最大幅約4mで、断面逆台形状であり、検出面からの深さは約0.8mである。また珪藻分析の結果、流水性は少ないながらも水をたえた環境であったことが判っている。

令和元年度に本計画にかかる資料を得るため、区画溝の南辺中央にあたる部分で実施した第27次調査では、中央部が陸橋状となっている状況はないが、溝の南壁に何らかの構造物が設置された掘方の可能性のある遺構が確認された。構造物は、その位置から判断して橋脚の可能性が考えられ、南辺中央には区画内への入口として架橋施設が設けられていた可能性があるがその構造は判然としない。また、第27次調査では、区画溝の南東コーナー部が陸橋状に掘り残されていることが判明し、この部分に入口が設けられていた可能性がある。

掘立柱塀は、南区画の東西南北各辺でそれぞれ確認されており、溝との心心距離は約4mで、柱間は2.4mないし2.7mを標準とする。塀の柱間や柱掘方、また柱痕跡や柱根には場所による違いも見られる。北辺では、柱掘方は約1.2m×0.9mで塀の柱筋に直行し、そのほぼ中心に直径約20cmの柱根が確認された。柱筋の通りは極めて正確である。また南辺では確認箇所が少ないものの、柱掘方は径40～80cmの不正円形である。北東隅では塀の折れ曲がり部分が確認され、その東辺の柱掘方は約1.0m×0.9mで長辺が必ずしも塀の柱筋に直行せず、北東隅から3間分の柱間は北から2.7m、2.4m、2.4mというばらつきがみられる。また柱根は1辺27cmの角柱である。これらの相違は上部構造の違いを反映した可能性や、造営時の作業単位を反映した可能性も指摘されている。

以上のように、南区画は溝と塀により厳重に区画している。一方、北区画は比較的小規模な溝で区画することから、主要な部分は南であって北は後に接続するように形成されたと考えられる。

なお、III期にはII期において区画を南北に分けていた溝が埋め戻されて南北が統合され、東西137m、南北196m正倉院を形成した。その内部には礎石建物が配されていたことが判明して

いるが、その配置については不明な点が多い。

#### ・第1列建物 SB0101a・b

SB0101aは東西棟の総柱式掘立柱建物で、桁行4間(2.7m等間)×梁行3間(2.4m等間)であり、総規模は桁行10.8m×梁行7.2mである。SB0101bはSB0101aの後に重複して建てられた総柱式礎石建物で、桁行4間(3.3m等間)×梁行3間(2.7m等間)であり、総規模は梁行13.2m×梁行8.1mを測り、布地業が確認されている。

SB0101aは正倉院II期の当初に建てられた掘立柱の正倉建物であり、SB0101bは重複する位置に規模を拡大して建替えられた礎石式の正倉建物である。発掘調査では、この重複関係と基礎構造の違いが明瞭な状況で確認された。

#### ・第1列建物 SB1801・1802

正倉院II期の当初に建てられた掘立式の正倉建物と考えられる。東西棟の総柱式掘立柱建物で、桁行3間(2.7m等間)×梁行3間(1.8m等間)であり、総規模は8.1m×5.4mである。柱掘方は長方形で、断ち割りした掘方では直径約40cmの柱根が残存していた。なお、SB1802の後にIII期の総柱式礎石建物SB1801が重複して建てられた。

#### ・第2列建物 SB1810

東西棟の側柱式掘立柱建物で、桁行2間(2.25m等間)×梁行2間(1.85m等間)であり、総規模は桁行4.5m×梁行3.7mである。柱掘方は小規模な円形で、柱は抜き取られている。SB1807・SB1806(III期)と重複し、それより古い。

遺構の状況から一般集落に見られるような小規模な倉と考えられ、高床の可能性がある。豪族の私宅や集落の倉を移築した「借倉」・「借屋」ともみられ、正倉院に納められた穀穂を支出されるまで一時的に保管した代用的収納施設と考えられる。

#### ・第2列建物 SB1807

東西棟の側柱式掘立柱建物で、桁行3間以上(2.0・2.7・2.0m)×梁行2間(2.0・2.3m)であり、総規模は桁行6.7m以上×梁行4.3mである。東西棟の建物であるが東妻の中央柱の柱穴が発見されていないため、さらに東に延長していた可能性もある。SB1810より新しく、SB1804・1806(III期)よりも古い。

SB1810と同位置に建替えられたものであり、同様な機能を担った屋と考えられる。

#### ・第2列建物 SB1803a

SB1803は東西棟の礎石式総柱建物である。桁行4間(3.0m等間)×梁行4間(3.0m・2.7m・2.7m・3.0m)、総規模は桁行12.0m×梁行11.4mを測る。本建物跡はこれまで、東西規模が不明であったが、未調査の東側部分において第27次調査を実施した結果、建物が以東に広がらないことが判明し、東西規模が確定した。

基礎地業は、西側柱列・西第2柱列は布地業で、根固めに重複がみられ、その古い時期には都城の礎石建物にみられる特殊な工法である円丘状盛土地業が施されている(a・b期)。一方、東側柱列・東第2柱列は上部を総事業、下部を布地業とし、上部の地業に根石を突き込むよう

にして据えている（c期）。

SB1803は、もっとも古いa期は官衙施設の変遷のなかでII期に遡る可能性が高く、現状ではII期に遡る唯一の礎石建物であり、その年代から瓦葺であった可能性が高い。これまでに確認されている礎石建物跡のなかで最大規模であること、特殊な基礎工法が用いられていることから、区画のなかで象徴的な倉であった可能性が高い。

#### ・第3列建物 SB2603

総柱式掘立柱建物で、後述するSB2602に切られるため總規模は不明であるが、南北3間分の柱穴4基が確認されており、後続するSB2602に位置を踏襲された建物の西妻の柱列にあたるとと思われる。

正倉院II期の当初に建てられた掘立式の正倉と考えられる。

#### ・第3列建物 SB2602

東西棟の礎石建物跡であり、東西約13.3m、南北約8.3の範囲に總地業が確認された。掘立柱式のSB2603とほぼ重なることから、その位置を踏襲したと考えられる。根固めが遺存しないため柱位置は不明であり推定となるが、SB2603と同じ平面形式と想定した梁行3間の建物で、完数尺で等柱間の建物とすると、桁行3.0m(10尺)等間の4間で12.0m、梁行2.4m(8尺)等間の3間で總長7.2mの規模の建物と想定した場合、50cmあまりの地業の出をもって地業規模のなかに収まる。

#### ・第3列建物 SB2601

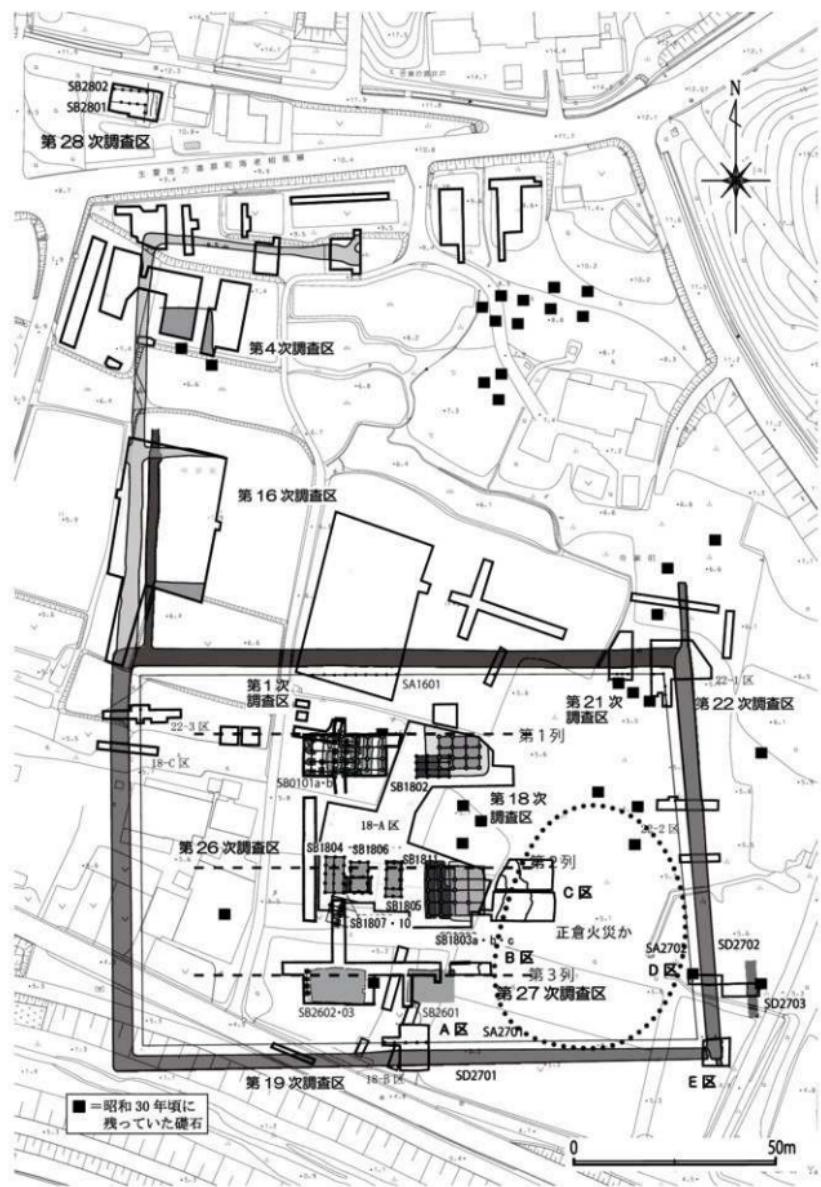
總地業を施した東西棟礎石建物で、西に位置するSB2602と地業と南・北の辺を揃えて直列に配置されている。根固めが遺存しないため柱位置は不明であるが、地業の南北規模はSB2602と同じ8.3m、東西規模は11.2mを図り、想定される建物規模は桁行2.4m(8尺)等間の4間で總長9.6m、梁行はSB2602と同じ2.4m(8尺)等間の3間で總長7.2mと想定できる。

#### ・建物跡の変遷

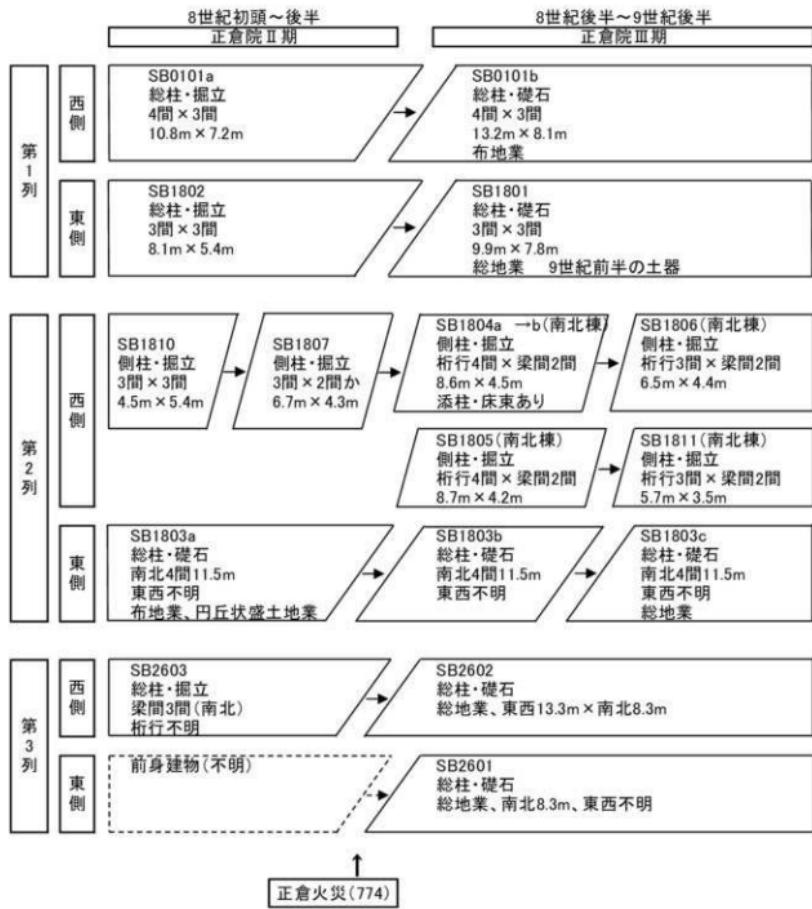
以上に述べてきた建物跡について、重複関係や建物の配置関係から想定し得る変遷を整理した（第49図）。一般に、礎石建物は掘立柱建物よりも存続期間が長く、また建替えの痕跡が残りにくい。また屋は、用途や機能に応じて早いサイクルで建替えられた可能性もある。

模式図（第49図）は試案であるが、建物の建替えはある時間幅の中で行われたものと思われ、厳密にII期とIII期の構造を特定することはできない。

なお、正倉院II期からIII期への変遷の背景には、『統日本紀』に記される宝亀5年(774)の正倉火災を経て、延暦10年(791)太政官符において新造倉庫の間隔を広くとするように規定が出されるなど、律令国家の地方財政の管理・運用方式の何らかの変化があった可能性が考えられる。なお、正倉火災は、発掘調査で表土や溝覆土に炭化米が混入していることや、古くから炭化米が採取される場所から、正倉院区画の南東部であった可能性が高い。



第48図 正倉院遺構配置図



第49図 正倉院Ⅱ期・Ⅲ期の変遷試案

## ② 正倉院の旧地形と造成計画

### a. 旧地形

泉宮衙道跡は北側に東西に連なる丘陵を背負い、その南側は沖積低地となる（第50図）。正倉院区画の主要範囲は自然堤防の微高地に位置し、丘陵地との間は後背湿地を挟む。現状地形は営農や宅地建設に伴い小規模な造成がなされているものの、昭和30年に県史跡に指定された範囲は、以降に圃場整備等の大規模な開発が及んでおらず、概観すると正倉院周辺の自然堤防と後背湿地の微地形は維持されている。

正倉院Ⅱ期の南区画は、概ね自然堤防の上に築かれており、その微高地に多くの正倉建物遺構が発見された。一方、北東部は後背湿地に区画溝や堀が設けられており、第27次調査では区画内の東側では低地が谷状に入り込む状況が確認された。

建物遺構が発見された微高地は、現状では農地や宅地跡の小規模な凹凸や斜面がみられるが、確認された地表面や礎石、また区画溝の検出面や溝底の高さ関係から、緩やかな勾配をもつほぼ平坦な地形であったと推察される。

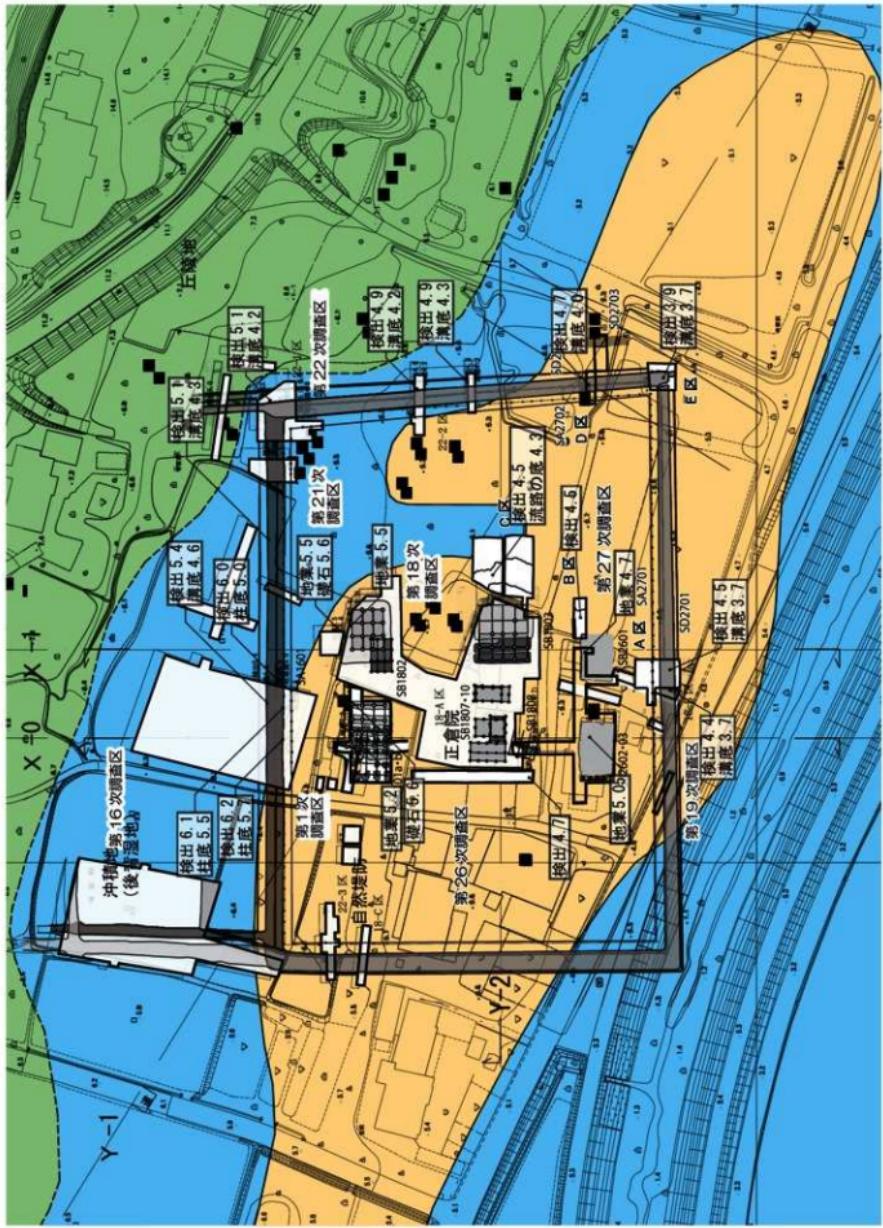
### b. 造成計画

発掘調査の結果から想定される地形を一律の高さ分垂直に上げた地形を原則に設定する（第52図）。

ただし、整備による造成を計画しない周辺地や正倉院内東側（将来発掘調査を行う範囲）との間は緩やかな勾配（1/8～1/10）によりすり付ける。また、後述する発掘調査状況の展示を行う部分は深い埋設が必要となるので、周辺地よりも若干高くする。

整備地盤面について、この計画では平均的な遺構深さ（0.3m）に遺構保護層及び整備施設の埋設深さ（1.0m）を加えて、遺構想定高さから1.3m上に設定した。尚、整備地盤の設定は今後予定する地形測量や、現在行っている発掘調査の結果により再検討する。

また、既設の用排水路は郡庁院と同様に現状の流路を維持して盛土の影響する部分は暗渠化し、整備後の表流水は既設水路への放流とする。



第50図 行元特定地形図 (S=1/1200)



第51図 正倉院 整備イメージ図 (S=1/1000)

### ③ 正倉院の遺構表現のコンセプト

正倉院では、溝と堀による厳重な区画と整然と配置された正倉建物群が特徴となる。また、発掘調査の状況から掘立柱から礎石への構造変化が明瞭にわかるとともに、周辺地に点在する礎石との対比も可能となる。これらの特性を活かした正倉院の遺構表現のコンセプトとして、次の4点を掲げる（第51図）。

#### ・厳重な区画の表現

II期に形成された区画溝と掘立柱堀からなる厳重な南区画を視覚的に表現する。特に、官衙諸施設の正面である区画南辺は立体的な整備とする。また、長大な掘立柱堀表示の整備は市民参加による完成を目指す。<sup>a</sup> a. 区画施設の整備

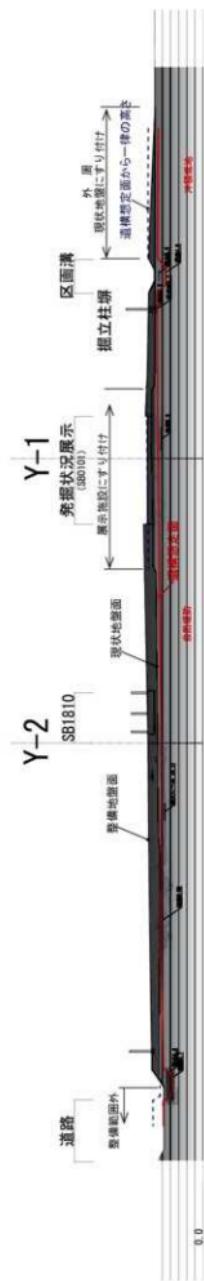
#### ・整然とした正倉建物

第1列から第3列の整然とした建物配置や、同規模の正倉建物が繰り返し建てられていることは、厳密な租税管理のあり方を物語っている。建物跡の表現においては、同規模の倉が整然と配置することを示し、その規格性を体感できるようにする。<sup>b</sup> b. 建物跡の整備

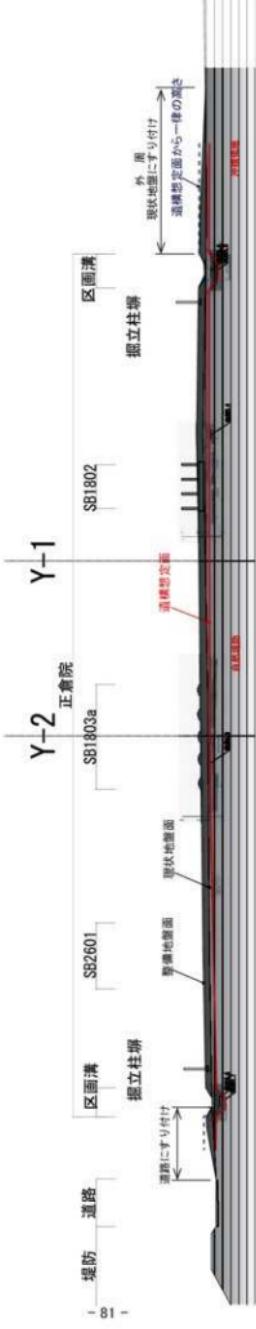
#### ・発見から解明までのプロセスの表現

正倉院跡は、この地に伝わる「泉の長者伝説」の発祥に関わる遺構である。本地区では、伝説を残す農村景観を活かした北側の「憩いの場」や、東に隣接する「探求の場」との関係のも

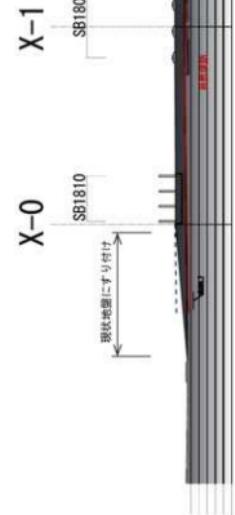
X-0



X-1



Y-2



第52図 正倉院整備計画断面図 (S=1/600)

とに、史跡の発見と保存の出発点となった「伝説」から現代において実施された発掘調査による古代官衙の解明の過程を表現し、その追体験ができるようにする（第53図）。



第53図 発見から解明までのプロセス表現 イメージ

#### ・遺構表現の漸進的整備

正倉院は区画が広大であるのに対し、発掘調査を実施した範囲はごく一部であることから、区画内に存在した遺構の内容には不明な点が多く残る。正倉院は同位置での建て替えの結果、相対的に新しい時期の建物の下層に古い時期の建物遺構が存在することとなり、Ⅱ期に存在した建物は、その構造・規模等が把握できないものが多い。

区画内の東部については未調査の範囲が多いので、先述のような完成形を目指す整備のほか、調査成果に応じて簡易な遺構表現を追加する漸進的な整備を行い、本計画終了後に改めて本格的な整備を検討する。

#### ④ 官衙施設の表現方法

##### a. 完成形を目指す整備

###### 【区画施設の整備】

正倉院Ⅱ期を特徴付ける南区画の溝と掘立柱塀からなる二重の区画施設を立体的に表現する。

###### ・区画溝の表現

溝の遺構は幅約4m、検出面からの深さは80cm程度（検出部）で南区画を囲繞する。整備では盛土を行い、その盛土厚のなかで溝を立体的に表現する。溝の幅は実際の遺構と同じく約4mとするが、深さについては整備の経済性を考慮して、必ずしも本来の深さまでは表現せず、隣接して整備する掘立柱塀の基礎に必要な盛土厚等を勘案して決定する。

また、区画溝の南辺中央における橋脚遺構の発見から、動線上溝を横断する部分については木橋を設ける。

###### ・掘立柱塀の表現

掘立柱塀については復元のほか、復元より簡便な柱や植栽等を用いて立体的に整備する。整備内容は、官衙施設の横並びの配置を遠望できる視点場の想定や、区画内へ至る動線、隣接する「想いの場」や「探求の場」との関係などを考慮して決定する。

施設の正面性が南面にあり、区画溝の南辺中央に陸橋



第54図 区画の柱表示例  
(伯耆国府跡・鳥取県倉吉市)

は設けられていないことから、架橋施設の存在を想定し、また南東コーナーからの出入りを想定して、この部分に設けた動線を通って厳格に管理された正倉院の中へ入ることを追体験できるよう、南辺入口を中心とした一定区間や南西・南東隅部の掘立柱構を優先的に復元する。また、動線の起点となる長者橋便益施設や中核活用建物が存在する東側からの遠望を想定し、横並びの官衙施設が視認できるように、区画東面～南面にかけては復元のほか、柱表示や生垣などの立体表現を組み合わせる。

一方、官衙施設の直線的な空間と、その北側に広がる「憩いの場」の農村景観との対比を際立たせるため、相互に見通すことができるよう、区画北辺は視界を遮らない構造物によって表現する。なお、柱表現については、市民参加でつくる整備も想定する。

#### 【建物跡の整備】

これまでの発掘調査で明らかとなった正倉院の建物遺構を、建物の基礎部分の「発掘状況」と「復元された形状」の2つのフェーズ（局面）に分けて対比的に表現する。

また、正倉院の区画内は未調査部分も多いことから、継続的な発掘調査による解明の余地を残しつつ、新たに解明された部分には簡易な遺構表現を付け加えていく漸進的整備とする。

#### ・発掘状況展示（SB0101a・b）

第1列のSB0101a及びSB0101bは、基礎構造のあり方や重複関係が明確な状況で発掘された。この状況について、遺構を埋め戻した上に再現し、遺構のあり方を学べるものとする。この展示により、SB0101aの柱配置、掘立柱の掘方、柱痕跡、SB0101bの柱配置、布地業、根固め、礎石を表現する。この礎石のひとつは、昭和30年代に地上に見られた礎石位置に一致する。

発掘調査時の記録写真や3D計測データを活用して、SB0101aの掘立柱に関わる掘方や柱痕跡、またSB0101bの布地業を、舗装材等を成形して再現する。舗装材については、凍害に強く強度があり、さらに成形が容易なものとして、セメント系固化材によるものなどを検討する。また、SB0101bの礎石については、3Dデータからの立体造形とし、根固めについては、同種の石材を用いて再現する。

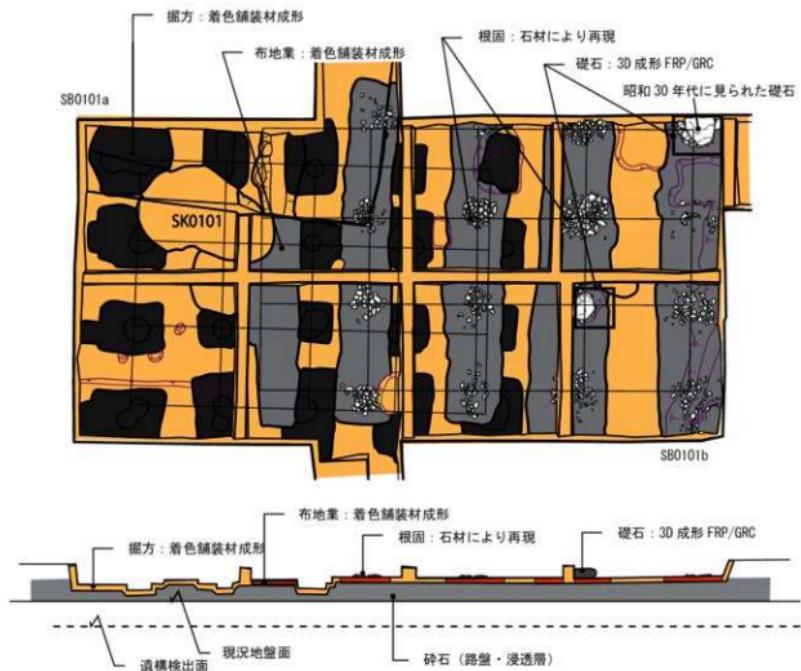
構造上、掘方等の再現は周囲の地盤よりも低くなるので、要所に水抜き穴を設け、その下に浸透排水を兼ねた碎石路盤を敷設する。維持管理においては、一時的な滲水に伴う汚損が予測されるので、適宜水洗や拭き取り等が必要となる。

#### ※3Dデータからの立体图形

3Dデータ→樹脂立体造形→シリコン離型  
→FPR若しくはGRC成形→着色  
(屋内展示用では樹脂立体造形→着色)



第55図 SB0101a・b 遺構の状況



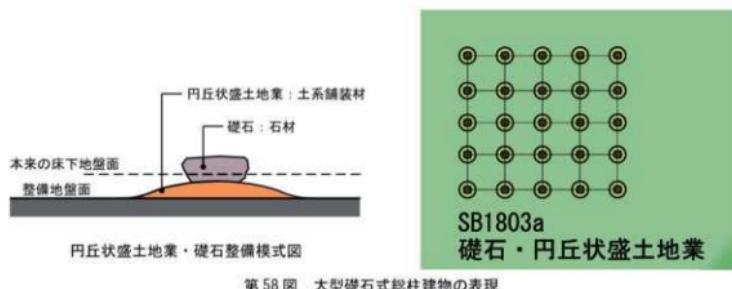
第56図 SB0101a・b 発掘状況展示模式図 (S=1/150)



第57図 掘立柱掘方展示の例 (史跡胆沢城跡・岩手県奥州市水沢)

#### ・大型礎石式総柱建物の表現 (SB1803a・b・c)

第2列の SB1803a は正倉院 II 期の中心的な正倉（法倉）と考えられる。全体規模は、4間×4間と判明している。この構構については特徴的な円丘状盛土地業及び礎石を復元することにより、象徴的な建物跡であることを表現する。この盛土地業は本来地上に現れていたものではないが、基礎・礎石を構築した時点の復元形状として表現する。



#### b. 漸進的な整備

##### 【掘立柱建物・礎石建物の表現】

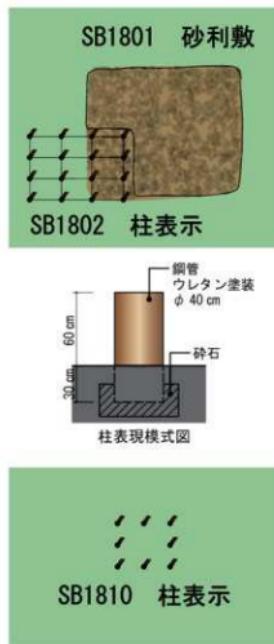
###### ・第1例

II 期の SB1802 は 3間×3間の総柱建物で、柱位置が判明している。そして 9世紀以降と考えられる礎石式総柱建物 SB1801 が重複する。前者については位置と規模、また構造を表現するものとして、柱の表示物を設置する。この表示物は簡易な鋼管柱とし、将来の本格整備においては取外しや移設可能なものとする。また重複する後者は、地業の範囲を砂利敷により表現する。

SB1801a 及び b については先述の通り発掘された状況を展示する。

###### ・第2例

この列は大型礎石式総柱建物 SB1803 とともに、「借倉」などと考えられる小規模な建物が複数重複して発見されている。このうち、II 期の当初から存在した SB1803a と同時期と考えられる掘立式側柱建物 SB1810 について、簡易な柱の表示により位置・規模・構造を表現する。尚、その他の掘立式側柱建物は複雑に重複あるいは近接することから、視覚的な煩雜さを避けるため地上には表示せず、解説板による説明にとどめる。



### ・第3例

2棟の礎石式総柱建物 SB2602 及び SB2601 が東西に並んで発見されている。またそれぞれ前身の掘立柱式総柱建物に重複し、SB2602 の西側には SB2603 の西端列の柱穴が発見されている。

その表現方法として、総地業の範囲を砂利敷により表示する。また、SB2602 に直列する SB2601 についても同様に砂利敷により位置・規模を表現する。

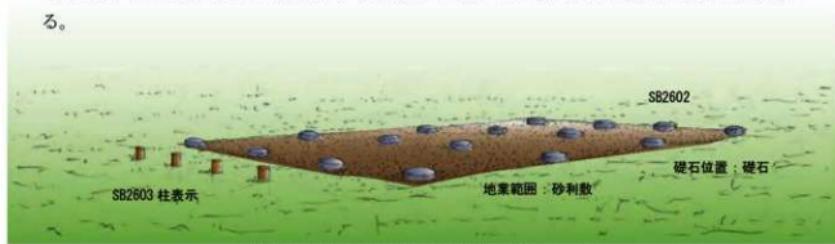
SB2602 の前身建物である SB2603 については、重複関係を示すものとして発見された西側列の柱の表示物を建てて表示する。



第60図 第3例の表現

### c. 本格的な整備のイメージ

本計画終了後の将来計画として、今後の調査により正倉建物の配置や変遷が明らかとなった場合には、総柱式礎石建物の表現として地業範囲の表示とともに礎石を復元することも検討する。



第61図 総柱式礎石建物の将来計画整備イメージ



柱表示の例  
(久留倍官衙遺跡・三重県四日市市)



柱表示の例  
(志波城跡・岩手県盛岡市)

第62図 柱表示の例

#### d. VR・AR を用いた復元形態の疑似体験

正倉院のある時期の復元された姿について、郡府院と同様に現地で VR・AR により疑似体験するシステムを設ける。制作・設置する無線 LAN 設備やソフトウェア、デジタルコンテンツは郡府院と同様である。



第 63 図 復元三次元画像のイメージ

#### e. 空闊地の取り扱い

正倉院南区画の南東部分は、かつて焼米が採取されたことなどから正倉火災の生じた場所であった可能性が高く、また「泉の長者伝説」の発祥にも関わったところである。

また、未発掘の範囲であることから、将来の発掘調査に備えて当面は現状の水田面を活かして、「正倉火災と伝説の発祥を伝える場」として維持する。

#### ⑤ 市民による整備

上述した発掘調査から漸進的整備の過程を公開活用のプログラムに組み込み、市民参加により整備を進める。

また、区画掘立柱塀のうち立体整備しない区間を対象に、柱表示の柱を市民参加で立てていく体験活動も想定できる。

体験活動の例：晩秋～翌夏に樹木伐採～木材加工、夏～秋に立柱。柱 3 本 / 年を 200 m の区間で立柱すると 25 年間継続できる取り組みとなる。柱への参加者氏名の彫り込みも有効である。



第 64 図 市民参加により木柱を建てる事例（秋田市・地蔵田遺跡 / 秋田市ホームページより転載）

## 6-5. 中核活用建物の計画

本史跡は広大であり、その恒久的な保存と公開活用を目的とした整備は、適切な優先順位の下に段階を踏んで行う必要があることから、本計画では郡庁院と正倉院を優先し、最小限の整備を計画するものである。しかし、本計画の目的を達成するうえでは現地において正倉院・郡庁院の遺構を表現するだけでは不十分であり、史跡の歴史的意義を伝える機能や、公開活用にかかる各種の活動を可能にし、また史跡の確実な保存のために管理運営を持続的に支える機能が不可欠である。それらは、史跡を外から客観視するよりも、史跡内に表現された歴史的空间のなかに用意することの方が、より効果的に機能するものである一方、史跡内に遺構の表現以外の建物を設けることに制限がある。このため史跡内に設置する官衙施設の復元の表現と、史跡の公開活用に不可欠な機能を集約的に備えた施設を兼ねた建物を復元的整備によって具現化するものとし、「中核活用建物」として計画する（第65図）。

### （1）施設の基本方針

- ① 官衙施設をもつとも特徴づける郡庁院の儀式空間を区画施設とともに立体的に整備し、史跡の本質的価値を表現する。

官衙施設をもつとも特徴づける郡庁院の儀式空間を区画施設とともに立体的に整備することにより、史跡の本質的価値である「横並びの官衙」を歴史空間のなかで体感できるようにする。

- ② 泉官衙遺跡の歴史的意義などの基本情報を提供し解説する中核施設として整備する。

史跡の本質的価値である「陸奥南部の郡家の特質」や「行方地域形成の中核としての意義」のような遺構表現だけでは伝えられない基本的な情報を歴史空間のなかで提供するとともに、正倉院・郡庁院の現地における遺構表現を補完する表示・展示を行う。

- ③ 史跡の活用を支える拠点施設として整備する。

歴史空間の中での学びや憩いを可能にして、各種の活用を支えるとともに、地域との協働による史跡の公開・活用のための拠点として整備する。

- ④ 地域のコミュニティ活動を促進し、管理運営の用に供するベース施設として整備する。

地域のさまざまなソサエティが史跡を核として共同性を深める公共空間として設定し、史跡の保全・継承にかかわる活動を促進する。

なお、多目的な施設としてこれらの機能を中核活用建物に集約することにより、ガイダンス施設や四阿等の施設を当該施設以外に設け



第65図 中核活用建物の機能概念図

なくとも本計画の目的を果たすことができる点から、費用対効果を得ることを企図する。

## (2) 施設の位置

中核活用建物は、史跡のガイダンスを史跡の導入部で提供することに加え、史跡内における散策休養の場としての四阿機能や、広場で行われる各種の体験学習活動やコミュニティ活動のための集会機能を果たすため、史跡内において利用者を引き付けるマグネット的な位置に設置すること必要である。

史跡のなかで、官衙施設を見渡すことのできる眺望点に位置し、動線の起点となる長者橋便益施設や「探求の場」に近い郡庁院の建物を、中核活用建物として復元的整備を行うことが、史跡公園の目標を達成するうえでもっとも合理的である。

## (3) 施設の機能

### ① ガイダンス・展示機能

遺跡の概要や本質的価値に関わる事項、また遺構・遺物の情報についてグラフィックパネルにより展示する（第8表）。また、海に近い丘陵沿いに展開する横並びの官衙施設について、遺構の失われた津跡を含めてジオラマにより立体的に展示する。さらに、泉の長者伝説についてアニメーションや継承地の実写などによる映像展示を行うほか、復元景観についてVR・ARに用いる三次元コンテンツなどを用いた映像展示を行う。映像展示の方法として大画面タッチパネルや大型ディスプレイを用いたパソコン等を検討する。さらに、継続する発掘調査の成果に関する速報展示や、整備施設の活用実績の紹介などのコーナーを設ける。

第8表 展示テーマと展示方法の例

展示テーマ	概要	展示方法
泉官衙遺跡	歴史的背景と泉官衙遺跡の意義	グラフィックパネル
	横並びの施設配置	グラフィックパネル
	自然地形と伝統的な農村景観	グラフィックパネル
	郡庁院の遺構	変遷概要、施設配置、遺物
	正倉院の遺構	変遷概要、施設配置、遺物
	館院の遺構	施設配置、遺物
	寺院推定地	遺物(瓦)からわかること
津の遺構	運河、施設配置、遺物	グラフィックパネル
復元景観	3D映像による復元景観	映像展示
泉の長者伝説	伝説により語り継がれた遺跡	映像展示
製鉄関連遺跡	金沢地区製鉄遺跡群、横大道製鉄遺跡群	グラフィックパネル
貞観地震	震災を乗り越えて存続した行方郡の災害史 寺院Ⅲ期の復興瓦に関する考古学的情報	グラフィックパネル
発掘調査情報	継続する発掘調査成果に関する情報	グラフィックパネル
整備施設の活用	泉官衙遺跡で取り組む活用紹介	グラフィックパネル

### ② 周遊動線における四阿の機能

史跡公園内の周遊動線の起終点に設置する屋根のある唯一の施設であり、一般来場者の休憩場所としての利用や、郡庁院を用いたイベント、探求の場における体験発掘・防災活動等に伴

う休憩に用いる。この機能に必要な面積や什器類は下記の集会機能により満足するものとする。

### ③ 集会機能

歴史講座や歴史学習など学習活動のための研修、コミュニティ活動や交流を促進する集会、また各種イベントやボランティアの本部としての機能である。後述する利用者数の想定から最大となるのは学校利用時であり、1 クラス 40 人ないし 2 クラス 75 人の椅子及びテーブルを設ける。また、座学や集会の進行に必要となるホワイトボード・スクリーンを設ける。これらの什器は可動式とし、多様な用途に対応できるものとする。

### ④ 維持管理・運営管理の拠点としての機能

広域における史跡公園の管理運営を行うためには、その拠点となる施設が史跡内に存在することが望ましい。とりわけ、持続的な管理運営のために地域コミュニティとの協働は不可欠であり、その担い手が多様な業務を行う場を歴史空間のなかに設定することにより、史跡への誇りと意欲を持続的に醸成し、物理的な管理運営の拠点というだけでなく、地域が共同性を高めるうえでの拠りどころとしての機能も果たす。

そこには管理運営の拠点機能としての集会機能や、ミーティングや研修体験活動の準備、史跡に関連する遺跡の調査で出土した遺物を整理する作業ができる設備を備え、見学用の備品として、VR・AR 体験に用いる貸出用の端末やパンフレット類、救急用品や、展示施設の備品類を収納する倉庫を設ける。

## (4) 想定する利用者

### ① 一般来場者

市内外から泉官衙遺跡に訪れるイベント以外の一般利用者であり、以下の推計により施設への同時立ち寄り者数は 10 人程度と想定する。

年間利用者数 10,000 人（「6-13.（6）利用者数の設定」）

ピーク時集中率 0.84%（都市公園利用実態調査）

ピーク人数 84 人／日

1 日当り回転数 4 回（公開時間 8 時間、平均滞在時間 2 時間として）

史跡公園内への同時滞在者数 21 人

内、中核活用建物への同時立ち寄り者数を 1/2 ~ 1/3 と考えると、7 ~ 11 人となる。

### ② 体験活用参加者

当該施設を利用する集会等として、探求学習会や講座、ワークショップや、学校利用時のガイドンスや昼食等を想定する（「6-10.（2）遺構表現を利用した体験・イベント」）。そのうち、最も多人数になると想定されるものは学校利用時であり、児童・生徒及び引率 5 人を含み、1 クラス 40 人、あるいは 2 クラス 75 人となる。

### ③ 維持管理・ボランティア活動協力者

コミュニティ活動や地元関連団体の集会等への利用、またボランティアガイドの待機場所として、20 ~ 50 人の同時利用が想定される。

## (5) 施設の構造・意匠・設備等

### ① 構造・意匠

施設は検出遺構に基づき同規模・同柱配置の木造平屋で郡庁院の建物表現にふさわしい復元的な外観とする（第 66 図）。屋内は活用建物としてガイダンス・展示や集会等に用いるホール、屋内用倉庫として利用する。また、内装や建具は、活用施設として支障のないものとする。

基本的な構造形式 木造平屋 前殿 79.39 m<sup>2</sup> 西脇殿 90.72 m<sup>2</sup>

屋根：切妻屋根金属葺き（板葺き状の外観）

※建築基準法第 22 条に基づき不燃材料とする

基礎：コンクリート基礎（掘立柱状の外観）

壁：丸柱に真壁（構造用合板に板壁若しくは土壁状の外観）

床：磁器質タイル、コンクリート下地

建具：格子窓、木製扉（何れも内側にサッシ等）

屋内構成 ホール（展示・集会等） 倉庫（備品・遺物）



第 66 図 復元建物の屋内活用例（志波城跡官衙建物・岩手県盛岡市）

### ② 設備・什器類

年間を通して快適に利用できる基本的な電気設備・空調設備を設ける。また、展示関連の展示品・機器や展示照明のほか、流しを設置する。什器類は利用者が最大となる学校利用時（1 クラス若しくは 2 クラス）の集会や座学を想定したものとする。また、運営に必要な部品類を収納する（第 9 表）。

電気設備：幹線、基幹照明、コンセント、弱電（通信）、防火防犯設備

機械設備：空調換気（冷暖房）、流し（遺物整理に使用）

展示物：映像機器、グラフィックパネル、ジオラマ、展示用照明 等

什器類：テーブル、椅子、ホワイトボード、スクリーン、投影機器 等

備品（倉庫に収納）：展示予備品、遺物、事務的用具、VR 端末、パンフレット類、救急用品、物販品）

第9表 利用者と什器・備品

想定する利用		同時利用 者人数	必要となる什器・備品
利用者	利用内容		
一般来場者	展示見学 休憩	7~10	展示品、(予備備品) 椅子、テーブル
体験活用参加者	学校利用 学習会・集会・ワークショップ 遺物整理	40~75 20 10	椅子、テーブル、ホワイトボード、スクリーン、投影機器 椅子、テーブル、(遺物・事務的用具)
維持管理・ボランティア活動協力者	集会・待機場所	10~20	椅子、テーブル
管理者	待機・解説・VR端末貸出	2~5	椅子、テーブル、パソコン(端末機器・パンフレット類・救急用品・物販品・金庫)

( )内は倉庫に収納

## ③ 西脇殿を整備した場合の平面計画の具体例

発掘調査の結果から、床面は桁行方向に約3%の勾配を持つこととなるので、利用上平坦面を設ける場合は屋内に段差やスロープを設けるなどの工夫が必要となる。

学校利用の場合、2クラスの対応が可能となる(第67図)。

床面積・・・90.72 m<sup>2</sup>

屋内展示・・・22.7 m<sup>2</sup>

グラフィックパネル(壁面利用)

映像展示(大画面タッチパネル若しくは大型ディスプレイ)

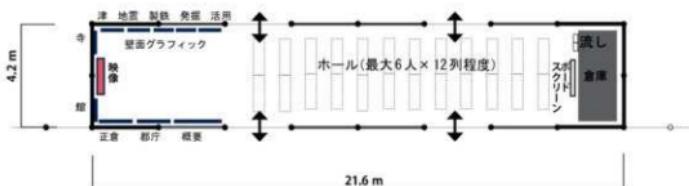
ホール・・・58 m<sup>2</sup>程度

最大70人程度の集会等に対応

倉庫・・・10 m<sup>2</sup>程度

VR・AR端末、パンフレット類、救急用品、展示備品

設備器具ボックス



※図示の座席は長1.5m×幅45cm-3人掛け、前後の間隔60cm

第67図 西脇殿による中核活用建物想定平面模式図 S=1/200

## (6) 費用対効果

ここでは西脇殿を復元的整備による中核活用建物として整備する場合の費用対効果について検討する（第10表）。

### ① 復元的整備による中核活用建物に要する費用

古代官衙の復元建物の整備例から、西脇殿の復元的整備に要する費用を試算する。

工事費については今後の設計により決定されるものではあるが、他遺跡での復元建物の例を参考に屋根を金属葺に置き換えた単価として、約800～900千円／m<sup>2</sup>と概算する。

西脇殿の中核活用建物 90.72 m<sup>2</sup> × 800～900 千円／m<sup>2</sup> ≈ 72,600～81,600 千円

（但、消費税抜き、展示含まず）

### ② 郡庁院に復元建築物を設置し、別途史跡外に活用施設を建設する場合に要する費用

西脇殿を復元建物とした場合、復元した内観を活かした利用とするためには用途に制限が生じ、別途史跡外に活用建物が必要となる。

ここに、西脇殿の復元に要する費用と別途同規模の活用施設ガイダンス等を設置する場合の工事費について、各地のガイダンス施設等の例を参考に次のように試算される。

西脇殿の復元 90.72 m<sup>2</sup> × 1,200～1,500 千円／m<sup>2</sup> ≈ 108,900～136,100 千円

活用施設 90 m<sup>2</sup> × 400～500 千円／m<sup>2</sup> ≈ 36,000～45,000 千円

（但、消費税抜き、展示含まず）

### ③ 修繕に要する費用

中核活用建物や活用施設の修繕に要する費用は一般的な建築物と同様と考えられる。一方、復元建物とする場合は柿葺等の屋根替えは不可避であり、30年程度毎に数千万円が必要となる。

以上の検討により、中核活用建物を復元的整備として屋内を活用施設に用いることが、史跡の価値を十分に生かすことができ、かつ経費が比較的軽減できる点で、本計画期間においては最も費用対効果が高いといえる。

第10表 各地におけるガイダンス施設の工事費

（消費税抜き）

番号	施設名	所在	竣工年度	建築面積 (m <sup>2</sup> )	工事費 (千円)	換算工事費 (千円)	換算面積単価 (千円/m <sup>2</sup> )	備考
【復元建物をガイダンス施設に利用】								
1	史跡志波城跡官衙案内棧	岩手県盛岡市	2007	121	114,102	145,924	1,206	木造平屋・切妻屋根金属葺 (丸柱・板壁による復元)
【史跡における木造のガイダンス施設】								
2	史跡西沼田道跡ガイダンス施設	山形県天童市	2007	447	86,820	141,903	317	木造平屋・切妻屋根金属葺 (他の施設と一緒に整備)
3	栗瀬二子塚古墳便益施設	群馬県安中市	2014	95	30,280	35,306	372	木造平屋・切妻屋根金属葺
4	史跡梅之木道跡ガイダンス施設	山梨県北杜市	2017	107	42,969	43,233	404	木造平屋・切妻屋根金属葺 (淨化槽共)
5	史跡西鹿田中島道跡ガイダンス施設	群馬県みどり市	2017	207	97,437	99,025	478	木造平屋・切妻屋根金属葺 (淨化槽共)

※換算工事費は、普通作業員単価の上昇比率及び公共建築工事諸経費率の上昇比率を乗じたもの

## (7) 中核活用建物の対象造構に関する比較検討

中核活用施設とする郡庁院の対象建物造構について、「6-4. (1) ④ d. 整備内容の比較検討」にも示した通り、A案（前殿）、B案（西脇殿）、C案（東脇殿）、D案（正殿）がある。それらを、景観や施設規模、史跡公園内でのアクセス環境、建設費用等の観点から比較検討する。なお、いずれの案を探るかは、今後の設計段階において、現地での諸条件や費用対効果、社会情勢等を踏まえて決定するものとする。

### ① 屋外景観

中核活用建物として復元的整備を行う対象は、史跡の本質的価値を表現する施設として、史跡全体や郡庁院における造構表現のコンセプトを満たすものである必要がある。この点を区画外からの景観・区画内からの景観の両面から検討する。

#### ・区画外からの景観

中核活用建物と郡庁院区画を望む屋外景観について、A案（前殿）は南正面の景観を復元できるものの、その視点場は限定的となる。一方、B案（西脇殿）は利用起点となる長者橋付近や活用の中心となる広場、また正倉院方面から常に望むことのできる位置となる。

C案（東脇殿）の屋外景観は東からの視点が限定的となる。D案（正殿）は区画施設に連結していないため、官衙施設の区画が横並びになる様子を表現するには不適だが、郡庁院内の象徴的な景観が創出される。

#### ・区画内からの景観

何れの案も郡庁院区画内を望むことはできる。郡庁院外への景観についてはB案（西脇殿）が西に広場と正倉院を望むことができ優位である。C案（東脇殿）は郡庁院北西の板塀を柱のみとすることで、郡庁院内とともに広場、正倉院区画を遠望することができる。

### ② 施設規模

A案（前殿）は学校1クラス強の収容人数であるが、他は2クラスが可能となる。D案（正殿）は、全体面積は他より大きいものの、身舎廊構造であるので、ホールに利用できる面積は限られる。

### ③ アクセス環境

長者橋付近便益施設や広場からの距離は各案で大きく変わらないが、B案（西脇殿）が比較的優位である。また管理用車両について、A～B案は郡庁院区画外で建物の直近まで進入可能であるが、C・D案（正殿）は郡庁院区画内への管理用車両の進入を許容して進入路を設ける必要がある。

### ④ 整備上の課題

#### ・A案（前殿）

中央間が郡庁院への出入り口となるので、屋内の利用は東西に分割される。

#### ・B案（西脇殿）・C案（東脇殿）

桁行方向に約3%の勾配があり、床面に平坦面を設けるには段差やスロープが必要と

なる。また、遺構の南部分は未確認であり、今後の調査による確認が前提となる。C案は史跡用地の境界にある。

・D案（正殿）

建物のアクセスや、屋内利用上の制約がある。

⑤ 建設費用

それぞれ面積に比例した建設費用が見込まれる。

第11表 比較検討の総括表

検討内容		A案(前殿)	B案(西脇殿)
屋外景観	①津跡付近	やや不適 姿面が主	良好
	②郡庁院南東	良好 南正面・横並びの官街が明瞭	不適 手前に区画施設
	③正倉院・広場	不適 姿面のみ	良好 主な活用範囲に面する
	④郡庁院内	良好	良好
屋内からの景観		郡庁院内を南から一望	郡庁院内を西から一望 西に広場・正倉院を望む
施設規模		全体79.39m <sup>2</sup> 展示23m <sup>2</sup> ホール47m <sup>2</sup> 50人程度 学校1クラス強	全体90.72m <sup>2</sup> 展示23m <sup>2</sup> ホール58m <sup>2</sup> 70人程度 学校2クラス
アクセス	便益施設	約190m 許容範囲	約160m 許容範囲(最短)
	広場	やや遠い	適する
整備上の課題		中央間が郡庁院の出入り口	床面に勾配 南部分の遺構確認
建設費用(900千円/m <sup>2</sup> として)		71,500千円	81,600千円

検討内容		C案(東脇殿)	D案(正殿)
屋外景観	①津跡付近	不適 手前に区画施設	不適 手前に区画施設
	②郡庁院南東	やや不適 姿面が主	不適 手前に区画施設
	③正倉院・広場	不適 手前に区画施設	不適 手前に区画施設
	④郡庁院内	良好	良好 象徴的な位置
屋内からの景観		西に郡庁院内を一望 広場・正倉院を遠望する	四方に郡庁院内を望む
施設規模		全体90.72m <sup>2</sup> 展示23m <sup>2</sup> ホール58m <sup>2</sup> 70人程度 学校2クラス	全体124.2m <sup>2</sup> 展示23m <sup>2</sup> ホール52m <sup>2</sup> (身舎) 70人程度 学校2クラス
アクセス	便益施設	約200m 許容範囲	約170m 許容範囲
	広場	やや遠い	やや遠い
整備上の課題		床面に勾配、用地の端に位置 南部分の遺構確認	身舎・廂により屋内区分
建設費用(900千円/m <sup>2</sup> として)		81,600千円	111,800千円



第68図 視点場と眺望

## 6-6. 広場等整備計画

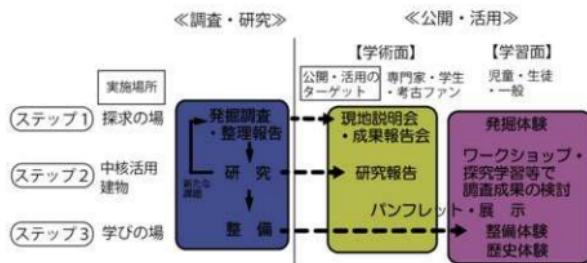
### (1) 探求の場

正倉院と郡庁院との間にある範囲については、礎石の分布から正倉建物などが多数存在することが予想され、正倉院の一部となる可能性が高いが、大部分が未調査のため、その内容については不明な点が多い(第69図)。実態が不明であるため官衙施設の表現はできないが、今後、発掘調査による解明の余地を残しながら、オープンスペースとしてさまざま活用を行う場とする。特に、今後の発掘調査やその研究による内容解明を継続的に行い、こうした歴史を探究する活動そのものを公開・活用する「探求の場」として位置づける(第70図)。

また、発掘調査が行われている期間以外は、北側に展開する農村景観を活かした憩いの場と組み合わせ、泉官衙遺跡の歴史を示す相馬の馬事文化の表現・体験を行う場とし、馬の放牧や乗馬体験などのイベントを開催できる場として、現状を大きく改変せずに利活用できるように最小限の整備を加えるものとする。



第69図 探求の場平面図



第70図 調査研究のプロセスと公開・活用の関係

## (2) 憩いの場

史跡北半部には昔ながらの農村風景が残っており、史跡を守り伝えてきた土地の歴史を伝えていることから、今後も史跡が地域住民に親しまれ、伝えられていくように、周辺環境と調和させ、既存の農村景観を活かした整備を行うものとする（第72図）。

この区域では、必要に応じた勾配緩和以外は現況地形を極力活かし、既存樹木は史跡全体のなかで貴重な緑陰であることから整備に支障のない限りは存置したうえで、散策できる園路や腰掛を新設して、来訪者が伝統的な風致景観のなかで憩うことのできる「憩いの場」として整備する。また泉の酒井戸や泉観音堂など史跡に隣接する伝説継承地を結び付けた活用が可能となるよう、動線には要所に誘導標識を設ける。

なお、史跡公園内にある民有地や隣接する民家の生活に支障のないよう、十分配慮した整備に努める。



第71図 現在残る礎石



第72図 憩いの場平面図

### (3) 共創の場

正倉院の西側、整備対象地の西端部には、公有化以前に農地として利用されていた土地が広がる。この部分は、官衙遺構の分布が希薄でその性格に不明な点が多いが、国道6号線から太平洋岸の北泉海水浴場などのレクリエーション施設へ向かう県道である主要地方道原町・海老・相馬線沿いに位置していることから、多くの通行者の目を引く位置にある。当該地については現在、他の史跡公有地と同じく草刈等の日常管理を行っているほかに、史跡のなかで目立つ位置にあることから、泉官衙遺跡愛護会により景観作物を植栽する活動に取り組んでいただいている。

当該地については、すでに取り組まれているコミュニティ活動を継承し、促進する場として、現状を大きく改変することなく、このような活用に利用できるよう整備する（第73図）。具体的には活用の項で後述するが、引き続き景観作物植栽の活動を、より便利に行われるよう必要となる利便性を確保したうえで、活動をさらに発展させて、地元の農家の協力を得て古代米などを栽培する古代水田などに利用できるようにする。ここでの活動を通じて、地元住民と市内外あらの来訪者が交流し、多様な担い手が協働することにより、史跡の新たな魅力を創出していくための「共創（ともにつくる）の場」と位置付ける（第74図）。



「共創の場」の花畠に花が植えられている様子



アイガモ農法による黒米・緑米水田  
(原の辻遺跡・長崎県苔岐市)



ソバ



ナノハナ



ニワトコ



ペニバナ

第73図 景観作物の例



第74図 共創の場平面図

## 6-7. 導入部施設計画

### (1) 長者橋付近便益施設

史跡のほぼ中間地点の南、武須川を渡る長者橋の近くに便益施設を設ける。ここを利用の起点として、乗用車駐車場と便所、また施設利用にあたっての案内板を設ける。案内板については後述する。

#### a. 駐車場

年間利用者数を10,000人／年と想定した場合（「6-13.(6) 利用者の設定」）、ピーク時集中率0.84%（都市公園利用実態調査）としてピーク人数84人／日となる。

史跡への交通アクセス環境から自動車分担率は100%と考えられ、1台当たり同乗者数は国営公園の場合、家族連れを主として3.0～3.5人／台という数値が用いられる。

駐車場回転数については、イベント時に集中することを想定し、1回とする。

以上の設定により、必要となる駐車台数は次のように試算される。

・来場者駐車帯 84人 ÷ 3.25人／台 ≈ 26台

・車いす対応駐車帯 2人／日 = 2台

・管理人用駐車帯 2人 ÷ 1人／台 = 2台 以上、乗用車計30台

駐車場面積については、乗用車30台 × 27m<sup>2</sup> = 810m<sup>2</sup>以上を確保する。

#### b. 便所

便所について、イベントの来場時間や休憩時間に集中すると想定し、ピーク日来場者84人のうち1/5にあたる17人が同時使用し、男女比を0.5:0.5、大小便比率を大0.2、小0.8と考えた場合、次のように試算される。なお、上記の同時使用1/5は多めの設定であり、余裕のある数値と思われる。

・男子（小） 17人 × 0.5 × 0.8 × 1/3（回転数考慮） = 2.3穴 → 3穴

・男子（大） 17人 × 0.5 × 0.2 = 1.7穴 → 2穴

・女子（小） 17人 × 0.5 × 0.8 × 1/2（回転数考慮） = 3.4穴 → 4穴

・女子（大） 17人 × 0.5 × 0.2 = 1.7穴 → 2穴（女子計6穴）

・多目的（車いす対応） → 1穴

便器の単位規模からみた必要面積は、合計12穴 × 3.3m<sup>2</sup>/穴 = 39.6m<sup>2</sup>となる。これに用具庫等を加えて、50m<sup>2</sup>程度が妥当と考えられる。



第75図 長者橋付近便益施設平面図

## (2) 弁慶橋付近便益施設

長者橋付近便益施設は大型バスの進入ができない。このため、史跡の西端、弁慶橋付近に大型バスを含む団体利用の駐車場を設ける（第76図）。

### a. 駐車場

学校利用や特別なイベント時の大型バス及び管理車両等の駐車場であり、大型バスは市内の学校3クラス（1台／クラス）、観光バス2台の同時使用を想定する。また、管理車両等はイベント時の関係車両5台、車いす対応2台を想定する。

駐車場面積については、大型バス計5台×120m<sup>2</sup>=600m<sup>2</sup>、乗用車計7台×27m<sup>2</sup>=189m<sup>2</sup>、合計789m<sup>2</sup>以上を確保する。

この駐車場は史跡公園の中心からやや外れた位置にあることから、中心部での乗降の後の「溜まり」としての利用を想定し、当面は碎石敷として整備するが、供用開始後の状況によってトイレの増設などを検討する。



第76図 弁慶橋付近便益施設平面図

## 6-8. 動線・案内等施設計画

### (1) 動線施設

史跡内を通行するための動線は、主要動線となる必要不可欠な最小限の園路を新設する以外は、周辺住民の生活に伴う利用に配慮したうえで、既存の道路をそのまま動線として利用するものとする。

#### ① 主動線

史跡の東西を結び官衙施設を眺めつつ長者伝説を伝える里の風景を通る主動線を「泉長者の里の道」として新規に設ける（第78図・第12表⑥）。また、南の既設道路を利用した「横並びの官衙」を望む主動線を設定する（同②）。これらの主動線により史跡公園の各施設を結び、見学者や地元の日常的な利用者の歩行に供するとともに、管理車両の通行を想定する。

新設する「泉長者の里の道」は遺構保護のため現状地盤面に盛土して設ける。また画一的な線形を避け自然に湾曲した道とし、盛土斜面には水田雑草の進入を許容する。主動線の仕上げは軟質土系舗装とするなど、現状の畦畔道路のようないくつかの整備を目指す。



第77図 現在の畦畔道路

#### ② 散策動線

史跡公園内外の構成要素を巡る動線として設定する（同③～⑥）。基本的には既存の公道や畦畔道路を活かしたものとするが、連絡路線の必要から部分的に新設する。新設する部分の形状は既設部分に調和した形態に整備する。散策動線は歩道としての利用とするが、必要に応じて軽車両程度の通行を想定する。

第12表 園内の動線

※位置は第78図に表示

No.	位置と経路	位置づけ	通称	取扱い
①	史跡公園の西端から憩いの場と正倉院・郡庁院の間を通り、中核建物に至る。	史跡公園内を東西に貫いて各地区を結び付ける主要動線。 遊歩道兼管理用道路として使用。	泉長者の里の道	新設。
②	正倉院と郡庁院の南に接して東西に走る。	正倉院・郡庁院を東西に結びつける「横並びの官衙」を表現する主要動線。 遊歩道兼管理用道路として利用。	官衙の道	既存の市道を利用、一部新設。
③	長者橋便益施設から橋を渡って真っ直ぐ泉観音堂へ向かう。	周辺住民と協議し、園内の遊歩道（散策動線）として利用。	十一面觀音の道	既存の農道・市道を利用。
④	泉の酒井戸の南側から園内に入り、南下して市道にぶつかる。	伝説にまつわると正倉院を結ぶ園路。遊歩道（散策動線）として利用。	伝説の道	既存の農道を利用、一部改修。
⑤	正倉院と探求の場の間を南北に通り、②にぶつかる。	管理用道路として利用。	管理道A	既存の農道を利用。
⑥	史跡公園西部で、共創の場（古代水田・花畠）に接する。	散策動線兼管理用道路として利用。	管理道B	既存の農道を利用。

### ③ 車止め

史跡公園内への不用意な車両の乗り入れを制限するための施設として、車止めを要所に設置する。設置する位置については、既設道路から史跡利用者に限定される園路への分岐点とし、公道や既設農道の通行権を妨げないものとする。

### ④ 多目的スペース

史跡の維持管理に関わる支援者が多目的に利用できる場所を周囲の公道に接する位置に設ける。郡庁院の北側の旧宅地部分は北側の道路からの進入が可能で、中核活用施設にも近い。また古代水田の東側も、隣接道路からの乗入れ口があり、水田を用いた活用への利便性が高いことから、候補の一つとなる。

### ⑤ 動線のストーリーの例

以下では、園内の動線を利用したストーリー展開の例を示す。しかしこれに拘らず、来園者に多様なストーリーを生み出していただけるよう、支援する仕掛けを用意していくものとする（第78図）。

#### ・動線のストーリー **その1** 「地域の歴史を時系列で辿るコース」

中核活用建物→学びの場（郡庁院→正倉院）→憩いの場

長者橋便益施設で車を降りて、中核活用建物に入り、そこで史跡の歴史的意義を学んだうえで、郡庁院から正倉院へと史跡南端の「官衙の道」を西方へ進んで「横並びの官衙」の空間を体感する。その後、「伝説の道」と「泉官衙の里の道」を通って、北に展開する史跡外の伝説に関わる関連文化財を含めた農村景観のなかで、古代史の伝説への変容と、中世・近世・近代へと続く行方郡家の後史（本書「2-2. 歴史的環境（2）泉地区一帯の歴史的景観の形成」を参照）を伝える文化的景観のなかで憩う。

#### ・動線のストーリー **その2** 「伝説の地に秘められた古代史を掘り起こす探求コース」

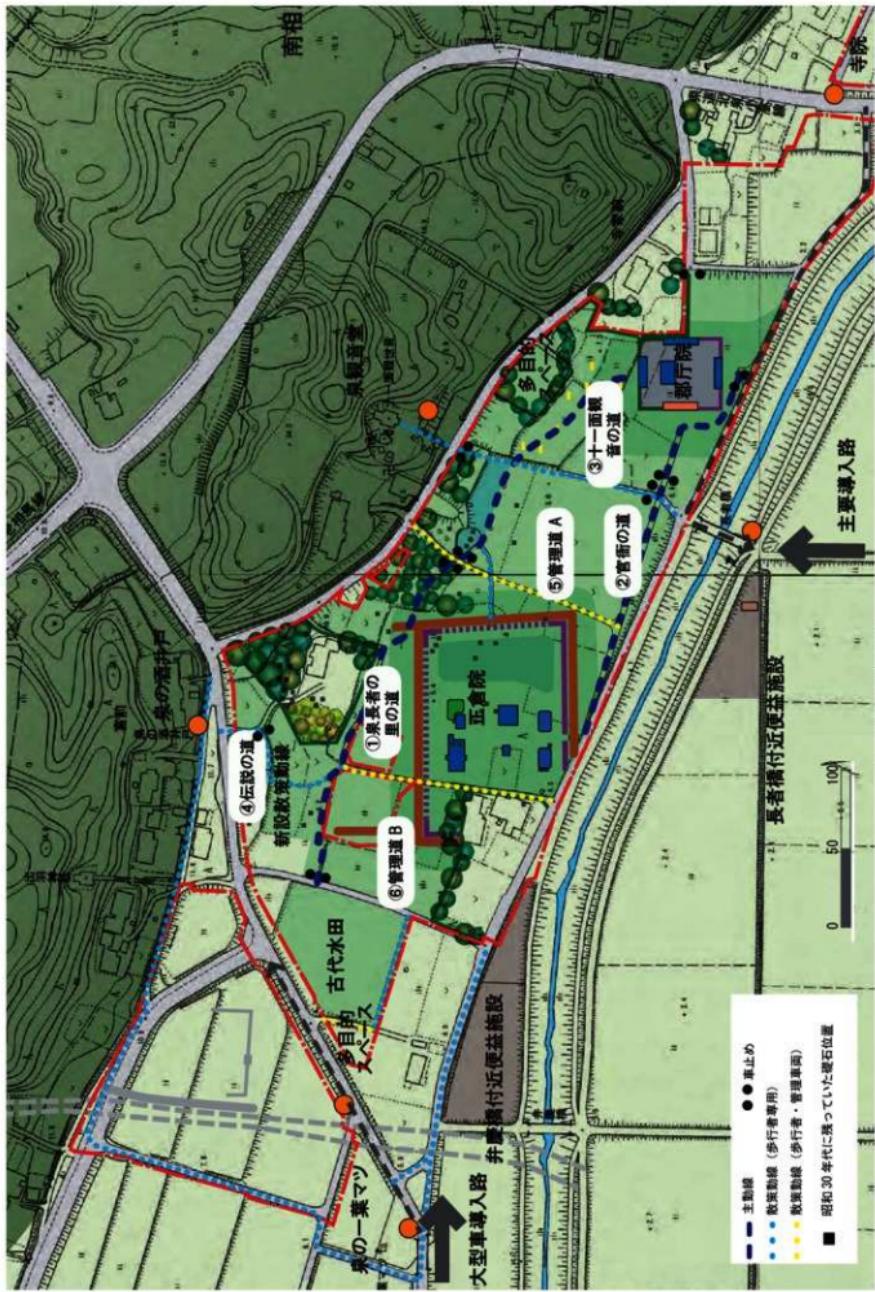
「泉長者の里の道」→正倉院→探求の場→郡庁院（中核活用建物）

泉の一葉マツ・泉の酒井戸を経て眼下に花畑の見える枝線「伝説の道」で北方から公園に入り、主要動線である「泉長者の里の道」で伝説を伝える縁豊かな農村景観の中を東へ進む。管理道Aで南に折れると、それまでの農村景観とは異質な、直線的で無機質な官衙の空間に入る。正倉院の広がりを感じながら東辺区画溝を越え区画のなかに入り、発掘状況展示や各種の建物表現から、伝説の地下に眠る古代官衙の遺構とその解明のプロセスを知る。「官衙の道」を通って歴史の解明に取り組む探求の場を経て郡庁院の中核活用建物へと至り、ガイドンスによって埋もれた古代官衙の全貌を知る。そこで、歴史を探訪する旅の成果を話し合う。

#### ・動線のストーリー **その3** 「地域の人々が共同し憩いを楽しむコミュニティコース」

「泉長者の里の道」→正倉院→探求の場→郡庁院（中核活用建物）

弁慶橋便益施設から共創の場の古代水田や花畑の間を北上して憩いの場に至り、「泉長者の里の道」で憩いの場のなかを東に進む。左手（北側）には竹藪や屋敷林、素掘りの用水や水生植物の生息する低い田の跡など、伝説を語り継いできた農村の原風景が、右手（南側）には草



第78図 動線計画図

原を隔てて正倉院や郡庁院の幾何学的で無機質な官衙の空間が広がり、左右の景観の強いコントラストを楽しみながら進むと、泉観音堂の参道と使用されている農道と交わり、左へ折れば泉観音堂、右へ折れば長者橋近便益施設、そのまま進めば郡庁院の中核活用建物に至る。コミュニティ活動を行う場を結んで地元の人々が日常的に利用でき、市内外の来訪者が景観を楽しみながら散歩やジョギングなどを行い、終着点の中核活用建物に人々が集まつくる散策コースである。

## (2) 案内等施設

来場者に史跡内の施設の配置や視点場のほか、史跡外の関連文化財等にも適切に案内・誘導するための案内施設や、主要な遺構表現等に関する解説板、またビューポイントとなる地点に視点場案内板を設ける（第79・89図）。これらの案内解説施設は統一した意匠とする。また、復元景観やゲーム性のある見学プログラムなど遺跡情報のコンテンツの配信等、各種手法を導入する。

### ① 遺跡名称標識

史跡の導入となる長者橋付近に設置する。ある程度の高さを持ち、遠方から視認できるものとする。遺跡名称のほか、指定年月日、文部科学省の文字、建設年月日を表記する。

### ② 案内板

施設利用にあたっての案内板であり、利用の起点となる長者橋付近便益施設及び弁慶橋付近便益施設に設置する。泉官衙遺跡の主要施設や周辺の伝説縦承地、また関連遺跡等について、概要と配置を示す。

### ③ 解説板

主要解説板として、正倉院、郡庁院の出入り口のほか、津跡、寺院、館院を望む位置、伝説縦承地である泉観音、泉の酒井戸、泉の一葉マツに各地点の意義や遺構の情報、復元される姿などに関する解説板を設置する。

また、個別の遺構表現施設や点在する礎石、花畠の植物については景観に支障とならない小規模な解説板を設置する。

### ④ 誘導標識

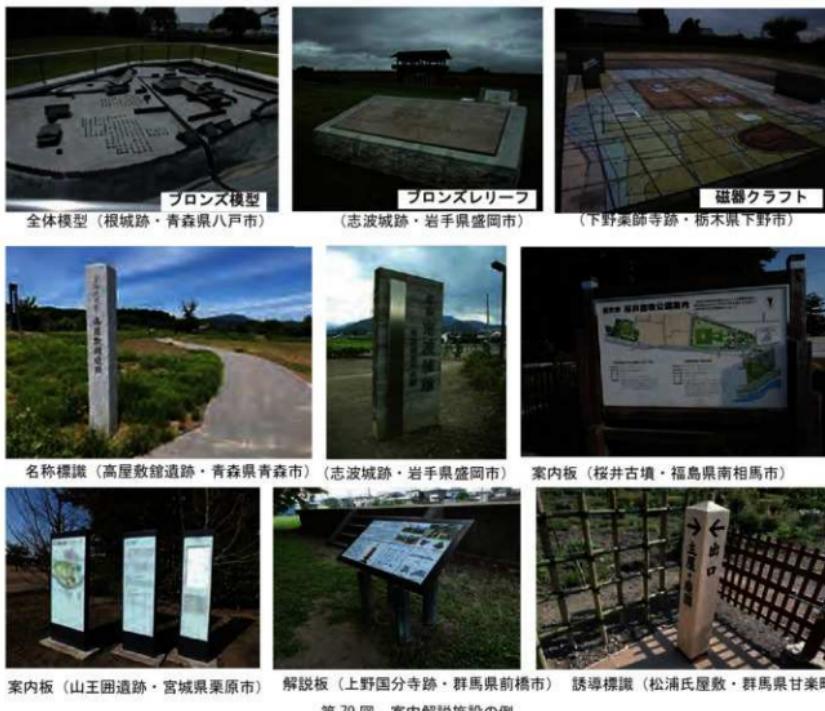
見学動線を示す誘導標識を分岐点や曲がり角に設置する。二方向あるいは三方向の目標地点を簡潔に示すとともに、ある程度遠方から視認できる形態とするが、目立ち過ぎないよう配慮した形態とする。

### ⑤ 視点場案内板

丘陵沿いに泉官衙遺跡が展開する様子や地形、農村の風景、また海が見える地点など、遺跡の特徴や魅力を感じるビューポイントについて、来場者の視線を促す視点場案内板を設置する。歩きながらふと気が付く程度の大きさとし、それぞれの風景の方向や簡便なタイトル等を表示する。また、視点場は整備の進捗に伴って変化すると考えられるので、移設や増設が容易なものとする。

### ⑥ VRポイント

遺構表現の項でも触れたが、泉官衙遺跡の古代の景観をデジタル技術により疑似体験する仕組みを設ける（第80・81図）。見せ場となるポイントの解説板にQRコードを付して携帯端末から三次元復元画像を呼び出す方法（VR）や、現地の地形に復元画像が投影される方法（AR）



第79図 案内解説施設の例

などが考えられる。この疑似体験は復元建物等の実体による整備を補完するもので、郡庁院・正倉院の復元的整備は一部に限定する一方、VR・ARを効果的に用いて復元された全体像を体験できるようにする。また、コンテンツは隨時追加更新が可能となる。

#### VRポイントの例（第82図）

- ・正倉院 区画全景 区画内建物群
- ・郡庁院 区画全景 区画内建物群
- ・館 院 南辺正面
- ・津 跡 運河・建物群
- ・遺跡全景 鳥瞰画像

#### ■ VRとAR

##### VRとは

Virtual Reality（ヴァーチャル リアリティ）の略であり、「仮想現実」と呼ばれる。近年は遺跡の復元景観や伝統的な街並み景観等をCG（コンピュータグラフィック）等で作成し、スマートフォンやタブレット、ゴーグル等の端末機器を用いて映像・画像を疑似体験できる活用事例が増えている。

##### ARとは

Augmented Reality（オーグメンテッド リアリティ）の略であり「拡張現実」と呼ばれるVRの変種である。仮想の環境を疑似体験するVRに対し、現実の環境を主体としてその一部を改変し体験する技術である。例えば、実際の風景の中に復元建物や当時の人物が現れるような利用方法が考えられる。



第80図 復元三次元画像のイメージ



※地上からスタート→飛び上がり上昇してゆく→ 上空からの現実の光景に復元CGが重なる。

・当時の官衙施設のようすを上空から見下ろす体験

ドローンで現地を上空から撮影した映像に泉官衙のCGを重ね合わせて表現する。上空からの光景をスマホのような小さな端末にて静止画で見るのはなく、360度動画を制作し、ヘッドマウントディスプレイで体験できるようにすると、最も臨場感があり効果的な体験となる。



・アニメーションの活用

復元建物に古代の人物等をアニメーションで重ね、スマホで視認するほか、写真を撮影することができる。

第81図 仮想現実（VR）による復元画像の例（史跡脇沢城跡・岩手県奥州市水沢）



第 82 図 VR・AR 利用ポイントの想定

## ⑦ ビューポイントの状況

史跡の本質的価値である官衙を表現した際に想定される主要眺望点からの眺望を以下示す(第 82 ~ 86 図)。

### ・ ビューポイント1

長者橋を渡り切ったところ。史跡公園の構成要素をほとんどすべて眺望できる。駐車場から史跡公園への導入部に位置し、動線の起点としても重要なポイントとなる。

問題点…目の前が広場となってしまい、正倉院・郡庁院とも区画の南面をまっすぐ見ることはできない。ただし、正倉院と郡庁院との間に距離がとられている点にも意味がある。

※「倉庫令」の規定:「倉を去ること五十丈の内に館舎を置くことを得ず」→それでも火災は発生したというストーリーができる。

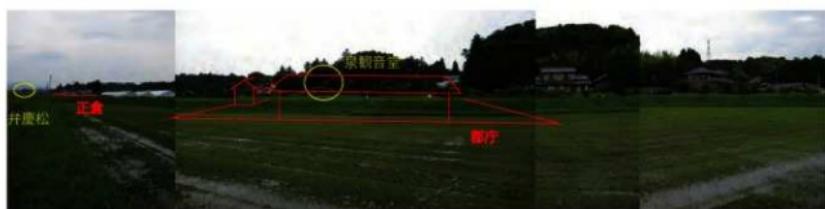


第 83 図 ビューポイント1

### ・ ビューポイント2

郡庁院の南正面。郡庁院の正面性を重視している。

問題点…正倉院ほかの構成要素は、やや低い位置から見上げる形となる。前殿を立体整備をすると、その後にあるものが建物に遮られて見えない。区画の正面性は、VR・AR での表現で代替可能に思える。



第 84 図 ビューポイント2 パノラマ

#### ・ ビューポイント3

郡庁院の南東側。郡庁・正倉院の区画をワンカットで撮影できる。

問題点…正倉院ほかの構成要素は、やや低い位置から見上げる形となる点はビューポイント2に同じ。手前に郡庁院があるので、正倉院の区画全体が見渡せない。動線の起点となる駐車場から、一旦郡庁院の前を通りすぎてからでないと、このポイントにたどり着けないため、動線との関わりで考えると難がある。



第85図 ビューポイント3 パノラマ

#### ・ ビューポイント4

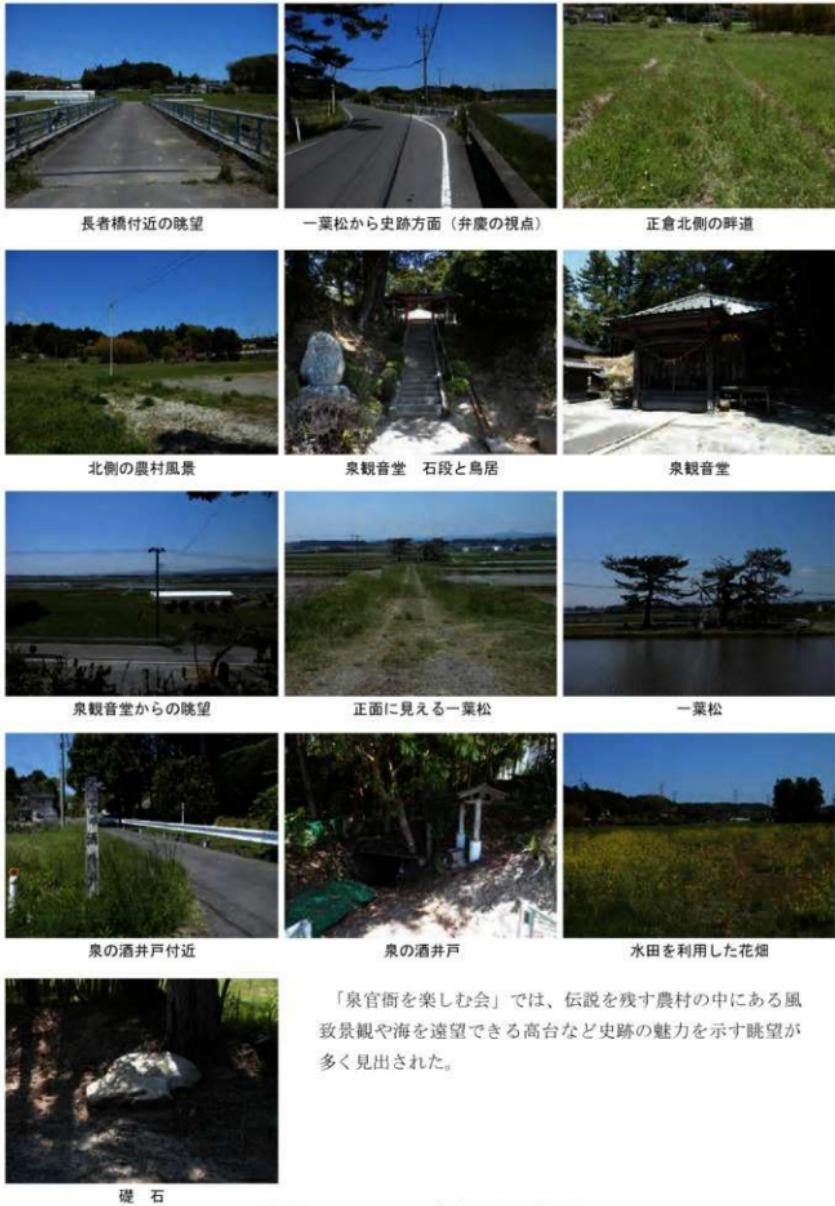
正倉院南辺中央から北および東を望む。区画入口を入った手前に正倉院の遺構、奥に泉酒井戸をはじめとする農村景観を遠望できる。

問題点…正倉院の南辺区画は中央の入口（未検出）以西は市道の下に入ってしまい、表現できぬ。区画南西部は民家が存在するため、主に西から東を望むこととなる。



第86図 ビューポイント4

・ ワークショップで抽出された視点場



第 87 図 ワークショップで抽出された視点場

「泉官衙を楽しむ会」では、伝説を残す農村の中にある風致景観や海を遠望できる高台など史跡の魅力を示す眺望が多く見出された。

## 6-9. 修景・環境保全計画

### (1) 全域の修景・環境保全

この整備は古代官衙遺跡の遺構表現と現状の農村景観が調和したあり方を目指している。郡庁院及び正倉院は古代のダイナミックなスケール感を持つものであるが、その景観が周囲の山林や農地、また屋敷林に溶け込むように、「泉長者の里の道」で横断的に緩やかに結び付ける（第89図）。また、史跡公園内の畦畔道路や旧耕作地は、当面現状を活かしたものとして維持する。尚、隣接地にある民有地との境界には立ち入りの制限と視線の緩衝を目的とした低木を施す。

### (2) 郡庁院・正倉院の修景

新規の植栽は郡庁院の区画を表現する生垣のほか、盛土を行う範囲の流土防止と修景を目的とした地被植栽を施す。この地被植栽には古代より作庭に用いられてきた日本芝のうち、寒冷地にも適応するノシバが妥当となる。その植栽方法として、芝張や種子吹付などを検討する。

### (3) 慶いの場の修景

現状の屋敷林や丘陵の森林からなる農村景観を活かした計画とする。また、正倉院の東にある植栽木（庭木）については、動線と景観の観点から一部間伐し、史跡内の緑陰樹として維持する。

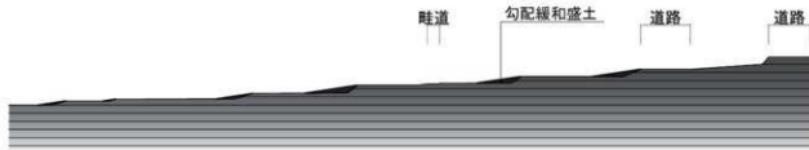
現在、草刈管理は地元の協力を得て行っているが、圃場整備の対象外となった「慶いの場」付近では小区画の棚田であるため、作業は肩掛け式草刈機の使用に限定されている。持続的な維持管理を可能にするため、現状の地形を活かしつつ急斜面に勾配緩和を目的とした盛土を施し、ハンドガイド式草刈機等の作業ができるようとする（第88図）。尚、この盛土にあたっては現状の棚田の景観や小斜面に残る石垣などの微地形を調査したうえで、景観に与える影響を最小限に止めるようとする。

### (4) 広場の修景

盛土を行わない広場では、現状の田畠を活かした刈り取り草地とする。この刈り取りの季節と頻度により、在来の雑草による低茎草地の環境として維持する。

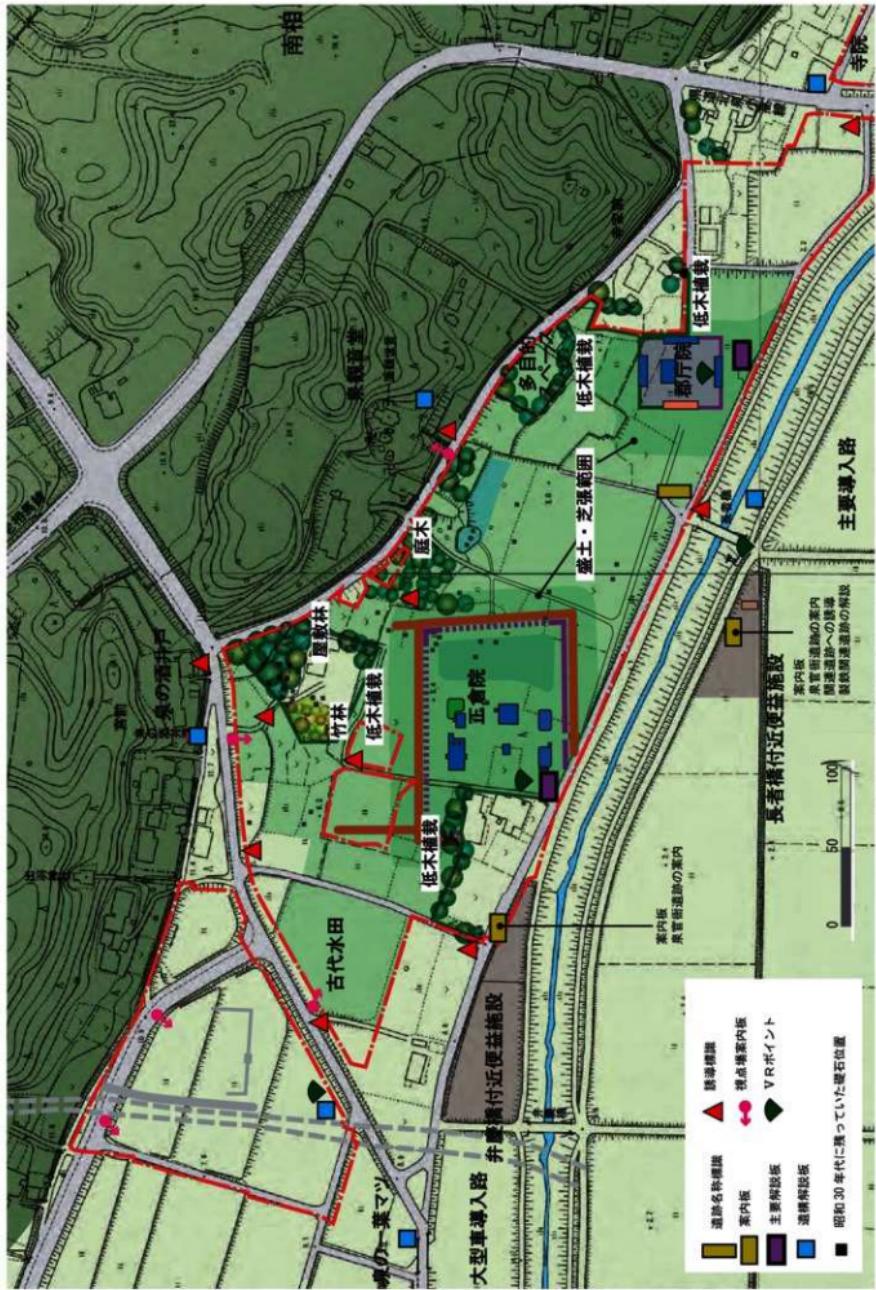
### (5) その他

史跡公園内の電柱は景観上好ましいものではないので、公有化に伴い不要となるものの撤去や、視点からの景観を配慮した電線経路の見直しなどについて電力会社と協議する。また、北の道路沿いの電柱を含め、移設や更新などに伴い新設する電柱については景観色のカラーポールを使用することを検討する。



第88図 慶いの場付近断面図 S=1/600

第89図 案内施設及び橋載配図



## 6-10. 公開活用に関する計画

史跡泉官衙遺跡や周辺の伝説・歴史の展示解説及び体験等の方法について、これまでに計画してきた事項を含め整理する。ただし、とりわけソフト的活用については、試行錯誤することによってより良い内容の活用が可能となるものと考えられる。

このため、今後は市民・住民の参加を得て、史跡公園完成前からさまざまな活用に取り組み、またPRに努めていくことが必要であり、そのことを通して、新たな活用の道が見出されることも期待される。以下では、現時点で考えられる活用のあり方を例示する。

### (1) 展示解説

中核活用建物を展示解説の中心とし、史跡の本質的価値のうち遺構表現だけでは伝わりにくい内容を表現する(第13表)。また、探求学習会やワークショップ等の座学や会議、あるいは学校利用時の昼食場所としても利用できる。ゲーム性のあるアプリなどを活用し、他の文化遺産では体験できない魅力ある見学プログラムを用意する。

第13表 展示解説の内容と方法

地点	解説展示の内容	方法
導入部	泉官衙の施設案内・利用案内 周辺文化財の情報	案内板・全体模型
郡庁院	泉官衙の歴史・製鉄との関わり 遺構の情報・市民の活用情報 貞観地震・復興瓦	活用建物 (映像・グラフィック・ジオラマ)
	儀式的な施設配置	遺構表現
	郡庁内の復元景観	VR
正倉院	厳重な区画 建物遺構の変遷	遺構表現
	正倉火災と焼米(伝説の発祥)	空閑地
	正倉院の復元景観	VR
憩いの場	点在する礎石(伝説の発祥) 泉観音堂・泉の酒井戸	解説板
探求の場	今までに発見された遺構	解説板
散策路	散策動線	誘導標識
	視点場	視点場案内板
	館院跡・津跡の様相	解説板・VR
	寺院跡の遺物	解説板

### (2) 遺構表現を利用した体験・イベント

官衙遺構を表現した諸施設において、歴史空間のなかで役人の仕事や物資の運搬、施設の運営など、古代の人々の暮らしを理解できるさまざまな体験教育プログラムの実施が考えられる(第14表)。

#### a. 郡庁院

##### ・正殿

正殿の平面表示を舞台に見立てた儀式的な利用として、各種の演奏会や発表会、あるいは結婚式や成人式等のセレモニーなど、正殿前の庁庭約600m<sup>2</sup>を利用した多人数を集めれる屋外イベントやセレモニー、野外フェスティバルが可能となる(P71. 遺構表現の活用例)。

傾斜地の高低差を利用して、高い位置にある正殿を客席、低い位置の前殿や前庭などを舞台として上から目線(郡司目線)による催しの設定も考えられる。

・玉石敷

庁庭の玉石敷の敷設を市民参加で行う (P72 ④市民による整備)。

b. 正倉院

正倉院では市民参加による整備として区画の掘立柱塀表示となる柱を建てていく取り組みを想定する (P87 ⑤市民による整備)。

(3) 広場を利用した活用

a. 共創の場

共創の場に計画する古代水田及び花畠では、地元農家の協力のもとに田植え、草取り、稲刈りや花の種まき、草取り、収穫利用（食・染色・薬草等）を計画する。さらに、「南相馬市地酒生産推進協議会」等と連携し、古代米を用いた酒づくりを計画する。

b. 探求の場

発掘調査時の現地説明会や発掘体験を行い、調査結果の検討やワークショップは郡庁院の活用建物を用いる（第70図参照）。また、発掘調査を実施しない期間は、防災活動等の各種イベントに利用するほか、後述する馬とふれあえる場として利用する。

第14表 活用の内容

地点	体験参加・イベント	対象者	時期・期間
郡庁院	正殿を舞台に見立てた儀式的利用 演劇・歌舞・音楽・野外講座・発表会 結婚式・成人式等各種集会	地元利用者 正殿前約600m 最大200人程度	適宜
	活用建物を利用した集会等 探求学習会・講座・ワークショップ イベントやコミュニティ活動への参加者・学校 児童生徒 40～50人	探究活動・コミュニティ 活動への参加者・学校 児童生徒 40～50人	適宜
	玉石敷の整備 玉石敷設 (玉石への名前墨書き)	地元有志・学校児童・ 生徒 50～100人／日	年間数日
正倉院	区画掘立柱塀の整備 活用建物での木材加工 (皮むき・ヤリガンナ体験 名前彫り込み)	地元有志・学校生徒 市外の参加者 数名／日	春～夏 毎週末等
	区画への建柱	実施者 数十名 見学者 多数	夏 1～2日
共創の場	古代水田 田植え・草取りと虫送り・稲刈り	地元有志・学校児童・ 生徒 40～50人／日	田植え:春 草取り:夏 稲刈り:秋 各数日
	花 畑 種まき・草取り・収穫利用	地元有志・学校児童・ 生徒 数人～十数人／日	各適期
	※ 古代水田・花畠には地元農家の協力を得る		
探求の場	発掘体験・現地説明会参加 (座学は郡庁院活用建物)	地元利用者・学校児 童・生徒 数十名／日	適宜
	防災活動・各種イベント 馬とのふれあい	地元利用者 一般来場者	適宜

…イベント性の高い行事

#### (4) 活用の具体例

##### a. 馬を用いた体験の例

南相馬は野馬追に象徴されるように古来より馬とのかかわりが深い土地柄である。泉官衙遺跡の活用の一環として、馬を用いた体験を行う（第90図）。一般市民にとって馬との触れ合いは魅力的であり、市内外からの多数の集客が期待できる。この取り組みは市内の馬主の協力を得て毎年一定期間借受けるなどの方法を検討する。

また、馬は草刈にも有効であり、整備工事着手前から維持管理の一環として馬を導入することで、草刈の省力化を図るとともに早期から史跡への関心を集めしていく。

##### ・馬 耕

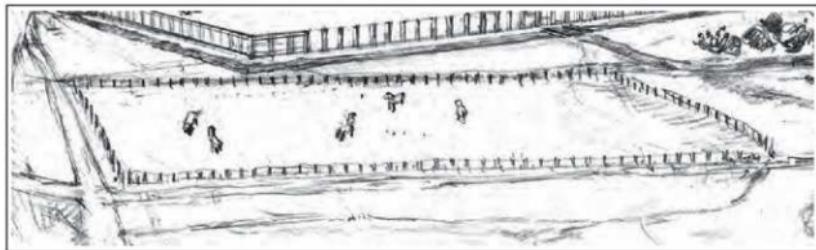
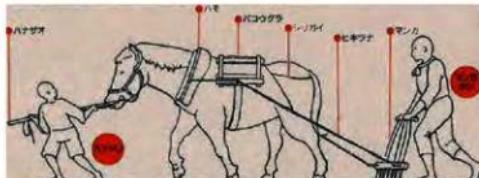
伝統的な農業として、古代水田の田植え前に馬による代掻きを行う。田に水を張り、馬に馬鍔（マンガ）を付けて牽く。参加者は管理者とともに鼻竿（ハナサオ）を持つ。

##### ・乗馬体験

探求の場の広場を利用して、期間を限定して1～2頭の馬を置き、来場者とのふれあいや乗馬体験を行う。乗馬用の台を設け、この台の上から馬に乗り、管理者が手綱を牽いてゆっくり一周まわり乗馬用の台に戻る。所要10分程度。

このための施設として、広場には外周柵（二重柵）を設ける。また飼葉や水桶を用意する。

馬の管理者は馬主等の協力を想定する。また乗馬体験の有料化については今後の課題である。



第90図 馬を用いた体験イメージ

##### b. 地域コミュニティと市民交流の促進

共創の場において、地元農家や市民との協働による古代米の栽培や景観作物の植栽を通じた地域のコミュニティ活動の促進を図る。

##### ・古代水田

現状の水田面を活かして、赤米・黒米・緑米等の古代米を市民参加で栽培する。極力農業機械を用いず、伝統的な方法による米づくりの実践と伝承の場として、大人と子ども

もの世代間交流を図る。田植えや稲刈り、雑草取りや虫取りの行事など、年間の定例イベントとして活用する。また、アイガモを利用した無農薬による米づくりや、色の異なる稲を利用した田んぼアートなども考えられる。さらに、収穫した古代米は食のイベントに用いるほか、グッズとして販売することも有益である。

・景観作物の植栽

市民との協働による景観づくりとして、古代の有用植物や観賞性のある草花を用いた花畠をつくる。有用植物には食用となるヒエ・アワ・ソバやニワトコ・ノビルのほか、衣料に用いたカラムシ、生薬となるクコ、油をとるエゴマなど、古代の人々も利用してきた植物を栽培展示し、活用の中で収穫利用することもできる（第73図参照）。また、観賞性の高いナノハナやベニバナ、キキョウ、サクラソウなどがある。この栽培による景観づくりに継続的かかわることで、地域コミュニティの醸成と遺跡への一層の愛着心を育む。

c. 歴史から未来を考える探究学習

未発掘の範囲について、今後発掘調査を行い、調査研究から解明までのプロセスを市民と共有する場に用いる。また、オープンスペースを利用して、今日に至る土地の歴史が育んだ馬事文化（野馬追文化）を体験する乗馬体験や、貞観地震にちなんだ防災活動など各種のイベントを行う。

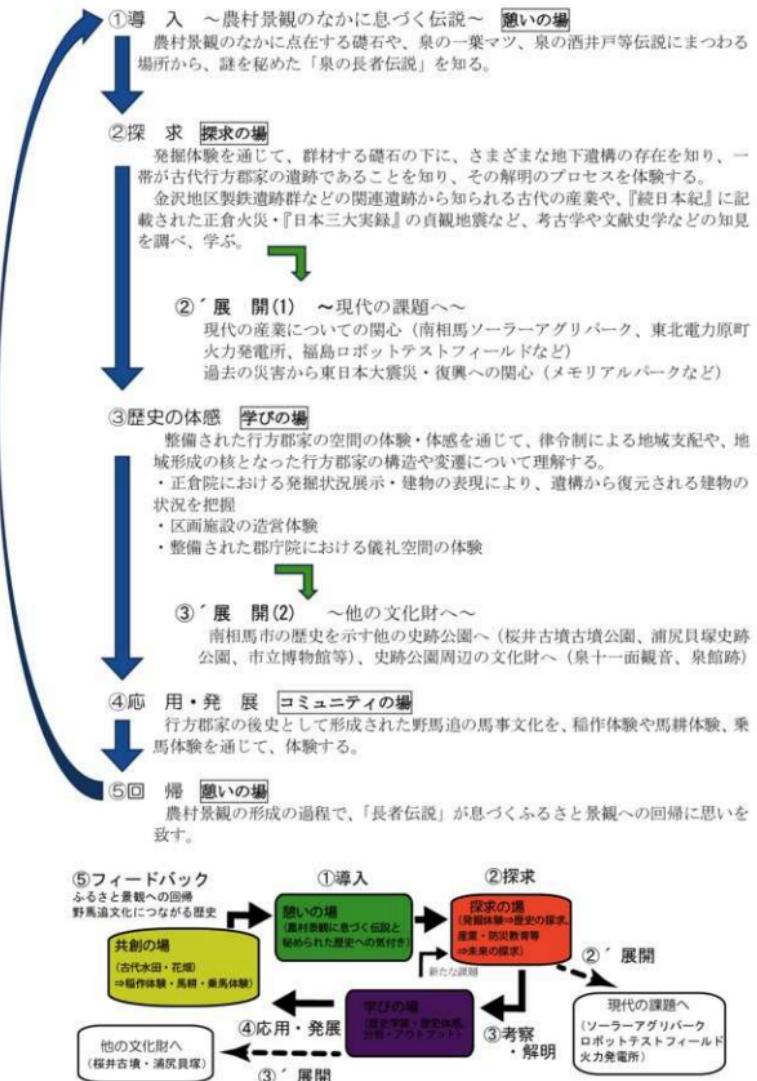
発掘調査の過程では現地説明会や発掘体験を行い、次にその成果についてワークショップや探求学習会で検討する。明らかになった遺構について、現地に解説板を設けることやパンフレットの作成、展示活動に活かしていく。将来的には、更なる遺構表現等の整備を検討する。このワークショップや探求学習会をはじめとする市民活動には郡庁院前殿または西脇殿の活用施設を利用する（第70図参照）。

また、郡庁院の北側は既に発掘調査により建物跡が発見されている。これらの遺構については現位置に簡便な解説板を設け、今後の探求の参考とする。

さらに、東日本大震災時の津波到達地点には標識を設置し、防災教育に役立てる。

d. 各地区を関連付けた活用のサイクルの例

各地区的特性を生かした体験や学習活動において、以下のようなストーリー展開による体験・学習のサイクルを設定する（第91図）。



第91図 各地区的特性を生かした活用のサイクル（モデル）

e. 健康づくりプログラムとのタイアップ「歴史と健康ウォークラリー」

泉官衙遺跡の整備施設の散策路や、周辺の関連遺跡等を巡るルートを利用してウォークラリールートを設定する。コースは所要時間により複数設定し、主要地点にはスタンプを置く。

郡庁院の活用施設でコース案内とスタンプカードを配布する。地元のリビーターには年間達成回数により番付けし、展示パネルに掲示することなども考えられる。併せて、デジタル写真を募集し、優秀なものを掲示することも有効となる。

泉官衙遺跡や関連遺跡の地元への位置づけになるとともに、健康維持の一助ともなる。また、参加への動機づけとして年数回のイベントとすることも考えられる。

・コースの例

泉官衙遺跡と伝説繼承地	所要 60 分
泉官衙遺跡と原町火力発電所製鉄炉保存館・メモリアルパーク	所要 90 分
泉官衙遺跡と桜井古墳	所要 120 分

f. 体験参加対象者

上記 a ~ e に述べた活用は主に地元利用者を想定し、各種の体験活動を通じて市民の学習やレクリエーションに資するとともに、地元有志及び学校児童・生徒の参加による世代間交流の促進によって泉官衙遺跡の将来への継承を図る。

さらに、イベント性の高い行事には広く情報発信を行い、市内外の来場を呼び掛ける。

泉官衙遺跡を用いた体験参加やイベントは、この計画に述べるもののはか多様な取り組みが可能となる。

イベント性の高い行事

春 古代水田の田植え	夏 古代水田の草取り・虫送り 正倉院区画への建柱 発掘体験
秋 古代米の収穫 古代米の収納	冬 泉の長者伝説にちなんだ酒づくり

これらのほか、郡庁院を用いた屋外行事が定例化することも期待される。

毎年これらの行事を継続することでやがて年中行事となり、泉官衙遺跡を中心とした風物詩へと醸成していくことを目指す。

(5) 学校教育との連携

市内の小中学校や高校と連携し、歴史の分野に泉官衙遺跡を学ぶ時間を位置付けることや、総合学習の題材に選択する機会を設けること、あるいは課外活動として古代水田や花畠を扱うことなど、将来の地域の担い手として児童・生徒が泉官衙遺跡を知り、関わっていく取り組みを行う。

(6) 古代官衙関連遺跡をもつ自治体との連携

全国の官衙・郡衙遺跡の調査や整備に取り組む自治体や、運営にかかわる関連団体と連携し、情報共有を図り、共同事業の開催などを検討する。この連携により、調査研究の深化や成果の活用、情報交換、人的交流を推進する。当面は福島・宮城・岩手等の近県との連携を図り、将来的には全国規模のイベントへと発展させ、歴史・文化・観光の各側面における活用の推進を目指す。

さらに、これらの連携イベントを整備した泉官衙遺跡で開催することや、中核活用建物で発掘調査の検討会を行うことなども考えられる。

#### (7) PRツールの作成と活用

泉官衙を広く普及させる道具として、ポスターやパンフレット類のほか、親しみやすい読本・絵本や照会映像、また専用WEBサイトなどが考えられる。それらは今後の整備事業の進捗に伴って適時に作成あるいは更新していくことが有効となる。作成したツールは学校教育や観光向けの情報発信など、多方面に活用する。さらに、ロゴやイメージキャラクターを公募により制作することなども考えられる。

#### (8) 観光資源としての活用

郡庁院や正倉院の整備とともに、上に計画したイベント性の高い活用や、馬を用いた体験など、観光資源としても魅力的なものとなる。これらの情報を観光産業に提供し、文化的な観光商品への位置づけを呼び掛ける。

## 6-11. 関連文化財に関する計画

### (1) 歴史文化保存活用区域内の計画

南相馬市歴史文化基本構想（「1-4. (6) 関連計画との関係」参照）において、「新田川河口に登場した古代王権・古代国家の遺産を感じるゾーン」と題した歴史文化保存活用区域を設定しており、泉官衙遺跡はその中心的な遺跡である。

この区域では保存活用方針を「古代の史跡と田園風景が調和したまちづくり」としており、主に次のような取り組みが掲げられている。

○泉官衙遺跡の整備を推進してその歴史的価値を顕在化させるとともに、桜井古墳や東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館など既整備の文化財施設と連携した活用を行う。

○泉官衙遺跡、桜井古墳を中心とし、県指定重要文化財泉の十一面觀音、県指定天然記念物泉の一葉マツ・泉の酒井戸などを関連づけ、市民とともに保存と活用の体制を構築していく。

○地区に所在する史跡・文化財のほか、地域に残る伝説にちなんだ場所や、新田川河口域の田園風景など多様な価値を活かした歴史ある景観づくりを進める。

この区域内を、泉官衙遺跡を中心として歩行圏・自転車圏・自動車圏などの活用圏を想定し、活用圏ごとに有機的な活用連携を図る文化遺産を次のように設定したうえで、主に下記の事業を計画的に実施していく（第92図）。

- ・統一的な案内看板の設置
- ・案内マップ、案内ルートの作成
- ・ウォーキング・サイクリングなどの連携イベントの実施
- ・講座等での総合的な周知
- ・区域内で自転車などの見学手段の確保



第92図 泉官衙遺跡と関連文化財

### ① 歩行圏内

泉官衙遺跡を中心にして歩行により見学できる範囲である。史跡や周囲の農村景観とともに散策できる。

#### a. 伝説継承地（泉観音堂・泉の酒井戸・泉の一葉マツ）

泉の長者伝説にまつわる泉観音堂、泉の酒井戸、泉の一葉マツについて、各地点は散策路や視点場に位置付けており、案内図や誘導標識によって来場者を誘導する。また、泉観音堂には県指定重要文化財木造十一面観音がまつられている（第93図）。

現状を良好な状態で保全するとともに、「泉の長者伝説」の舞台であることにに関する解説板を設置する。解説板には伝説の物語を漫画にして示すなど、わかりやすく親しめる内容とする。

#### b. 泉館跡

泉官衙遺跡の北の丘陵上にある中世の山城跡である。未整備ではあるが見学可能である。

また眺望点としての立地に優れており、将来的にその活用を図る。



泉観音堂



泉の酒井戸



泉の一葉マツ

第93図 周辺の文化財

### ② 自転車圏内

泉官衙遺跡から概ね2kmであり、歩行も可能ではあるが主に自転車で巡るのが適当な範囲である。新井田川河口域の田園風景や桜堤、海岸の風景を楽しめるサイクリングコースとなる。

#### a. 桜井古墳

大規模な前方後方墳を含む古墳群が桜井古墳公園として整備公開されている。当該歴史文化保存活用区域において、もうひとつの核となる文化財である。

#### b. 金沢地区製鉄遺跡群

国内最大級の古代製鉄遺跡であるが、現在原町火力発電所となっており、一部の製鉄炉跡及び木炭窯跡が製鉄炉保存館に現地保存されている。この施設は平日に事前申し込みにより見学可能である。また、4・5月、9・10月の第二日曜日に一般公開されている。

### ③ 自動車圏内

泉官衙遺跡への往復路に立ち寄ることが適当な範囲である。

#### a. 南相馬市博物館

市立総合博物館であり、泉官衙遺跡に関する展示や、金沢地区製鉄遺跡の最も保存状態の良い製鉄炉を切り取り保存した展示などがある。

#### b. 他の史跡

大悲山石仏・浦尻貝塚史跡公園など公開活用の進んでいる文化財施設を結びつけ、各時代の個性ある文化遺産による魅力あるヘリテージツーリズムを設定する。

## (2) 市内文化遺産の活用連携

### ① 文化財資源ネットワークの拠点

南相馬市には8か所の国指定史跡をはじめ、相馬野馬追に代表される民俗文化財など、福島県では国指定文化財が最も多い。また南相馬市博物館は市立博物館では県内有数の規模を誇る。これらを総合的に連携した活用を展開することにより、市内の歴史文化への関心を高め、また東北や全国への南相馬の情報発信を図る。

市復興総合計画や現状における整備状況、また整備計画を踏まえ、当面の文化的観光に資する文化財資源ネットワークの拠点となる文化財、施設を次の通りとする（第15表・第94図）。なお、この他の文化財についても将来において連携した活用ができるように環境整備を進め、ネットワークの充実化を図るものとする。

第15表 文化財資源ネットワークの拠点

名 称	内 容	現在の状況
泉宮衙跡	奈良・平安時代の行方郡の役所跡	国指定史跡。整備基本計画を策定した。
桜井古墳	古墳時代前期の大型前方後方墳を中心とする古墳群	国指定史跡。桜井古墳公園として整備公開している。
薬師堂石仏附 阿弥陀堂石仏、 観音堂石仏	平安時代の摩崖仏	国指定史跡。常時見学可能であり、大悲山大蛇物語公園を併設する。保存活用計画を策定し、現在保存環境の整備にあたっている。
羽山横穴	装飾古墳	国指定史跡。保存施設が設置され、年4回一般公開している。
浦尻貝塚	縄文時代の中核的な貝塚を伴う大規模集落遺跡	国指定史跡。整備基本計画を策定した。
南相馬市博物館	自然・考古・民俗分野の総合博物館	福島県広域公園東ヶ丘公園内にあり、建築面積約2,300m <sup>2</sup> の大規模施設。相馬野馬追に関する展示が充実。年間約8,000人が来館している。

### ② 拠点文化財・施設の文化的観光における特徴

#### a. 見学ルートの特徴

- ・拠点文化財、施設が車で40分以内の近接した距離にあり、短時間の移動で見学可能である。
- ・拠点文化財、施設が浪江IC、南相馬ICの間に分散してあり、常磐自動車道利用者が一方通行の連続した見学ルート設定が可能となる。

#### b. 見学内容の特徴

- ・ネットワークの拠点は縄文時代から平安時代まで幅広い国指定史跡であり、通史的な学習が可能となり学校教育などに効果的である。



- ・集落遺跡や古墳、郡衙、石仏と多様な文化財による相乗効果が期待でき、遠方の考古学・歴史ファンなどを対象とした文化的観光における訴求力が高い。
- ・拠点とする文化財の中間地点に南相馬市博物館が立地することから、史跡現地での見学と総合的な展示を結び付けた見学が可能となる。
- ・開催日の固定された相馬野馬追に対し、泉官衙遺跡における乗馬を通じた野馬追文化の体験を含め、周年観光のためのプログラムを用意できる。
- ・各時代の個性ある文化遺産を魅力あるストーリー展開により結び付け、線的・面的な活用のプログラムを泉官衙遺跡を核として構築することにより、他自治体にない多様性をもつ南相馬市の文化財を一体的に活用し、地域学習の効果や観光における魅力を高める。

### (3) 活用連携の実現に向けた検討

市内文化財資源ネットワークの総合的な活用に向けて、市内、県内や東京、北関東、南東北などを主な対象とした情報発信及び観光産業との協力を検討する。また、全国的に有名な相馬野馬追とともにPR活動を行うことも有効と考えられる。以下に、実現に向けて有効と考えられる方策について述べる。

#### a. 情報発信

- ・誘客層の対象毎に、各拠点の見学・体験内容や総合的なストーリーを設定した情報発信を行う。
- ・対象地域の公共施設や交通機関、教育機間にパンフレットや資料映像等を用いた情報発信を行う。
- ・インターネットやSNS等を用いて、施設や見学ルート、イベント等の情報を発信する。随時の更新が重要となる。

#### b. イベントの企画・開催

- ・各拠点の活用連携として共同イベントとし、相乗効果による誘客と活性化を図る。
- ・相馬野馬追と近い時期に設定することも有効と考えられる。

#### c. 観光産業との連携

- ・観光産業と連携して、子ども・家族向けやシニア向け、マニア向けなど、観光モデルコースを提案し、観光商品の開発を依頼する。
- ・文化財資源だけでなく、北泉海水浴場やロボットテストフィールドなど、他の観光拠点も含むコースも有効となる。

#### d. 学校教育との連携

- ・地元の学校教育における歴史教育や総合学習への活用を図る。
- ・各拠点の活用に児童・生徒の参加を呼び掛ける。

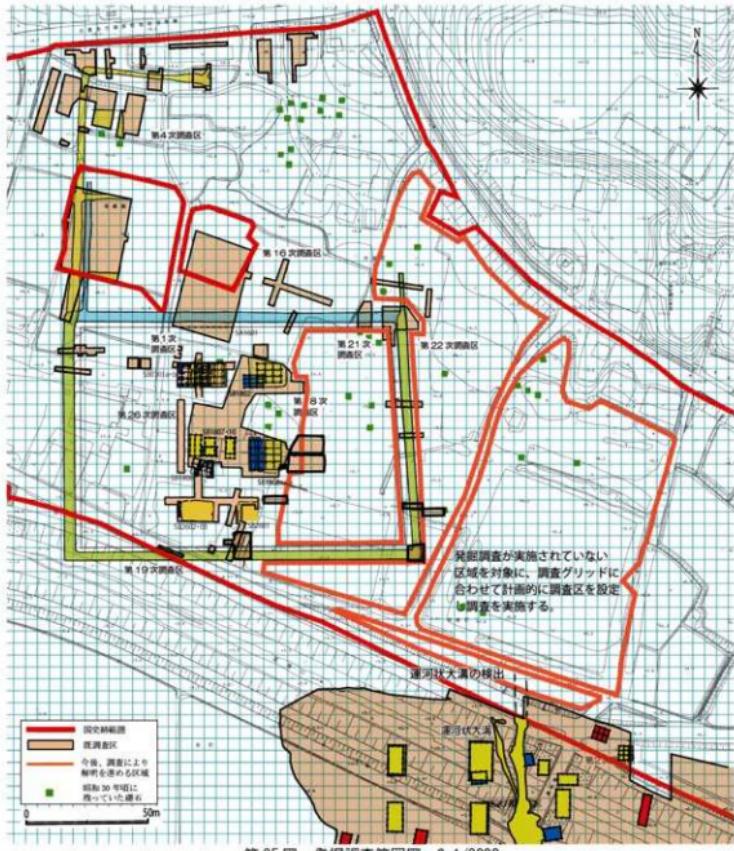
#### e. 地域の連携

- ・各拠点の運営にかかわる地元相互の情報共有と協力体制を構築する。
- ・地元に歴史や文化財に対する関心を高めることを目的に、地域の広い層に情報提供を行う。
- ・来客に対するサービスとして、飲食や物販等の事業者との連携を図る。

## 6-12. 調査等の計画

探求の場とした郡庁院と正倉院に挟まれる範囲、また正倉院の区画内の東部分は未調査である。探求の場では正倉院Ⅲ期に関わる遺構や、Ⅰ期には郡庁院に近接して存在した正倉院の発見が期待される。また、正倉院の東部分では現在までに明らかになったⅡ・Ⅲ期の第1列から3列の正倉建物群に関する遺構などが発見される可能性がある。このほか、正倉院の北側部分も未調査で、礎石の分布から多数の正倉建物の存在が予想される。さらに、それらの区域の南側に接する地区では、本遺跡の特徴の一つである水運関連施設に伴う運河状溝跡の延長部分が確認できる可能性が高い（第95図）。今後、これらの地区について計画的に発掘調査を行う。

この調査から解明までの過程は探究活動として市民と共有するとともに、随時遺跡情報の発信を行う。さらに、史跡が発信する歴史情報をより充実したものとしていくための関連遺跡の発掘調査や出土遺物等の調査研究に積極的に取り組むものとし、その調査成果を遺構表現や展示等に反映して公開活用することを目指す。



## 6-13. 管理運営に関する計画

### (1) 管理運営の枠組み

ここでいう管理運営には「維持管理」と「運営管理」がある。維持管理とは、史跡の保存管理および公開活用にかかる環境を現地において保つことを目的とした、主としてハード面の維持的措置を行うものである。また、運営管理とは、史跡の公開・活用にかかり現地において行う各種活動のほか、PRや広報活動、それらを実施するための助成事業など、主としてソフト面における運営行為である。

#### ① 維持管理

維持管理には、大きく以下のような項目がある。

##### a. 史跡の本質的価値の保存管理

- ・史跡の管理および復旧、調査研究、管理施設の設置、届出・許可事務

##### b. 史跡と密接にかかわる周辺環境の保全

- ・史跡外にあって史跡の本質的価値と密接に関わり、その保存と公開・活用のために有効な周辺環境の保全を目指す。また史跡周辺に存在する関連文化財の日常管理

##### c. 史跡の保存と公開活用のための諸施設の維持管理

- ・史跡の本質的価値の保存と公開・活用のために設置された諸施設（史跡内・史跡外）の維持管理

- ・屋外施設（造成地・植栽・舗装・工作物その他土木的整備施設等）及び屋内施設（活用建物・展示施設・便所・設備器具）の保守・安全にかかる巡視点検や清掃、消耗品の補充等の日常管理、大規模清掃・植栽剪定・設備器具保守点検等の年間の定期管理、修繕・施設更新等の中長期管理

#### ② 運営管理

運営管理は、大きく以下のような項目が想定される。

##### a. 史跡の保存と公開・活用のために設置された諸施設・場における運営管理

##### b. 史跡の公開活用にかかる各種業務

来場者の安全確保と案内誘導、また体験学習・イベント等、各種の企画事業の実施

##### c. 史跡等に関する学術上・行政上・公開活用上の情報提供

##### d. 地域連携ならびにボランティア・市民活動に対する支援等

### (2) 管理運営の内容

#### ① 維持管理の内容

史跡の本質的価値に関わる保存管理は保存活用計画に則り適切に実施する。また、史跡外の関連文化財については巡視・点検・清掃等の日常管理を行う。

また、整備施設を良好な状態に保ち、快適に利用できるように維持するために、保存と公開活用のための諸施設の維持管理を行う。次項に、想定される基本的な維持管理の内容を整理するが（第16表）、馬を用いた体験や除草については特殊な分野であり、市内の馬主の協力が必要となる。

第16表 維持管理の内容

区分	内 容	
a. 史跡の本質的価値の保存管理	史跡地の管理、調査研究、施設の設置、届出・許可事務	
b. 史跡外の密接にかかわる周辺環境の保全	関連文化財の日常管理(巡回・点検・清掃)	
c. 保存と公開活用のための諸施設の維持管理		
屋外施設	日常管理	巡回・巡視、点検 清掃・軽微な修繕
	定期管理	除草、大規模清掃 施設の維持修繕 植栽の定期管理・地被の補植
	中長期管理	園路舗装の部分修理、再舗装 造構表現施設の修繕
	馬の管理	馬の飼育管理 馬を用いた除草
屋内施設	日常管理	点検、清掃、消耗品補充
	定期管理	防火・防犯設備の保守点検
	その他	電気設備・機械設備の故障時の修理
	中長期管理	屋根替え、外壁補修等

## ② 運営管理の内容

史跡の保存と公開活用のための諸施設・場における運営管理は、利用者が整備施設を正しく理解し、興味を持って楽しく利用することを目的とした日常的な運営、また各種のイベント等の運営など多岐にわたる（第17表）。この運営には地元住民や関係団体との協働や参加が重要となる。さらに、地元住民や関係団体が主体的に活動することも呼び掛けしていく。

学術上・行政上・公開活用上の情報提供は史跡を広く社会に位置付けていくために重要であり、各種広報や展示解説、案内書の製作やインターネットの利用など、多様な手法により情報発信を行う。

第17表 運営管理の内容

区分	内 容	
a. 史跡の保存と公開活用のための諸施設・場における運営管理		
日 常	来場者管理	来場者数把握、誘導
	安全管理	動線・施設誘導、案内解説と兼ねる
	案内解説	主要地点での案内解説、解説員配置
	VR・AR機器管理	端末機器の貸出、使い方説明
イ ベ ン ト 時	入場管理・案内	団体客駐車場案内、会場までの誘導
	受付・料金徴収	必要に応じて、来場者・団体の記名、料金徴収
	安全管理	主要地点に人員配置
b. 学術上・行政上・公開活用上の情報提供	広報・展示・案内書・インターネット等	
c. 地域連携、ボランティア・市民活動への支援等		

### (3) 管理運営の主体（第96図）

#### ① 維持管理の主体

##### a. 史跡の本質的価値の保存管理

市の文化財保護部局としての南相馬市教育委員会が行う。

##### b. 史跡と密接にかかわる周辺環境の保全

指定文化財の保存に必要な維持管理はaと同様に南相馬市教育委員会が担い、周辺環境については市や県の関係部局との連携により保全する。また民有地の日常管理・環境維持は地域住民・土地所有者により行うほか、NPO法人等まちづくり活動団体の協力を得て保全を推進する。

##### c. 史跡の公開活用のための施設の維持管理

公園管理者としての南相馬市が、地域住民や地元企業、NPO法人等のまちづくり活動団体やボランティアの協力を得て、適切な役割分担のもとに行うものとする。とりわけ、整備前の史跡公有地の草刈や景観作物植栽などの活動を積極的に担ってきた「泉官衙遺跡愛護会」の活動を基盤とし、同会を中心とする地元行政区への業務委託による日常管理のほか、馬を利用した除草や乗馬体験などの活用は馬主の協力を得て実施する。一方、地元住民では担うことのできない専門的な業務については、地元企業をはじめとする民間企業への委託や、まちづくり活動団体、ボランティアの参画を募って行うものとする。

- ・定期管理・中長期管理：南相馬市が実施。
- ・日常管理・馬の管理：泉官衙遺跡愛護会をはじめとする地域住民の協力を得る。
- ・管理業務受託団体、市の指定した公園管理者が実施。

#### ② 運営管理の主体

##### a. 史跡の保存と公開活用のための諸施設・場における運営管理

公園管理者としての南相馬市が行うほか、史跡においてコミュニティ活動を行う「泉官衙遺跡愛護会」を中心とする地元行政区をはじめとする地域住民との連携による運営管理、ボランティアやNPO法人など各種団体、地元企業、さらには指定された管理者による運営など、幅広い扱い手を想定し、適切な役割分担の下に行う。

##### b. 史跡の公開活用にかかる各種の業務

南相馬市が主催するイベントのほか、史跡の公開活用にかかる事業は南相馬市教育委員会が主体となって関連部局との連携のもとに行うほか、「泉官衙遺跡を楽しむ会」やNPO法人等のまちづくり活動団体に加え、民間企業など市の指定を受けた管理者が、それぞれの企画事業に応じた活動を行う。

##### c. 学術上・行政上・公開活用上の情報提供

積極的な学術調査を推進した成果や行政的措置については、文化財保護部局としての南相馬市教育委員会が行うほか、関係機関への協力を求める。また公開活用にかかる各種事業については、南相馬市各部局が適切な分担のもとに行うほか、それらの事業を企画した団体をはじめ、幅広い主体による情報提供を募る。

##### d. 地域連携ならびにボランティア・市民活動に対する支援等

市民が行う自主的な活動に対し、市民活動支援制度（助成金や用具の共有など）を創設し、日常における運営への市民参加を推進する。

## 日常における運営

- ・安全管理：南相馬市（公園管理者）、地元住民、管理業務受託団体・企業の協力を得る。
- ・案内解説：南相馬市専門職員、ボランティア
- ・VR・AR機器の管理（貸出）：南相馬市専門職員、地元住民、管理業務受託団体・企業の協力を得る。
- ・イベント時における運営：南相馬市、市民、ボランティア、関係各団体

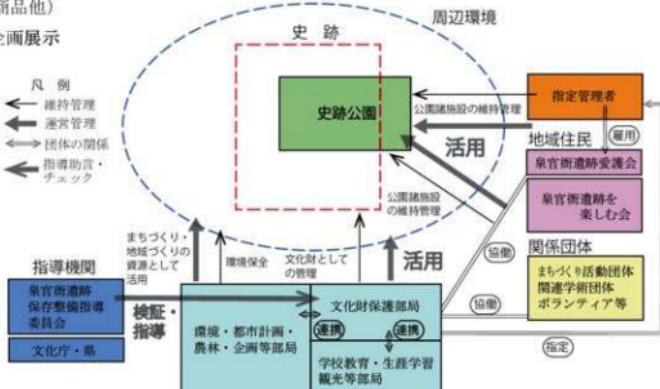
## ③ 多様で持続的な管理運営に向けて

施設の維持管理を持続的に行うとともに、多様なニーズに対応した運営管理を行うため、市が指定する管理者による施設の管理運営の方向性を確保する。この指定管理者制度は業務委託とは異なり、条例に定めた範囲のなかで、市が民間事業者を管理者に指定して管理権限を委任するものとなる。このメリットとして、民間事業者のノウハウやネットワークを活かしたサービスの向上やきめ細かな管理運営が期待できる。自由度の高い自主事業を認めることにより、史跡公園の利用促進による販わいの創出、雇用促進による地域経済の活性化などの効果を得ることを企図する。さらに、都市公園法による「公園施設の管理許可」制度（第5条）にもとづいて公園施設を民間事業者が収益施設として利用し、収益事業により得られた収入から管理許可使用料を徴収するなどの取り決めによって、管理運営にかかる経費負担を軽減し、持続的な管理運営を可能にすることも期待できる。

このように、市民の文化向上に寄与するという共通の目的のもと、地域住民、地元関連団体やまちづくり活動団体、地元企業などの管理運営への参画を募り、またそれらの団体で結成された共同体による管理運営も想定し、多様で自由度の高い活動を認めていく方向性を確保する。

### 想定する指定管理者の業務内容

- ・施設の維持管理（屋外施設・屋内施設の維持管理）
- ・日常的な管理運営（来場者管理、安全管理、案内解説、VR・AR機器の管理）
- ・イベントの企画・実施（古代水田、郡庁院でのイベント、正倉院でのイベント他）
- ・グッズの開発・販売（図録、古代米、特産品、木簡栄等遺跡関連商品、キャラクタ関連商品他）
- ・企画展示



第96図 管理運営のイメージ

#### (4) 施設の利用条件と運用方針

##### ① 職員の配置

常駐職員は配置せず、日常的な点検・保全・清掃のほか、中核活用建物の施錠やVR・AR機材の貸し出し等は、管理業務を受託した地元団体や企業の協力を得て行い、案内等は文化財専門職員やボランティアが事前申込に応じて対応する。

##### ② 夜間利用

イベントに伴う施設の臨時のライトアップを除き、施設全体の恒常的な夜間利用は想定しないが、全体の閉鎖管理は行わないものとする。中核活用建物は原則として日中は開放し、夜間は施錠し閉鎖するものとするが、地域住民によるコミュニティ活動や関係団体における活動に伴う利用を想定すると、中核活用建物を中心とした便益施設や多目的スペース、園路等の夜間利用は確保する必要がある。このため、一部の施設については夜間照明を設置するとともに、関係者が市の許可により中核活用建物の鍵を保管・管理し、一定のルールに従い必要に応じて利用できるようにするものとする。

##### ③ 使用料等

入場料の収取は行わないものとするが、公開活用にかかる体験学習や案内等については、利用にかかるコストに応じた実費負担を利用者に求める場合もある。また、民間事業者による収益事業に伴うものについては、市民の文化向上に寄与する目的に叶い、利用者のニーズにおいて必然性のあるものについては、これを妨げないものとする。

##### ④ 史跡公園利用のルール

史跡公園を安全かつ快適に利用できる環境を維持する目的で、利用者が守るべきルールを設定し、導入部や動線の出入り口等に注意看板を設けて周知する。

以下に、今後の各種施設の具体化による見直しを前提に一般的なルールの例を示す。

1. ゴミは持ち帰ること。
2. 犬を散歩させるときはリードを付け、周囲に配慮し、粪は持ち帰ること。
3. 整備施設に登ったり、汚したり壊したりないこと。
4. 史跡公園に隣接する民家や農地に立ち入らないこと。
5. 史跡公園内の土地を掘らないこと。
6. 史跡公園内は禁煙とする。
7. 史跡公園内での火気・花火の使用は特別に許可された場合に限り、消防体制を整えて行うこと。
8. 維持管理やイベント等に必要な場合を除き、駐車場以外に駐車・駐輪しないこと。
9. 公道や農道を除き、自転車・バイク等を乗り入れないこと。
10. 放牧する馬に手出しや餌やりを行わないこと。また大声やカメラのフラッシュ等の馬を驚かすような行為をしないこと。
11. 史跡公園内での事故・盗難は各自で注意すること。万一、事故等が発生した場合は管理者は責任を負わない。

#### (5) 市民活動への支援

泉官衙遺跡における地元住民や関係団体の主体的な活動を促すためには、市民活動への支援が必要となる。ここに、次の目的に沿って支援のあり方を設定する。

## ① 目的

- ・泉官衙遺跡における市民活動の契機を作る。
- ・泉官衙遺跡における場の使い方についての多様性を創出し、多様な活動ができるとの周知を進める。
- ・地域コミュニティ再生を図る市民団体を育成する。

## ② 主な内容

- ・泉官衙遺跡における市民活動への助成
- ・泉官衙遺跡における市民活動への資材の貸し出し、場所の提供
- ・泉官衙遺跡における市民活動への広報等活動支援

## ③ 市民活動への助成（案）

### a. 助成活動の対象

- ア. 泉官衙遺跡の史跡公園範囲を利用する活動
- イ. 史跡の保存に支障をきたさない活動
- ウ. 対象とする事業
  - ・史跡及び周辺の環境美化に資する事業
  - ・泉官衙遺跡をはじめとする地域の歴史・自然・防災思想を題材とした事業
    - 例) 古代のあそび、木簡づくり、古代の生活体験、写生大会、震災・津波を語る会
  - ・地域のコミュニティの再生につながる事業
    - 例) 子供会、成人式、結婚式、演奏会、発表会、まつり

※参加費の徴収は可能。営利目的の事業は対象外とする。

### b. 助成金

活動のあり方によって助成金に差額を設ける。助成金は多くの団体に助成することとし、低額なものとする。

募集型イベント（一般市民が参加可能）（参加者推計 20 名以上） 5 万円程度

団体構成員のみのイベント （参加者推計 10 名上） 1 万円程度

### c. 助成金申請及び決定

- ・年 2 ~ 3 回の募集期間とする。
- ・泉官衙遺跡の関連団体を母体とする協議会を設置する。
- ・市文化財課に申請し、協議会で審査し、文化財課が決定する。
- ・助成団体は年 1 回の開催を原則とする。

### d. 助成活動報告

- ・助成団体は写真を添付する活動報告を提出する。
- ・活動報告については、市ホームページ等に掲載することを条件とする。
- ・活動内容の実績報告に基づき、協議会で事業内容の検討を行う。検討内容に基づき、助成制度の内容について審議する。このような PDCA サイクルを設定し、随時助成制度を見直していく。

## ④ 資材の貸し出し、場所の提供

- ・助成団体や協議会構成団体員には、中核活用建物・駐車場・便所等の施設設備は無償で使用できるものとする。
- ・机、テーブル、椅子、テント、ブルーシート、土のう、発電機、リール式延長コード、ガ

ソリン街は無償で貸し出す。

- ・イベントに合わせ、遺跡のガイドが必要な場合には派遣する（専門職員、ボランティアガイド等）。
- ・市民活動参加者に対し、パンフレット等の無償提供を行う。

#### ⑤ 市民活動の情報発信

- ・泉官衙遺跡のイベント開催情報と活動実績を、市の広報誌や南相馬市博物館ホームページで情報発信するほか、泉官衙遺跡に関する広報誌や泉官衙遺跡ホームページを立ち上げて継続的に情報を更新し、発信する。
- ・市民活動の報道機関への情報提供の協力をを行う。

#### ⑥ 研修と先進地視察

- ・史跡の保存活用の担い手を対象に、活動の充実化を支援するため、研修の場や他の史跡公園の視察の機会を設ける。

### (6) 利用者数の設定

泉官衙遺跡の年間利用者数について、以下に利用者層ごとに想定した結果、約9.2千人と推計される。今後、復興に伴う交通機関や社会的環境の改善を考慮して、年間約1万人を目標として設定する。

#### ① 学校利用

- ・南相馬市的小学校

対象として、6年生及び4年生の児童を想定する。

6年生児童数 351 人（歴史学習）

4年生児童数 340 人（探求学習等）

- ・南相馬市の中学校

対象として、2年生の生徒を想定する。

2年生生徒数 398 人（歴史学習）

以上の児童・生徒数約1,000人の内、約20%の利用を想定し、推計200人とする。

#### ② 一般見学者

- ・文化財施設の一般見学者

大悲山石仏の拝観者数 15 人／日 × 365 日 = 5,475 人（大悲山三尊保存会調べ）

博物館来館者 = 8,000 人

桜井古墳公園利用者 = 4,000 人

浦尻貝塚史跡公園一般市民見学者推計 = 4,800 人 以上の平均 6,000 人

泉官衙遺跡の見学者数は博物館よりは少ないと想われるが、今後歴史文化基本構想等に基づく広域活用計画による観光ルートの設定等により、一般見学者 5,000 人を見込む。

- ・他の観光施設利用者の立ち寄り

北泉海水浴場 震災前 80,000 人／年

震災後 25,000 人（見込）×立寄率 5 % = 1,250 人

福島ロボットテストフィールド 10,000 人 ×立寄率 5 % = 500 人

以上の計により、5,000+1,250+500 = 推計 6,750 人

**③ 地元住民の利用**

泉官衙遺跡愛護会によるコミュニティ活動 30 人 × 6 回 = 推計 180 人  
(古代水田、花畠の活動)

**④ イベント参加者**

以下の主なイベントへの参加者を推計する。

発掘調査現地説明会・講演会	200 人
発掘体験参加	50 人
古代水田体験	50 人
乗馬体験 20 人 × 25 回	500 人
推計 800 人	

**⑤ 市民レクリエーション**

都市公園のようなレクレーション施設を設けないことから、多数の利用者は想定されない。  
休日の地元利用が主と考えられる。

休日 10 人／日 × 年間休日数 100 日 = 推計 1,000 人

**⑥ その他**

東北電力訓練センター研修生の研修利用 300 人／年

**⑦ 推計値の合計**

以上の推計人数を合計する。

学校利用	200 人
一般見学者	6,750 人
地元住民	180 人
イベント参加者	800 人
市民レクリエーション	1,000 人
その他	300 人
合 計	9,230 人／年

以上の推計を踏まえ、復興による交通機関や社会的環境の改善を考慮し、10,000 人／年を目指とする。

## 6-14. 史跡整備事業に必要となる調査等に関する計画

これまでに実施してきた発掘調査や研究の成果に加えて、史跡整備を行っていく上では、より詳しい情報が必要となることが予想される。史跡整備事業を進めるにあたって実施すべき各種調査と研究は、以下のようなものがある。

### (1) 建物復元のための調査

郡庁院・正倉院における遺構表現に必要な情報を得るための発掘調査を行うもの。建物や掘立柱構の各種遺構表現を行ううえで、柱配置や柱間、柱の太さ・形状、柱穴の大きさや深さ、根入れの深さ等が、上部構造を復元するための手掛かりとなるため、遺構の細部に関する情報を得る必要がある。とりわけ、中核活用建物として復元的整備を行う対象として想定される郡庁院の建物については、西脇殿・東脇殿の規模の確定をはじめ、復元的整備のための基本設計・実施設計を行うために、詳細な遺構情報の把握が必要となる。

### (2) 地形復元のための調査

遺構表現のための造成に伴い、当時の地形を復元する必要があることから、古代の地形形状に係る情報を得るための発掘調査・ボーリング調査等を必要に応じて行う。

### (3) 古環境・植生調査

古代の官衙を表現する正倉院・郡庁院では、古環境を再現して修景に反映させることを想定し、古代における植生について各種の自然科学分析により、必要な情報を得る。また、正倉院内の遺構から出土するイネ科のプラントオバールの分析により、正倉院に納められた穀物等の種類を特定し、展示に反映させる。

### (4) 過去の災害に関する調査研究

正倉火災によって生じたと推定される炭化米のC 14年代測定や、貞觀地震の発生したⅢ期に存在した遺構における津波堆積物の有無等を把握し、遺跡情報の展示に反映させる。後者では珪藻分析など海洋プランクトンの析出が有効となる。

### (5) 出土遺物に関する調査研究

瓦などの出土遺物の研究を行うことにより官衙施設の造営・維持・管理の体制や造営技術の系譜、隣接寺院等も含めた大規模な造営と補修の過程を明らかにすることにより、遺構変遷の画期となつた歴史的事象を追及する。

### (6) 周辺の関連遺跡に関する調査研究

寺院に瓦を供給した京塚沢瓦窯跡をはじめとする同時代の遺跡や交通路等の解明により、古代行方郡の中核となった泉官衙遺跡の機能を、より詳しく説明することが可能となる。

## 6-15. 事業の実施計画

史跡は古くから地元住民の間で守り伝えられ、当市による史跡公園整備事業への取り組みが開始されて以後も、発掘調査や土地の公有化、整備計画の検討などに、地元住民の方々の協力を得てきました。整備後においても、史跡を地域活性化の資源として、地元住民の理解と協力のもとに、管理運営を行っていくことが極めて重要である。そのうえで、住民による遺跡理解が風化しないよう、整備事業を早期に実施し供用を開始することが必要である。

この基本計画では、全体の整備計画を第Ⅰ期整備とし、事業期間を令和12年までの11年間と想定するが、早期の供用開始が求められることを踏まえ、事業の実施においては整備活用の中核となる郡庁院・中核活用建物と最小限の便益施設を整備して供用を開始するまでを前期整備、統けて正倉院・広場・園路・便益施設の整備を行う段階を後期整備に区分する（第3図参照）。そのうえで、当面、前期整備を令和7年度までの6年間で実施し、後期整備は前期整備の状況を踏まえて検討し、再度、必要な事業評価を受けて実施するものとする。なお、第Ⅰ期整備終了後には、その後の調査の進展に応じて、第Ⅱ期整備の実施を検討する。

また、整備工事の着手前から古代水田や憩いの場、探求の場の活用を始めるほか、草刈管理を兼ねた馬の放牧を行い、コミュニティ活動の醸成を図るとともに史跡への関心を集めしていく。

詳細な工程は第18表に示す通り、郡庁院の整備に先立って横断する市道の付替えが必要となる。また、復元的整備とする中核活用建物及び板塀については、基本設計段階で文化庁の諮問機関「史跡等における歴史的建造物の復元の取り扱いに関する専門委員会」の審査に1年程度を要することから、先行して着手し、その結果を踏まえて復元以外の基本設計に着手する工程とする。

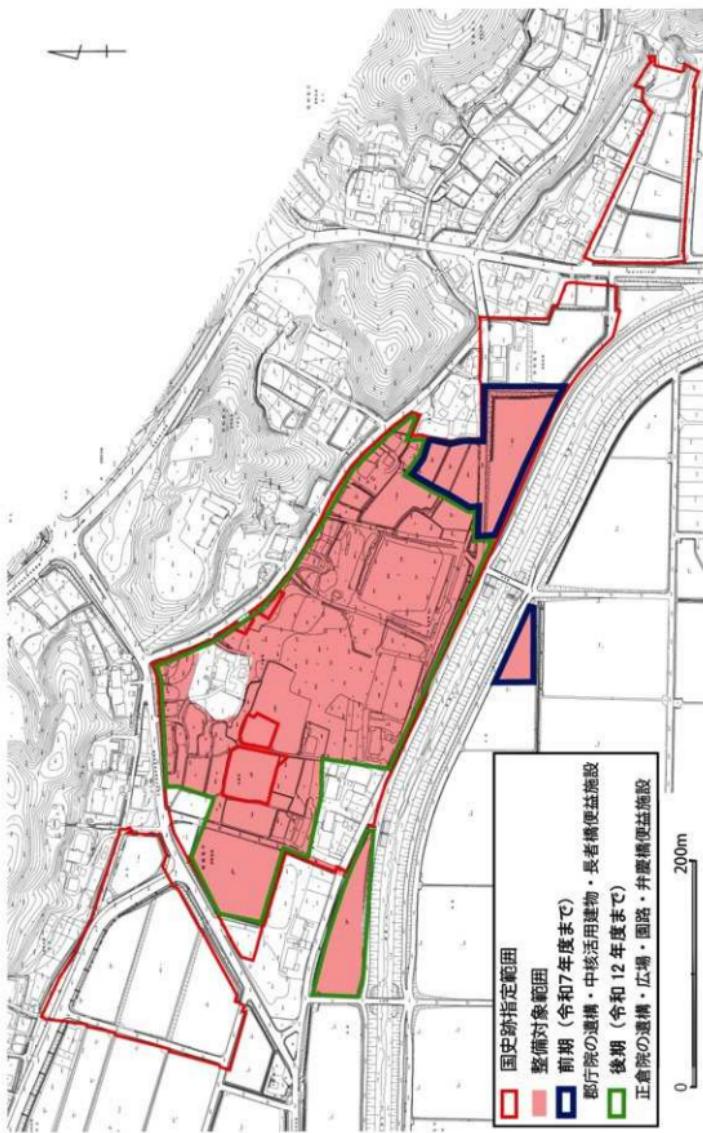
第18表 事業計画表

費目	第Ⅰ期整備										後期整備					計					
	新規整備					改修整備															
	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	小計	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028	令和11年度 2029	令和12年度 2030	小計								
設	10,236						10,236							0	10,236						
計	1,903	11,473					13,376							0	13,376						
設			4,576				8,534							0	8,534						
計			7,122	4,603			8,930							0	8,930						
設							0	4,367	9,713					14,080	14,080						
計							1,100	2,012	3,277	8,490	2,239	2,239	352	1,100	5,926	12,419					
設							6,600							0	6,600						
計							3,280							0	3,280						
設							5,000	10,000	45,000					9,705	9,895						
計							1,100	1,100	1,100	1,100	1,100			0	60,000						
設							24,639	24,696	55,483	5,480	3,113	6,435	120,046	10,072	11,952	2,239	352	1,100	25,714	145,769	
整														0	60,236	80,236	38,546			159,038	159,038
整														0	10,857	22,825				33,682	33,642
整														0	89,320						
整														0	140,459						
整														0	23,144						
整														0	40,403	40,403					
整														0	37,433						
整														0	24,750						
整														0	19,590	19,580	19,580				
整														0	21,876						
小計	0	0	0	98,109	126,972	101,904	326,985	0	80,236	71,093	85,184	36,190	252,703	59,686							
合計	24,639	24,696	55,483	103,589	140,095	108,329	457,031	10,072	72,188	73,332	85,536	37,290	276,417	73,440							
財源内訳	国庫補助	9,019	7,348	5,241	50,154	64,416	41,880	178,158	2,184	38,094	38,686	42,766	8,853	128,586	304,724						
財源内訳	一般財源	14,020	17,348	50,242	52,435	75,669	67,260	278,874	10,561	38,094	38,686	42,766	28,435	154,524	432,397						

…補助対象経費

…補助対象経費外

第97図 整備事業工程図



# 資料編



## ワークショップの検討概要

この整備基本計画策定に伴って、整備に向けた地域住民の意見を把握するため、住民参加のワークショップ「泉官衙遺跡を楽しむ会」を開催した。市広報誌で募集し、17～8人の市民が応募した。そのほか史跡の草刈等の日常管理を担っている地元住民の団体「泉官衙遺跡愛護会」からも参加を得ている。全5回開催し、1回につき平均12～3人が参加した。そのうち5～6人は毎回参加され、多くの方は3回以上の継続的な参加を得ている。また、来年度の参加にも意欲を示してくださる方も多い。

以下に5回にわたるワークショップの概要をまとめる。抽出された意見を、現状の集落や景観の魅力は何か、史跡の価値は何か、伝説の意味は何か、それらを顕在化するためにはどのような整備が必要か、という視点から、課題を整理し計画に活かすための基礎資料とする。

### 1. ワークショップの目的

泉官衙遺跡整備事業にかかり、国指定史跡「泉官衙遺跡」を保存・活用するための各所の取り組みに市民参加の場を設けることにより、地域住民の意見を反映した整備計画の検討及び事業の推進を図るとともに、遺跡への学びを市民とともに深めることによって、地域の文化財への愛着を育み、将来的には遺跡愛護団体や活用等に参画する人材の確保に結び付けることを目的とする。

### 2. ワークショップ開催日とテーマ

- 第1回 平成30年10月27日 泉官衙遺跡について知ろう
- 第2回 平成30年11月23日 泉官衙遺跡の魅力を発掘しよう  
～ビューポイントを探してみよう～
- 第3回 平成30年12月15日 泉官衙遺跡の魅力を発掘しよう  
～案内ルートを考えよう～
- 第4回 平成31年1月19日 サインを作ってみよう
- 第5回 平成31年2月23日 まとめとふり返り

① 第1回（平成30年10月27日）：泉官衙遺跡について知ろう

初回は泉官衙遺跡に関する説明や現地案内などを行った後、遺跡に関する感想や整備への期待等について意見交換を行った。整備・活用について、市民が広く親しみ、自然と調和した環境の中で持続的な能なものとすることや、米づくり体験、馬を用いたイベント、酒づくりなや劇の実施などの多様な活用方法、利用可能な復元建物など多くの意見が寄せられた。また、遺跡について今のままでわからないとの課題も述べられた。今後の整備や活用においてより多くの期待に応えることが課題となる。

キーワード	意見
整備への期待	相馬の人に文化財について興味を持つきっかけになる場所 市民が永年良好な状態で利用できる 単なる復元だけではなく、より地域にねぎしたもの ある一定の人々だけでなく、地域の人々みんなに親しまれるような整備 新田川堤防の桜と桜井古墳をつなぐ泉官衙遺跡の位置づけ 良好な環境を持続できること 自然との調和を大切にすること 持続可能なものとする
イベント・体験	馬を活用したイベント？ 遺跡を乗馬でめぐるツアーなど 米づくり体験 夜の遺跡として星空を見わたせる遺跡 そのほか「泉長者」の酒を造る。瓦せんべいをつくる 遺跡を巡るコースを作る。今のままでわからない 地元の人達の健康新作りに寄与するコースの作成 発掘体験 劇 体験教育 体験宿泊
遺跡の見せ方	一葉松の活用 利用可能な建物の復元や展示 寺院を中心地とする。ここにセンターを作る 発掘調査の経過を写真で展示 想像図付きの立て看板
シンボル	十一面觀音立像をモチーフにシンボルをつくる

## ② 第2回（平成30年11月23日）：泉官衙遺跡の魅力を発掘しよう

ここでは、ビューポイントを探すことによる泉官衙遺跡の魅力の発見を目的に、ワークグループごとに現地を探索し、その後ビューカードに見つけた風景などを記入し、さらに地図等でその場所を確認した。以下に抽出したビューポイントごとの概要を名称として整理した。

発見したビューポイントは、史跡内の発掘調査現場を活かしてホンモノとしての臨場感を伝えることができないないかという点や、史跡が丘陵地の裾にあることを示す地形や全景を見渡すことができる点などの意見が多くあった。

また、そのなかでも泉観音堂から遺跡を見渡せる景観は特に注目されたほか、遺跡背景の山々や遠望する阿武隈山地や太平洋を望める場が確認された。

主な視点（知らせたいビューの名称）	補足説明
発掘現場（正倉院跡・郡庁跡）	当時の建物を具体的に想像できる場
発掘現場から丘陵地を望む景	海岸に向かって続く丘陵とススキ・サザンカの景観
遺跡から西方の山なみを見る	平地と山なみの調和 指定標柱の文字が見にくく
正倉院付近からの遺跡全景	傾斜地及び民家の林に赴きがある 往時の水路（運河跡）付近の低地や遠くに海を見る
中心からの棚田のような景観 (花による景観づくり)	面的な広がりを活用した花の植栽などによる 景観づくり 棚田的になっている館院から一葉マツを望む
泉の酒井戸	土地の高低差がわかりやすい 酒井戸をきれいにする
泉から見える阿武隈山地	この史跡があつた時代と同じような景色を見る
高台から望む海	海の色が青くきれいに見える
泉観音堂の参道	参道と秋の風景 高台から望む遺跡風景（郡庁が見渡せる）
十一面觀音の鳥居	遺跡の立地条件が理解できる場
武須川の長者橋	既存展望台周囲の樹木間伐
史跡全景と谷、館院	遺跡と後背の山 谷と正面の道路



#### ③ 第3回（平成 30 年 12 月 15 日）：泉官衙遺跡の魅力を発掘しよう 案内ルートを考えよう

発掘現場にて体験発掘の後に、史跡をどのように案内したら魅力を活かすことができるかについて、前回のワークショップで発見したビューポイント等を踏まえ、見学案内ルートの検討を行った。

その中では、現在のままでは遺跡を十分に伝えることが難しいので、全景を俯瞰できる泉観音堂を起点とする意見が多くあった。

ここで検討された結果を整備前に遺跡を案内するルートに活かすこと、また整備後の散策動線や遺跡の全景を把握する視点場の参考とする。

##### 見学案内ルートの模式図

見学案内ルートは、史跡周辺に位置する既存の各種文化財等を巡るように、泉観音堂→酒井戸→館院→一葉マツ→正倉院→正倉院発掘現場→郡庁院という順である。



#### ④ 第4回（平成 31 年 1 月 19 日）：サインをつくってみよう

ここでは前回意見のあった泉官衙遺跡についてもっと知りたいという意見を踏まえ、グループごとに文化財課のスタッフが同席し、泉官衙遺跡について質疑を受けなら解説案内のテーマを検討した。古代の復元に関するテーマや伝説と泉官衙遺跡を関連付けることなどが発案された。また、案内方法としてホンモノを見て触ることの意見が多く、さらに音声ガイドなどの

案が示された。

史跡の展示解説や案内動線の設定において、市民から求められる事柄の参考とし、活用に結び付けるための資料となる。

提案するテーマ	その他コメント
屋根に使われた素材は「瓦」なんだって！	正倉院や寺院推定地では瓦が見つかっています 子どもたちにわかりやすく説明
役人の一日を想像する（生活を考える）	奈米を集めるととき 儀式 春夏秋冬 年中行事など
馬でめぐるとき下り坂はのんびりなのでピューを。のぼりははやいよ！	距離やコース別の設定 初心者コース 競輪コース 玄人コース
古代から未来につながる遺跡 古代から未来が体験できる遺跡	湿地等はビオトープみたいにできないか ホタルを呼ぶ
古きを訪ね新しきを知る	古代ハイテクから現代のハイテクへ
伝説と泉宮衙	官衙そのものをきちんと解説 大和朝廷と蝦夷との戦い 陸奥国行方郡役所 当時の歴史背景
歴史から未来を考える	古代ハイテクから現代のハイテクへ (製鉄、発電所)
その他	ホンモノであることが大切 見る・触れる・感じる
・海運のルートを想像する。 ・散策コース、健康コース等の難易度で設定ルートをわける。 ・貸出しの解説用のタブレット等	ホンモノの歴史が見られ、体験できる 史跡を俯瞰する案内





### 3. 市外の人々の意見（スタディーツアー参加者より聴取）

南相馬市の地域課題に対し、市外の人々からの視点で取り組む体験をテーマとし、市外との交流人口を増やすことを目的として企画されたツアー（スタディツア）の参加者を対象にワークショップを開催し、史跡の魅力を活かすために望ましい整備のあり方について意見を聞いた。

整備には建物復元など意見が多くあり、活用には発掘体験や米づくりと食体験、また馬の体験などの案が寄せられた。また周辺施設との連携では伝説や自然景観を活かした散策のほか、飲食に関する意見も寄せられた。

これらの意見を参考に、より多くの関心を集め楽しめる方法を検討する必要がある。

#### 【対象】

- ・子供から大人まで楽しめる場。
- ・子供から大人、地域の人から地域外の人まで幅広く楽しめるように。
- ・老人ホーム（高齢者が憩える場）。家族が会いに来て、子供をそこで1日遊ばせることのできる設備を用意（散策、バーベキュー、野外シアターなど）

#### 【整備】

- ・専用のゴーグルでVRなどで昔の景観を楽しめるようにする。
- ・正倉院の建物を復元し、中に入ることができ、パネルを展示した建物とする。
- ・当時の建物を復元し、展示スペースに利用
- ・発掘現場を再現し、調査区の段差などで子供が遊ぶことができ、発掘現場のようすを眺めることができるような表現。
- ・水路をめぐらした船で見学できるようにする。
- ・長者の屋敷を再現し、伝説を紹介。
- ・正倉院を復元して中をくつろげる空間として利用。
- ・遺跡が広いので馬で周遊できるようにする。
- ・太平洋など周辺の景観を望める展望スペース。
- ・礎石が残る場所に、礎石がどんなことに使われたのかを表現する（基礎構造）



## 【体験】

- ・発掘体験（模擬体験でもよく、実際の手を動かして行うことができるようなこと）  
・古代米から酒をつくる。
- ・当時の方法で米を調理し食べる体験  
・福島の米で田植え、収穫、食べる体験ができるようになる。
- ・酒井戸の近くに酒が飲める場所があるとよい。
- ・復元された建物だけでなく、自分で遺跡を発掘する体験ができる場所。
- ・地域の食材を食べられる場所。  
・馬など動物と触れ合えるスペース  
・乗馬ができるようにする。
- ・昔の人の暮らしを昔の建物や道具で体験できる場（「暮らしの体験館」）。

## 【周辺施設との連携】

- ・遺跡から海水浴場までつながる滑り台。
- ・酒井戸を復活し、お酒も飲めるようにする。
- ・自然の景観を活かす。
- ・伝説を活かした散策コースの設定。
- ・松のまわりにベンチなどがあり、散策でき憩うことができるようにする。
- ・駐車場・松のちかくに休憩所など必要。
- ・長者の泉で水遊び場
- ・コミュニティーセンター兼カフェで南相馬の美味しい食べ物を食べられるようにする。
- ・物産館と広場

## 【PR】

- ・PRの仕方に工夫を。インターネットなどに頼らず、行った人だけに面白さが分かるようにして、口コミ力だけでPRすると、返って伝わりやすいのではないか。



## パブリックコメント(市民意見提出制度)

市では、市民の市政への積極的な参加を促進するとともに、市の基本的な政策等の形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民と協働により市政を推進することを目的として、パブリックコメント(市民意見提出制度)を設けている。実施結果は以下のとおりである。

1. 件名:「泉宮街道跡史跡公園整備事業基本計画(素案)」
2. 実施期間:令和元年12月1日(日)~令和元年12月27日(金)
3. 意見件数:15名 16件

### 泉宮街道跡史跡公園整備事業基本計画(素案) パブリックコメント質疑

No	章	頁	意見等	回答 市の考え方(対応の理由)	
				対応	
1	6-10 6-11	118 120	金沢製鉄遺跡との関係性を記載すべきである。	原案のとおり	本計画では中核活用建物で史跡に関わる基本情報や歴史的意義に関する解説を行うこととしており、同建物では展示テーマの一つを「製鉄関連遺跡」としています(6-5、中核活用建物の計画P89)。また、東北電力原町火力発電所製鉄炉保存館等の関連遺跡を含めた活用を掲げておりますので、史跡と製鉄の密接な関係を示していくよう努めます(6-10、公開活用に関する計画P118、6-11、関連文化財に関する計画P120)。
2	5-3 6-11	52 120	泉の十一面観音の看板ならびに入口がわからなくなっているので、整備計画とあわせて修繕、整備してほしい。	原案のとおり	本計画では、史跡の価値と密接な関係を有する周辺の文化財や伝説継承地を一体的に保全・活用することを基本目標としています(5-3、整備基本計画における基本目標P52)。そのため、史跡と関連文化財を結び付けた活用を計画しており、その実現に必要な環境を整えるため、泉の十一面観音の看板や入口の修繕・整備の実施方法を検討いたします(6-11、関連文化財に関する計画P120)。
3	巻末資料	8	泉の十一面観音が千手観音という記載があるので、訂正すべき。	訂正する	原案を訂正いたします。
4	6-7	100	大型バスを降りる場所は見学の起点となるので、トイレが必要と思う。	後期整備の実施の際に検討する旨を記載。	本計画では、全体計画(第Ⅰ期整備)で便益施設を「長者橋便益施設」と「弁慶橋便益施設」の2箇所に設けることとしています。このうちトイレは、平成7年度までに行う前期整備において、郡庁院周辺とともに整備する「長者橋付近便益施設」に設置します。現計画では、「弁慶橋便益施設」にトイレの設置は想定しておらず、前期整備が終了し供用を開始した後は、当面、多くの来場者が見込まれるイベント時に、仮設トイレを設置する等の方法で対応することとしています。ただし、長者橋便益施設は大型バスの進入が難しいため、大型バスの進入が可能な「弁慶橋弁慶施設」を令和8年度から実施を予定している後期整備において設けることとしており、前期整備の終了・供用開始後の公園の利用状況を踏まえて後期整備において「弁慶橋便益施設」へのトイレの設置を検討いたします。(6-7、導入部設計計画P100)。
5	6-7	100	長者橋便益施設は、地形的に低い位置にあり、先の豪雨時には浸水している。災害等を考慮した設定とされたい。	原案のとおり	便益施設は原則として史跡指定地内に設置することができず、史跡の中心となる郡庁院へのアクセスを考慮して便益施設の位置を計画しました。設計にあたっては、災害の影響を考慮します(6-7、導入部設計計画P100)。
6	6-7	100	大型バスが入るような動線を確保すべきである。	原案のとおり	史跡の南側に接する市道により、史跡公園の中心となる「中核活用建物」や動線の起点となる「長者橋便益施設」の近くまで大型バスの進入が可能である。

7	6-10	119	観光にもっと利用できるような全国的にももっと知ってもらうようなPRが必要。せっかく作るのにもつたいない。	原案に整備前の活用によるPRを加筆する。	り、来園者の乗降は可能です。ただし、「長者橋弁慶施設」は大型バスの進入が難しいため、大型バスの駐車のため「弁慶橋弁慶施設」設けることとしております(6-7. 導入部施設計画P100)。	
8	6-4 6-8 87 104	70・ 87 104	スマホ、アプリなども将来的には活用できるようにしてもらいたい。	原案にAR・VRの利用法を具体的に盛り込みます。	ポスターやパンフレット、副読本、WEBサイト等、さまざまな方法で情報発信をしていきます(6-10. 公開活用に関する計P119)。また、史跡公園完成前から市民と連携した事業実施により幅広い対象への史跡のPRに努めます。	
9	6-5	89	ガイダンス施設はいつで起きるのか。	原案のとおり	現地における建物・堀などの構造物とAR・VR等のソフトとを関連させて古代を体感できる歴史的空間を再現するとともに、ゲーム性のあるVRやアプリなどを活用し、他の文化遺産では体験できない魅力ある見学や活動プログラムやイベントの充実を図ります(6-4. 運営の表現に関する計画P70・87、6-8. 動線・案内等施設計画P104)。	
10	6-8	104	泉の十一面觀音からは史跡全体を眺められるので、展望ポイントとして展望台をつくるなどの整備をしてほしい。	後期整備の実施の際にに行う事業計画の見直しのポイントとして記載する。	復元建物とガイダンス施設等の機能を兼ねた「中核活用建物」を、令和7年度までに整備します(6-5. 中核活用建物の計画P89)。	
11	6-6	99	古代水田としているエリアは庭園や植栽(桜など)などの整備をしてほしい。水田はどこでもあるので、見栄えがするものにもらいたい。	原案のとおり	後期整備の実施の際にに行う事業計画の見直しのポイントとして記載する。	遺跡の特徴や魅力を感じるビューポイントへ見学者を誘導し、視線を促す案内版を設置します(6-8. 動線・案内等施設計画P104)。展望台に設置等、泉の十一面觀音の境内地内の整備については、本計画とは別に、住民の方々と協議のうえ検討することとします。
12	6-11	120	将来、自転車で文化遺跡を巡ることも想定されるので駐輪場の設置も検討してほしい。	原案のとおり	古代水田としているエリアは、現在、地元住民との協働による花植えの活動により景観美化を行っており、そのようなコミュニティ活動によって住民と共に史跡に新たな魅力を創出する場と位置付け、「共創の場」と名付けました。今後もそのような活動を継承していきたいと考えています(6-6. 広場等整備計画P99)。	
13	6-7	100	トイレが不足していると思うので、駐車場にはトイレを設置してほしい(2か所)。	後期整備の実施の際に検討する旨を記載。	史跡と関連文化財を結びかけた活用を行なうため、歩行のほか、自転車や自動車など移動手段毎に史跡を中心とした「活用圏」を想定しています。見学手段の一つである自転車や駐輪場の常設についても、今後の設計段階で検討していきます(6-11. 関連文化財に関する計画P120)。	本計画では、全体計画(第1期整備)で便益施設を「長者橋便益施設」と「弁慶橋便益施設」の2箇所に設けることとしています。このうちトイレは、平成7年度までに行なう前期整備において、郡守院周辺とともに整備する「長者橋付近便益施設」に設置します。現計画では、「弁慶橋便益施設」にトイレの設置は想定しておらず、前期整備が終了し供用を開始した後は、当面、多くの来場者が見込まれるイベント時等に、仮設トイレを設置する等の方法で対応することとしています。ただし、長者橋便益施設は大型バスの進入が難しいため、大型バスの進入が可能な「弁慶橋弁慶施設」を令和8年度から実施を予定している後期整備において設けることとしており、前期整備の終了・供用開始後の公園の利用状況を踏まえて、後期整備において「弁慶橋便益施設」へのトイレの設置を検討いたします(6-7. 導入部施設計画P100)。
14	6-5	89	・金沢地区製鉄遺跡群との密接不可分の関係を明示されたい。 ・泉宮街遺跡の設置目的・存在意義について、中	原案のとおり	本計画では中核活用建物で史跡に関わる基本情報や歴史的意義に関する解説を行うこととしており、主要な展示テーマの一つを「歴史的背景と泉宮街遺跡の意義」としています。これらの展示内容は、調査の進展や研究の深化に伴って常に更新していくこ	

				央寄りの視点に偏ることなく、俘囚や常陸からの移民が果たした役割も含め、その歴史的な意味合いを説明することが必要である。室町5年の正倉火災や蝦夷反乱にみられるような、朝廷と蝦夷社会との激しい軋轢を具体的に提示しなければ、この地域ならではのアイデンティティーは共有されないのでないのではないか。	とを想定しており、さまざまな視点からの歴史的評価を展示に盛り込むように努めます。また「中核活用建物」を、この地域の歴史について、来場者のみなさまそれぞれが歴史を発見し、共有する場と位置付けており、各種の活用を行っていくことによって、地域のアイデンティティーが共有されるよう努めます(6-5 中核活用建物の計画 P89)。
15	全体		原案のとおり	全国的にも非常に価値のある泉宮衙遺跡の史跡公園化を行う際には、当時の人々の暮らしを、体験によって理解する様々な仕組みを取り入れたものにして欲しい。そのためには、専門家が当たり前だと思っていたことと、一般市民との知識や感覚の隔たりを理解し、本遺跡の価値を訪問した市民が体験を通して学ぶことで、当時の人々の生活や、ものごとの仕組みを理解した、という感動を得るとともに、ふるさとの誇りを育むものにして欲しい。	本計画では、史跡を地域固有の歴史文化を体験でき、自ら歴史を探求できる場として整備することを、基本目標としております。このため、古代の官衙施設の再現に終始することなく、様々な歴史体験を行うための広場を「探求の場」「共創の場」として設定します。「探求の場」では発掘遺構から得られた情報をもとに歴史を探求する発掘体験を、「共創の場」は地域住民との協働による活用の一方法として地元農家の協力を得て古代米を栽培する体験を行う古代水田として活用することを想定しております。その他にも、中核活用建物等を利用した体験教育によって、当時の人々の暮らしや社会の仕組みを学ぶ場として、多様な活用に取り組んでまいります。
16	6-12	124	原案に加筆。	泉宮衙遺跡は、海・河に近いその立地から、この地に官衙を設置するにあたって、水運の機能が重視されたと考えられ、その機能を端的に示す遺構としてⅢ期の水運関連施設では貴重である。それらを何らかの形でAR・VRではなく現地に表現してほしい。	水運関連施設の遺構は過去の圃場整備事業により、その主要な部分は消滅しております。その延長部分が史跡内に保存されていることが予想されますが、未確認であることから、今後、発掘体験等の活用の一環として調査を行って解明を進め、その結果に応じて現地での遺構表現を改めて計画します(6-12. 調査等の計画 P124)。

## 南相馬市公共事業評価

南相馬市では、市が実施する公共事業を評価することにより、公共事業の実施の必要性及び有効性等を確認するとともに評価の過程を市民に明らかにすることにより市民に対する説明責任を遂行し、もって行政サービスの質的向上を図ることを目的として、「公共事業評価」制度を設けている。

1. 件 名 泉官衙遺跡史跡公園整備事業の評価について
2. 実施日 令和元年 12 月 17 日
3. 結 果 公共事業評価委員会の答申は以下のとおり。

### 【評価結果】

必要性は認められるが有効性を認めるに至らない。

### 【付帯意見】

- (1) 有効性を高めるために、事業コストを含めて、構造物・建築物の在り方を再検討すること。
- (2) 有効性を高めるために、ソフト面の様々な工夫を行い、史跡保存に留まらない市民価値の向上を含めた、さらなる改善を行うこと。

4. 対 応 市では公共事業評価委員会での答申を尊重し、事業に適切に反映させるため、以下の対応方針を取りまとめ、計画の素案に反映させるとともに、市民や議会等に反映状況を報告した。

### 【対応方針】

全体で 11 年間の計画である第Ⅰ期整備については、当面、令和 7 年度までの 6 年間で行う前期整備を実施します。なお、令和 8 年度以降の後期整備については、前期整備の状況を踏まえ、検討することとし、実施に当たっては、再度事業評価を受けることとします。

さらに、今回の公共事業評価での指摘については、下記のように対応します。

#### 付帯意見(1)に対する対応方針

- ① 復元的建物については、より歴史性を感じられるものとするため、多様な活用の機能を有しながら内装にも歴史的意匠を取り入れます。
- ② 展示物等は、古代を体感できる歴史的空間の再現性を高めるため、AR・VR 等のソフトと関連した構造物として整備します。

#### 付帯意見(2)に対する対応方針

- ③ 史跡で行う見学や活動に AR・VR やアプリの利用を拡大し、限定的であった活用範囲を史跡全体に広げるとともに、ゲーム性のある VR やアプリなどを活用し、他の文化遺産では体験できない魅力ある見学や活動プログラム、イベントの充実を図ります。
- ④ 史跡公園完成前から市民と連携した事業実施により幅広い対象への史跡の PR に努めるとともに、多様なニーズに対応した活用を行いうため、市民団体の史跡を活用する活動への支援や民間団体による管理運営の参画を含めた運営体制の構築を図ります。
- ⑤ 周辺や市内の文化遺産等と結びつけ、ほかにない誇れる歴史文化を発信するための核として活用を図ります。

1. 構造物・建築物の在り方の検討

No.	対応策	当初内容	改善の内容	効果
①	復元的建物の内装も歴史的意匠とする。	復元的建物は多様な活用が図られるよう機能面を重視した室内空間として整備する。	想定していた展示や地域活動の機能を維持しつつ、内装にも歴史的な意匠を取り入れて歴史空間の再現性を高め、史跡公園でしかできない歴史体験を充実化させる。	来訪者にとって、復元建物で行われる歴史体験への満足度が高まる。
②	展示物等は、AR・VR 等のソフトと関連した構造物として整備する。	最低限の展示物で、史跡全体に性格の異なる複数の建物や構造物が存在していたことを視覚化する。	現地における構造物は、AR・VR のソフトとよりリンクして多様な歴史表現の展開が図られるような仕様・配置とする。	比較的低成本で再現性の高い歴史空間の表現により、来訪者による史跡の歴史的価値の理解度や歴史体験の満足度が高まる。

2. ソフト面の様々な工夫を行い、史跡保存にとどまらない市民価値の向上を図る。

No.	対応策	当初内容	改善の内容	効果
③	ゲーム性のあるVRやアプリなどを活用し、見学や活動プログラム、イベントの充実を図る。	AR・VR のソフトを用いるポイントは代表的なものに限って設定した。	AR・VR ソフトやアプリにゲーム性を持たせ、活用範囲を史跡全体とし、随時更新するものとする。	見学等に市民にわかりやすく伝えられるとともに、リビーターの醸成につながる。
④	市民団体や民間団体の参画を含めた運営体制の構築を図り、史跡公園完成前から市民と連携した事業を実施する。	市民活動の支援や民間団体との連携を図ることとしていたが、史跡公園整備前からの幅広い民間の協力を得た周知活動やイベント実施は不足していた。	地元協力団体（泉官衙遺跡愛護会）、市民支援団体（泉官衙遺跡を楽しむ会）との連携をこれまで以上に強化するとともに、民間企業等まで含めた幅広い民間との連携を図り、史跡公園整備前から市民と連携したイベントを実施する。	行政にとどまらない多様な活用が促進されるとともに、幅広い対象へのPRが可能となる。管理運営に民間の力を借りることにより、多様なニーズに対応した利活用が可能になる。
⑤	周辺や市内の文化遺産等と結びつけ、ほかにない誇れる歴史文化を発信するための核として活用を図る。	当市の成立を示す泉官衙遺跡を核とした見学プログラムの構築や見学ルートの設定に関する計画が不十分であった。	各時代の個性ある文化遺産を魅力あるストーリー展開により結び付け、線的・面的な活用のプログラムを、泉官衙遺跡を核として構築する。	他自治体にない多様性をもつ当市の文化財の一體的な活用が可能となり、地域学習の効果や観光における当市の魅力が高まる。

## 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準（案）

文部科学省では、「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」の制定を予定し、行政手続法第39条などに基づき、その案についてパブリック・コメント（意見公募手続）を令和2年3月3日～4月1日の期間で実施しており、その結果によって必要な修正を加え、令和2年度に同基準が制定される見込みである。パブリック・コメントに付している史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準案は以下のとおり。

### 史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準（案）

令和 年 月 日

文化審議会文化財分科会決定

史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準について、下記のとおり定める。

#### I. 復元

##### 1. 定義

「歴史的建造物の復元」とは、今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物の遺跡（主として遺構。以下「遺跡」という。）に基づき、当時の規模（桁行・梁行等）・構造（基礎・屋根等）・形式（壁・窓等）等により、遺跡の直上に当該建物その他の工作物を再現する行為をいう。

#### 2. 基準

歴史的建造物の復元が適当であるか否かは、具体的な復元の計画・設計の内容が次の各項目に合致するか否かにより、総合的に判断することとする。

##### （1）基本的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値の理解にとって有意義であること。
- イ. 当該史跡等の本質的価値を理解する上で不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること。
- ウ. 復元以外の整備手法との比較衡量の結果、国民の当該史跡等の理解・活用にとって適切かつ積極的の意味をもつと考えられること。
- エ. 保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的な方向性が示され、歴史的建造物の復元について下記の観点から整理されていること。
  - ①復元の対象とする歴史的建造物の遺跡が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること。
  - ②当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること。
  - ③復元後の管理の方針・方法が示されていること。

##### （2）技術的事項

- ア. 当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代における史資料の作成・残存状況等も踏まえ、次の各項目の資料により、復元する歴史的建造物が遺跡の位置・規模・構造・形式等について十分な根拠をもち、復元後の歴史的建造物が規模・構造・形式等において高い蓋然性をもつこと。
  - ①発掘調査等による当該歴史的建造物の遺跡に関する資料等
  - ②歴史的建造物が別位置に移築され現存している場合における当該建造物の調査資料
  - ③歴史的建造物が失われる前の調査・修理に係る報告書・資料等
  - ④歴史的建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等で、精度が高く良質の資料（歴史的建造物が失われた時代・経緯等によって、復元に求めるべき資料の精度・質に違いがあることを考慮することが必要）
  - ⑤歴史的建造物の構造・形式等の蓋然性を高める上で有効な現存する同時期・同種の建造物、又は現存し

ない同時期・同種の建造物の指図・絵画・写真・模型・記録等の資料  
イ、原則として、復元に用いる材料・工法は同時代のものを踏襲し、かつ当該史跡等の所在する地方の特性等を反映していること。

### (3) 配慮事項

ア、歴史的建造物の構造及び設置後の管理の観点から、防災上の安全性を確保すること。

※防火対策については「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に基づいて対策を講じること

イ、復元のための調査の内容、復元の根拠、経緯等を報告書により公開するとともに、その概要を復元後の歴史的建造物の内部又はその周辺に掲出し、それぞれについて文化庁に報告すること。特に復元に係る調査研究の過程で複数の案があった場合には、他の案の内容、当該案の選択に係る検討の内容、復元の内容等を必ず記録に残し、正確な情報提供に支障が生じないようにすること。

## II. 復元的整備

### 1. 定義

今は失われて原位置に存在しないが、史跡等の保存活用計画又は整備基本計画において当該史跡等の本質的価値を構成する要素として特定された歴史時代の建築物その他の工作物を遺跡の直上に次のいずれかにより再現する行為を「歴史的建造物の復元的整備」という。

ア、史跡等の本質的価値の理解促進など、史跡等の利活用の観点から、規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部を変更して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

イ、往時の歴史的建造物の規模、材料、内部・外部の意匠・構造等の一部について、学術的な調査を尽くしても史資料が十分に揃わない場合に、それらを多角的に検証して再現することで、史跡等全体の保存及び活用を推進する行為

### 2. 基準

「歴史的建造物の復元的整備」は、1. 2. (1) の基本的事項及び(3)の配慮事項を準用するほか、以下の手順及び留意事項を遵守しながら行い、史跡等の保存及び活用に寄与するものであると認められるものでなければならぬ。

#### (1) 手順

ア、保存活用計画又は整備基本計画において、当該史跡等の保存管理・整備活用に関する総合的は方向性が示され、歴史的建造物の復元的整備について以下の観点から整理されていること。

①復元的整備の対象とする歴史的建造物が史跡等の本質的価値を構成する要素として特定されていること

②史跡等の本質的価値の理解促進を含む復元的整備の目的及び効果が合理的かつ史跡全体の保存・活用の推進に寄与するものであり、それらが明確に示されていること

③②の目的及び効果を実現するための具体的な復元的整備案が示されていること

④当該史跡等の歴史的・自然的な風致・景観との整合性が示されていること

⑤復元的整備後の管理の方針・方法及び活用方策が示されており、②の目的及び効果と整合がとれていること

イ、当該史跡等の本質的価値を理解するうえで不可欠の遺跡の保存に十分配慮したものであること

ウ、復元的整備を行う歴史的建造物について、考古、文献や建造物などの分野の専門家も含め、具体的な規模・構造・形式等を多角的に検証・実施できる体制を整備し、検討を行い、関係者間において合意が形成されていること

エ、1. 2. (2) 技術的事項に沿って往時の規模・構造・形式等や材料・工法を検証し、それを採用しない構造部については、史跡等の理解促進や史跡等の保存・活用の効果と比較衡量すること

## (2) 留意事項

- ア. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した構造部については、その旨を明示すること
- イ. 往時の意匠・構造等が不明確な部分や利活用の観点から一部構造等を変更した部分については、再現に当たって採用した意匠・構造について、その経緯及び考証を明示すること
- ウ. 復元的整備を行う歴史的建造物は、史跡等の学術的な理解の促進に資するものであることから、復元的整備された歴史的建造物に付加する便益施設については、その機能や面積に応じて重要箇所（例えば、城跡における本丸等枢要箇所）を避けるなど配慮すること
- エ. 復元的整備後には、ア. 又はイ. の実施について文化庁に報告を行うとともに、継続的に復元的整備の効果を検証し、報告を行うこと

## III. その他

地方指定や未指定の遺跡等において、歴史的建造物の再現を行う場合についても、本基準を參照しつつ、史跡等における歴史的建造物の復元の取扱いに関する専門委員会の指導・助言を受けることができる。



---

---

泉官衙遺跡史跡公園整備事業基本計画

令和2年3月13日  
福島県南相馬市教育委員会

〒 975-0062 南相馬市原町区本陣前 1-70  
TEL 0244-24-5284 FAX 0244-24-1288

---

---